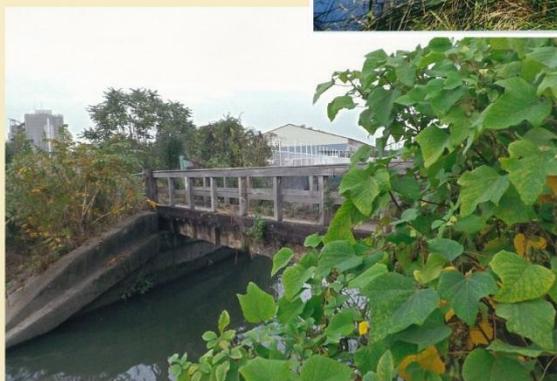
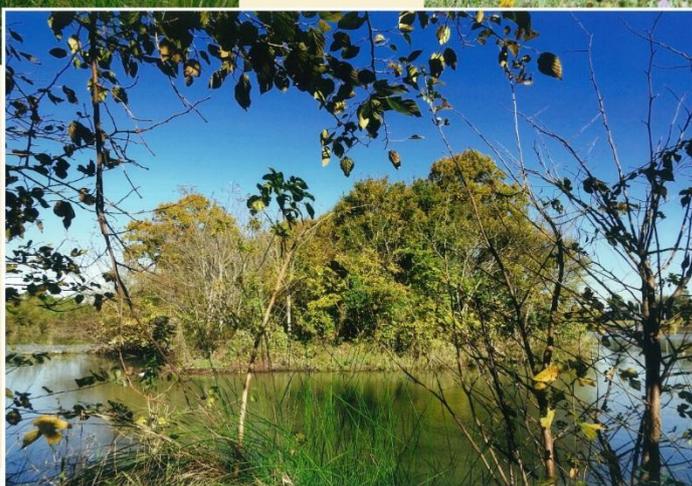


第2次八潮市環境基本計画



八 潮 市
平成 28 年 4 月

ごあいさつ

本市では、平成 19 年 12 月に「八潮市環境基本条例」を制定するとともに、この条例で定めた基本理念と考え方をもとに、平成 21 年 4 月に「八潮市環境基本計画」を策定し、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

しかし、その間にも地球温暖化や生態系の破壊など様々な環境問題が深刻化し、局地的な大雨による洪水や生物多様性の消失などが身近な問題として私たちに迫っております。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災や東京電力福島第 1 原子力発電所の事故による放射能汚染は、私たちの大量生産・大量消費の生活やエネルギー利用のあり方に重大な影響を与え、市民の皆様の環境問題に対する意識を一変させました。

このような背景や本市の環境行政を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、様々な環境問題に対応するために、平成 28 年度から 10 年間を計画期間とする、新たな「第 2 次八潮市環境基本計画」を策定しました。

今後も、本市の貴重な財産である豊かな自然環境を次世代に継承するため、本計画を着実に実行しつつ、適時見直しを行っていくことにより、将来の望ましい環境像であります「水と緑にふれあえる、環境に優しいまち八潮」を作り上げることができるものと考えております。

八潮市環境審議会からの答申にもありますように、本計画を着実に実施していくことをお約束するとともに、将来の望ましい環境像の実現には、市民、事業者、行政が協働して各種施策を推進することが必要となりますことから、市民や事業者の皆様の一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見等をいただきました市民や事業者の皆様に心から感謝申し上げます。



平成 28 年 4 月

八潮市長 大山 忍

表紙写真（中央）



「八潮の環境」写真コンテスト最優秀賞作品
「八潮のジャングル探検」
荘司 翼 氏

裏表紙絵



小学生環境ポスター最優秀賞作品
中山 陽太 さん

表紙写真 「八潮の環境」写真コンテスト優秀作品



「秋風」
中村 美咲 氏



「花園に舞う野鳥（カワラヒワ）」
稲川 豊 氏



「（八潮橋）八潮で唯一残る木橋」
高橋 良作 氏



「花越しの水辺の楽校」
水崎 浩一 氏

目次

第1章 計画の基本的考え方	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	9
3 計画の期間	9
4 計画の推進主体	10
5 対象とする環境の範囲	12
6 計画の位置付け	14
第2章 八潮市の概要	15
1 環境の現状	15
2 市民意識	34
3 八潮市の環境の課題	37
第3章 望ましい環境像と環境目標	40
1 望ましい環境像と環境目標	40
第4章 目標達成のための取組	46
1 自然環境分野 ーきれいな水と豊かな緑に恵まれ、人と自然がともに生きるまちー	46
2 生活環境分野 ー健康で安心した生活を送ることができるまちー	55
3 快適環境分野 ー快適でいつまでも住み続けたいと思うまちー	63
4 地球環境分野 ー温室効果ガスやごみの排出量が削減された地球環境を守るまちー	72
5 環境活動分野 ーみんなが環境への思いやりを持ち環境活動に参加するまちー	88
第5章 計画の推進	94
1 各主体の役割と協働	94
2 推進体制	95
3 進行管理	96
資料編	97
資料1 八潮市環境基本条例	98
資料2 環境関連条例	102
資料3 八潮市環境基本計画策定の経緯	103
資料4 用語解説索引	113

第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定の背景

本市では、平成19年12月に「八潮市環境基本条例」を制定、条例で定めた基本理念に基づき、平成21年4月に平成27年度を目標年度とした「八潮市環境基本計画」を策定し、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、地球温暖化^{*}対策や生物多様性^{*}に関する国内外での取組が進むなど、環境を取り巻く状況は大きく変化してきました。また、新たに第5次八潮市総合計画が策定されたことから、これとの整合を図り、基本構想に掲げられた将来都市像の実現に向けた施策を推進していくことが必要となっています。

この「第2次八潮市環境基本計画」は、「八潮市環境基本計画」が目標年度を迎えたことから、これまでに実施してきた施策を基本としつつ、以下に示す本市の環境行政を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、今後10年間の本市における環境行政の要となる計画として策定するものです。

なお、本計画の対象とする環境の範囲は、市域の環境を構成する「自然環境」、「生活環境」、「快適環境^{*}」及び地球規模の「地球環境」、さらに、日常生活や事業活動における環境への配慮や行動の実践により自然環境等の保全が実現できることから、人々の活動のあり方についても「環境活動^{*}」として対象にします。

(1) 八潮市の環境行政を取り巻く国内外の状況

ア 低炭素社会^{*}への社会的要請と地球温暖化の防止

東日本大震災による広範囲での高い津波の襲来や原子力発電所の事故などの深刻な問題を契機として、リスク管理^{*}の在り方とともに、エネルギー政策や地球温暖化対策の見直しを含めた環境政策の在り方の変革が進められています。

地球温暖化の防止を目的とした国内外の取組としては、平成4年(1992年)に気候変動枠組条約^{*}、平成9年(1997年)に京都議定書^{*}が採択され、平成20年(2008年)の「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)の改正により、排出抑制等に係る指針の策定や地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス^{*}排出量算定・報告・公表制度の対象拡大などが盛り込まれました。また、平成24年(2012年)には「都市の低炭素化の促進に関する法律」(平成24年法律第84号)が制定され、低炭素社会形成に向けた取組が進められています。

さらに平成27年(2015年)にパリで開かれた気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、途上国を含むすべての国が参加する平成32年(2020年)以降の新たな温暖化対策「パリ協定」が採択されました。日本は、平成42年度(2030年度)に平成25年度(2013年度)比で温室効果ガスを26%削減する約束草案を提出しています。

地球環境問題*が世界規模で深刻化している中で、環境負荷の少ない暮らしが求められており、引き続きエネルギーや資源の有効利用により、循環型社会*の構築に向けて積極的に取り組むことが必要です。

イ 資源・エネルギー消費の見直しと適正な資源循環の推進

大量の資源・エネルギーを消費する在り方を見つめ直し、社会を持続可能なものへと見直していく、価値観や意識の大きな変化が生まれています。また、再生可能エネルギー固定価格買取制度*が始まるなど、再生可能エネルギー*の導入拡大や省エネルギーの取組が進んでいます。

世界的には、資源消費及び廃棄物の発生量が急増するとともに、金属くずや古紙、廃プラスチックなど有価で流通している循環資源*の国際的な移動が増加していることから、地球規模の環境負荷低減と適正な資源循環を確保することが必要になっています。国内では、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）や個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が施行され、循環型社会形成に向けた取組が進みつつありますが、3R*（発生抑制、再使用、再資源化）の取組のうち、特に発生抑制、再使用については、更なる取組が求められています。

ウ 生物多様性の損失への懸念

平成22年（2010年）に、名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」を開催、「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性保全活動促進法）」（平成22年法律第72号）が制定されるなど、生物多様性に関する取組が進んでいます。

「生物多様性総合評価」（平成22年公表）によると、生物多様性の損失は全ての生態系*に及び、特に陸水生態系、沿岸・海洋生態系などの損失は大きいと報告されています。

また、埼玉県では、平地、丘陵、山地などにおける生物多様性保全の考え方と取組事例を示した「生物多様性保全県戦略」を平成20年（2008年）に策定し、家庭、工場・事業所、学校など、身近な場所でもできる生物多様性保全への取組を示しています。

都市化が進む中で、本市に残る豊かな水辺等の貴重な自然を保全し次代に継承していくとともに、緑を増やし、公園、緑地等の憩いの場を充実し、野生生物の生息環境の確保と潤いある暮らしを実現することが求められています。

エ 環境と経済の持続可能性の確保に向けた取組

環境を経済発展の牽引役の一つとして考えるグリーン成長*に向けた取組が活発になり、市場において省資源・省エネルギー型の機器を始めとする環境配慮型商品・サービスの普及が進み、今後も拡大すると予想されています。

また、平成24年（2012年）に閣議決定された「日本再生戦略」では、グリーン（＝環境・エネルギー分野）を日本の主要な産業へと育成し、次世代自動車*の研究開発促進や、スマートシティ*構築の強力な推進、洋上風力を中心とする海洋エネルギーの戦略的開発、蓄電池の

高度化・低コスト化・普及を加速させることで、新たなマーケットの創造を図りつつ地産地消^{*}の分散型エネルギーシステム^{*}を展開し、また、再エネ・省エネ産業における雇用の拡大を目指す「グリーン成長戦略」を最重要戦略として位置付けています。

オ 少子高齢化の進行

日本は、出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによって、少子高齢化と人口減少が急速に進んでいます。総人口は、平成20年の約1億2,800万人をピークに減少に転じ、今後本格的な人口減少社会を迎えます。

一方、本市では、人口が増加し、平成27年に8万6千人に達しました。今後も当面は増加するものと予測されています。しかしながら、65歳以上の人口比率は平成2年の国勢調査時の6.1%から平成22年の同調査時には19.4%と大幅に上昇しており、全国と比べ低い水準ではあるものの、高齢化は急速に進んでいます。

少子高齢化により、地域の活力低下や産業の生産力低下、財政への影響等多方面にわたる課題への対応が求められるとともに、心の豊かさや生きがいを重視する社会の成熟化が進行しています。

カ 市民や団体・組織、事業者の地域づくりなどへの参加・協働^{*}

東日本大震災以降、地域社会とのつながりについての意識の変化が生まれ、社会貢献への関心が高くなっています。

今後は「人と人とのつながり」、「地域とのつながり」を深める意欲を持つ人が増加し、市、市民、事業者のあらゆる主体との間における協働による地域づくりが進む中、それぞれの新しい役割分担が模索されています。

キ 新たな問題への取組

地球温暖化の影響で気候が変動し、集中豪雨の発生やそれに伴う浸水、洪水、土砂災害などの自然災害が頻発しています。平成26年には、国内でデング熱の感染者が確認されましたが、これも、温暖化の影響で生物の分布が変化しているためとされています。このような地球環境の変化の中で、新たに発生する問題について注意深く情報を収集し、検討や対策を行っていく必要があります。

また、東日本大震災における原子力発電所の事故による放射能汚染や新たな大気汚染問題となっている微小粒子状物質（PM2.5）など、私たちの健康に不安を与える事項について、今後も継続した取組を行っていく必要があります。

●国内外・八潮市の主な動き（平成20年度以降）

年度	環境に係る世の中の動き 国際的な動き	環境に係る国・県の動き (●国 ○埼玉県)	環境に係る八潮市の動き
H20	<ul style="list-style-type: none"> ●京都議定書第一約束期間開始 ●第34回主要国首脳会議(洞爺湖サミット)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●「生物多様性基本法」公布 ○彩の国みどりの基金設置 ○埼玉県みどりと川の再生推進本部設置 ○埼玉県地球温暖化対策実行計画(ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050)策定 ○埼玉県地球温暖化対策推進条例制定 ○生物多様性保全県戦略 	<ul style="list-style-type: none"> ○圀川調査隊 ○圀川を考える懇談会開催
H21	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)、京都議定書第5回締約国会議(CMP5)開催(コペンハーゲン) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策実行計画」策定 ●土壌汚染対策法の一部を改正する法律公布 ●微小粒子状物質(PM2.5)による大気汚染に係る環境基準の告示 	<ul style="list-style-type: none"> ○機構改革によりくらし安全部環境リサイクル課設置 ○八潮市環境基本計画策定 ○第3回八潮市環境推進大会開催
H22	<ul style="list-style-type: none"> ●「新成長戦略」閣議決定 ●「カルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5)」及び「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」(名古屋市) ●気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)、京都議定書第6回締約国会議(CMP6)開催(カンクン) ●東日本大震災(3.11)、東京電力・福島第一原発事故 	<ul style="list-style-type: none"> ●改正省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)の完全施行により、事業者(特に業務部門)の省エネ対策が強化される。 ○埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策計画制度開始 ○埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画制度開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策実行計画(事務・事業編)策定 ○新エネルギー等活用システム設置費補助金交付要綱制定
H23	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)、京都議定書第7回締約国会議(CMP7)開催(ダーバン) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)」改訂 ○埼玉県EV・PHVタウン推進アクションプラン策定 ●平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法公布 ●電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法公布 ●東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県東南部地域放射線対策協議会設立 ○「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」制定 ○生産緑地地区の追加指定開始
H24	<ul style="list-style-type: none"> ●国連持続可能な開発会議(リオ+20) ●気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)、京都議定書第8回締約国会議(CMP8)開催(ドーハ) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第4次環境基本計画」策定 ○埼玉県公害防止計画(第9期)策定 ○埼玉県環境基本計画(第4次)策定 ●新「生物多様性国家戦略」策定 ●「再生可能エネルギー固定価格買取制度」開始 ●都市の低炭素化の促進に関する法律制定 	<ul style="list-style-type: none"> ○綾瀬川清流ルネッサンス連絡会発足 ○八潮市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱制定 ○“2012 やしおの自然-市民参加による自然環境調査-”の発行 ○第4回八潮市環境推進大会開催

年度	環境に係る世の中の動き 国際的な動き	環境に係る国・県の動き (●国 ○埼玉県)	環境に係る八潮市の動き
H25	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書第1(自然科学的根拠)作業部会報告書公表 ●気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)、京都議定書第9回締約国会議(CMP9)開催(ワルシャワ) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」施行 ●「循環型社会形成推進基本計画」策定 ●「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 ○埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画策定 ○埼玉県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○綾瀬川・中川水質改善流域協議会発足 ○綾瀬川再生流域会議発足
H26	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書第2(影響・適応・脆弱性)、第3「作業部会報告書公表 ●気候変動枠組条約第20回締約国会議(COP20)、京都議定書第10回締約国会議(CMP10)開催(リマ) 	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー基本計画閣議決定 ●水循環基本法公布 ●雨水の利用の推進に関する法律公布 ○第2期 ストップ温暖化・埼玉県庁率先実行プラン 	<ul style="list-style-type: none"> ○ISO14001 認証登録返上 ○八潮市地域防災計画改訂 ○中川再生流域会議発足
H27	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)、京都議定書第11回締約国会議(CMP11)開催(パリ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(改訂版) ●日本の約束草案 ●気候変動の影響への適応計画 	<ul style="list-style-type: none"> ○中川やしお水辺の楽校開校 ○第5回八潮市環境推進大会開催

■用語解説

※地球温暖化

人の活動によって発生する二酸化炭素、フロン、メタン等の温室効果ガスが、地球から宇宙に放出される熱を吸収し、地球の温度が上昇する現象のこと。

※生物多様性

生物多様性とは、「生きものたちの豊かな個性とつながりのこと」を言います。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるととしています。

※快適環境

豊かな緑、生きものとのふれあい、さわやかな空気、静けさ、清らかな水辺、美しい町並み、歴史的な雰囲気など、身の回りのトータルな環境の快適さのこと。

※環境活動

日常生活や事業活動において、環境に配慮した生活や事業を営むことや、環境保全などのために、身近なところから始める行動のこと。また、環境の保全上直接の効果はなくても、環境について調べ学び、活動の仲間をつくることなども含まれる(4章 5. 環境活動分野参照)。

※低炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会。

■用語解説

※リスク管理

想定されるあらゆるリスク（危険性）を徹底的に洗い出し、そのリスクが発生したらどのような影響があるかを分析し、それぞれのリスクについて発生を抑制するための方策を検討し、影響度の大きさに従って優先順位をつけて、リスク防止策を実行すること。

※気候変動枠組条約

地球温暖化対策に関する取組を国際的に協調して行っていくため平成4年（1992年）5月に採択され、平成6年（1994年）3月に発効した条約。気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすことにならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを究極的な目的としている。

※京都議定書

平成9年（1997年）12月に京都で地球温暖化防止条約締結国会議が開催され、全会一致で採択された議定書。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄の6種の温室効果ガスを対象とし、2008年から2012年までの間に先進締結国全体で1990年比5%以上（日本6%、アメリカ7%、EU8%）削減するとの法的拘束力のある数値目標を定めた。

平成26年（2014年）7月、地球温暖化対策推進本部は、第一約束期間の5か年平均の総排出量は森林等吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると基準年比8.4%減となり、目標を達成することを発表した。

※温室効果ガス

太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類が温室効果ガスとして定義されている。通常それぞれのガスの温室効果を二酸化炭素に換算してその量を表す。

※地球環境問題

人類の将来にとっての大きな脅威となってきた地球規模における環境問題。地球環境問題として現在認識され、かつ、取組がなされているのは、次のようなものがある。①地球温暖化、②オゾン層の破壊、③熱帯雨林の減少、④酸性雨、⑤砂漠化、⑥野生生物種の減少、⑦海洋汚染、⑧有害廃棄物の越境移動。それぞれの問題は、因果関係が相互に複雑に絡み合っている。

例えば、フロンガスはオゾン層を破壊するとともに地球温暖化を促進する温室効果ガスでもあり、熱帯雨林の減少は、二酸化炭素の吸収源の減少を通じて地球温暖化を加速するとともに野生生物を減少させる最大の要因でもある。

これらの問題は、現在の、特に先進国での大量生産、大量消費、大量廃棄といった経済社会活動や個人のライフスタイルのあり方、さらには、人類のこれまでの技術文明のあり方を問うような内容を含んでいる。

※循環型社会

これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」のスタイルを改め、地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切に、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルなどの有効利用を進めて環境への負荷をできる限り低減しようとする社会。

※再生可能エネルギー固定価格買取制度

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度。電力会社が買い取る費用を電気利用者から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えていくもの。

※再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、生物由来のエネルギーや資源であるバイオマスなど、持続的に利用することができるエネルギーの総称。

■用語解説

※循環資源

廃棄物等のうち有用なもの。(循環型社会形成推進基本法第2条第3項)

循環資源の処分の量を減らすことにより環境への負荷を低減する必要があることから、できる限り循環的な利用が行われなければならない。また、循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、環境の保全上の支障が生じないように適正に行われなければならない。(同法第6条第1項・第2項)

※3R (スリー・アール)

循環型社会を構築するための取組。発生抑制(リデュース Reduce)、再使用(リユース Reuse)、再生利用(リサイクル Recycle)の3つの頭文字。

※生態系

植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合した系(システム)。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料や水、木材、燃料、医薬品など様々な恩恵を受けている。

※グリーン成長

再生可能エネルギーや省エネルギー分野の技術開発・導入を促すことでエネルギー利用のクリーン化・効率化を進めるとともに関連製品市場を拡大し、経済成長につなげること。

※次世代自動車

窒素酸化物(N₀x)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。具体的には、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、燃費目標基準値クリア(低燃費)かつ低排出ガス認定自動車などがある。

※スマートシティ

情報通信技術や環境技術などの先端技術を駆使して街全体のエネルギーや資源の有効利用を図ることで、省資源化を徹底した環境配慮型都市。再生可能エネルギーの効率的な利用を可能にするスマートグリッド(電力の需要と供給を常時最適化する次世代の電力網)、電気自動車の充電システム整備に基づく交通システム、蓄電池や省エネ家電などによる都市システムを総合的に組み合わせたまちづくりのこと。

街で使われるエネルギーを融通し合う仕組みが構築されるため、災害時のエネルギー確保も期待できる。

※地産地消

地域で生産されたものを地域で消費すること。また、地域で必要とするものを地域で生産すること。

※分散型エネルギーシステム

家庭や企業が発電所など大規模かつ集中型エネルギーシステムに依存するのではなく、消費地近くに分散配置される比較的規模の小さい発電設備や熱源機器などから供給される電気や熱といったエネルギーを活用する仕組みのこと。

※協働

本計画においては、市、市民、事業者が対等の立場に立ち、共通の課題にお互いがパートナーシップに基づいて協力してまちづくりを進めること。

(2) 第5次八潮市総合計画における将来都市像

本市においては、市政を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民と行政がともに目標を共有し、より一層市民主体のまちづくりを進めるため、平成28年度を初年度とし、平成37年度を目標年次とする第5次八潮市総合計画を策定しました。

今後は、この総合計画を本市の最上位計画として、基本構想に掲げた将来都市像の実現に向け施策を推進することとなります。

ア まちづくりの基本理念

八潮市自治基本条例では、自治の基本理念として「市民が自治の主体者である」ことを定めています。また、自治の4つの基本原則と、まちづくりの4つの基本原則を定めています。

第5次八潮市総合計画においては、この自治基本条例における自治の基本原則とまちづくりの基本原則を踏まえ、「共生・協働」「安全・安心」をまちづくりの基本理念としています。

イ 将来都市像

住みやすさナンバー1のまち 八潮

本市には、世代を超えた交流や、互いに尊重し、支え合う地域コミュニティや、歴史と文化があります。これらを継承し、誰もが学び、ふれあい、喜びを分かち合えるまちとなっています。

また、本市は、都心に近接した交通利便性の高いまちであり、身近に水辺がある自然を感じられるまちです。この恵まれた利便性や自然環境が活かされ、都市基盤の整備が進み、快適でやすらぎのあるまちとなっています。

市民と行政がともに力を合わせてまちづくりを進め、子どもからお年寄りまで全ての人々が将来にわたって元気に、いきいきと、笑顔で暮らすことができるまちとなっています。

一人ひとりにとって、八潮市に住むこと、住み続けることを誇りに思える「住みやすさナンバー1のまち」となっています。



小学生環境ポスター 寺田 瑠杏 さん

2 計画の目的

八潮市は、市、市民、事業者が、ともに力を合わせて、人と自然とが共生できる良好な環境を保全及び創造し、環境への負荷*の削減を推進し、環境基本条例に示す「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」を創りあげていくことを目指しています。

環境基本計画は、八潮市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全等に関する長期的な目標、施策の方針、その他の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることにより、条例の基本理念（P. 40 参照）を実現することを目的としています。

■用語解説

※環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。環境負荷ともいう。

3 計画の期間

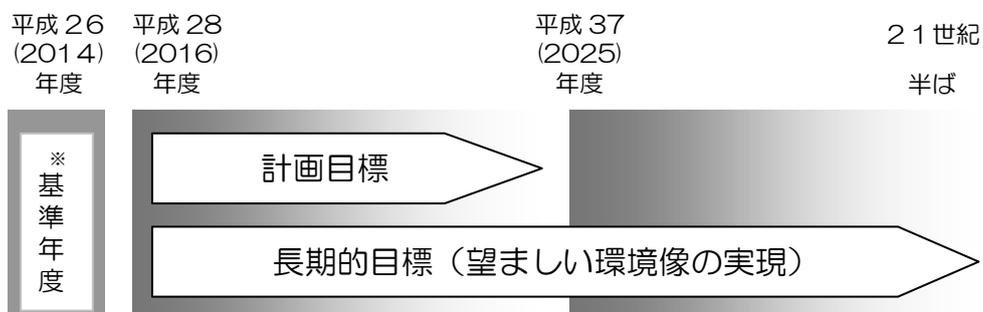
第2次環境基本計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

ただし、環境の保全等は、短期間に達成しうるものではありません。持続可能な社会の実現に向けて、21世紀半ばを見据え、長期的な視野で取り組んでいきます。

また、本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に的確に対応するため、概ね5年ごとに計画を見直し、必要に応じて計画を改定します。

なお、本環境基本計画の計画期間は、新たに策定された「第5次八潮市総合計画」の計画期間と同じ期間としており、八潮市における環境面からのまちづくりを推進していくものです。

●計画の期間



■用語解説

※基準年度

計画の達成度を評価するために基準とした年度。本計画では平成26年度における各施策の指標ごとの実績値に基づき、施策の目標値を設定した（ただし、一部指標はデータの関係で平成25年度の実績値を使用）。

4 計画の推進主体

環境基本計画の推進主体は、市、市民、事業者の三者とします。

環境の保全等は、すべての者の公平な役割分担のもとに推進されなければなりません。

地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの日常生活及び事業活動において、環境保全等の取組を推進していくことが期待されます。

● 各主体の責務（八潮市環境基本条例より抜粋）

<市>

- ・ 基本理念にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- ・ 基本理念にのっとり、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努める。

<市民>

- ・ 基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- ・ 基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

<事業者>

- ・ 基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害*を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- ・ 基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に努めなければならない。
 - ▶ 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。
 - ▶ 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずること。
 - ▶ 再生資源*その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務*等を利用すること。
- ・ 基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

■用語解説

※公害

環境基本法によると「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいう。この「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生息・生育環境が含まれる。

※再生資源

「資源有効利用促進法」は、平成12年（2000年）に旧「再生資源利用促進法」（平成3年（1991年）制定）が改正され、制定された。同法では、資源の有効利用を促進するため、リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品、生産工程から出る廃棄物を減らしたりリサイクルすべき業種、リサイクル材料を使用したり部品などを再使用するべき業種などが定められている。また、再生資源について、使用済み物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものと定義されている。

※役務

いわゆるサービスのこと。環境物品等の調達に関する基本方針（グリーン購入基本方針）では、役務に係るグリーン調達として、省エネルギー診断、印刷、食堂、庁舎管理、自動車整備、輸配送などを対象としている。



小学生環境ポスター 福原 葵 さん



小学生環境ポスター 大脇 夢逢 さん

5 対象とする環境の範囲

環境基本計画が対象とする環境の範囲は、次のようにとらえます。

市域の環境を構成する「自然環境」、「生活環境」及び「快適環境」を対象とします。

また、市内での資源・エネルギーの利用が地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題の原因となる一方、地球環境の悪化が私たちの子孫の生活基盤を脅かすおそれがあるため、「地球環境」も対象とします。

さらに、日常生活や事業活動における環境への配慮や行動の実践により、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境の保全等が実現できることから、人々の活動のあり方についても「環境活動」として対象にします。

●環境の範囲

分野	構成要素
自然環境	動植物・生態系、生物の生育・生息環境、水辺と緑、自然景観、水の循環 等
生活環境	典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）、都市生活型公害※、化学物質 等
快適環境	公園・緑地、人にやさしい公共空間、美化、歴史・文化、まちづくり、景観、自然とのふれあい 等
地球環境	資源・エネルギーの利用、ごみ・リサイクル※、地球温暖化、森林破壊、酸性雨、その他の地球環境問題 等
環境活動	人々の環境意識、環境教育、環境学習、環境活動、市・市民・事業者による協働の取組 等

●計画の対象



■用語解説

※都市生活型公害

近年、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が定着し、人口や社会経済活動の都市への集中が一層進んだ中で、大都市地域の窒素酸化物等による大気汚染、生活排水等による水質汚濁など公害が進んだ。いわゆる都市生活型公害という。

※リサイクル

廃棄物の再生利用により、省資源、省エネルギーを図る手法。



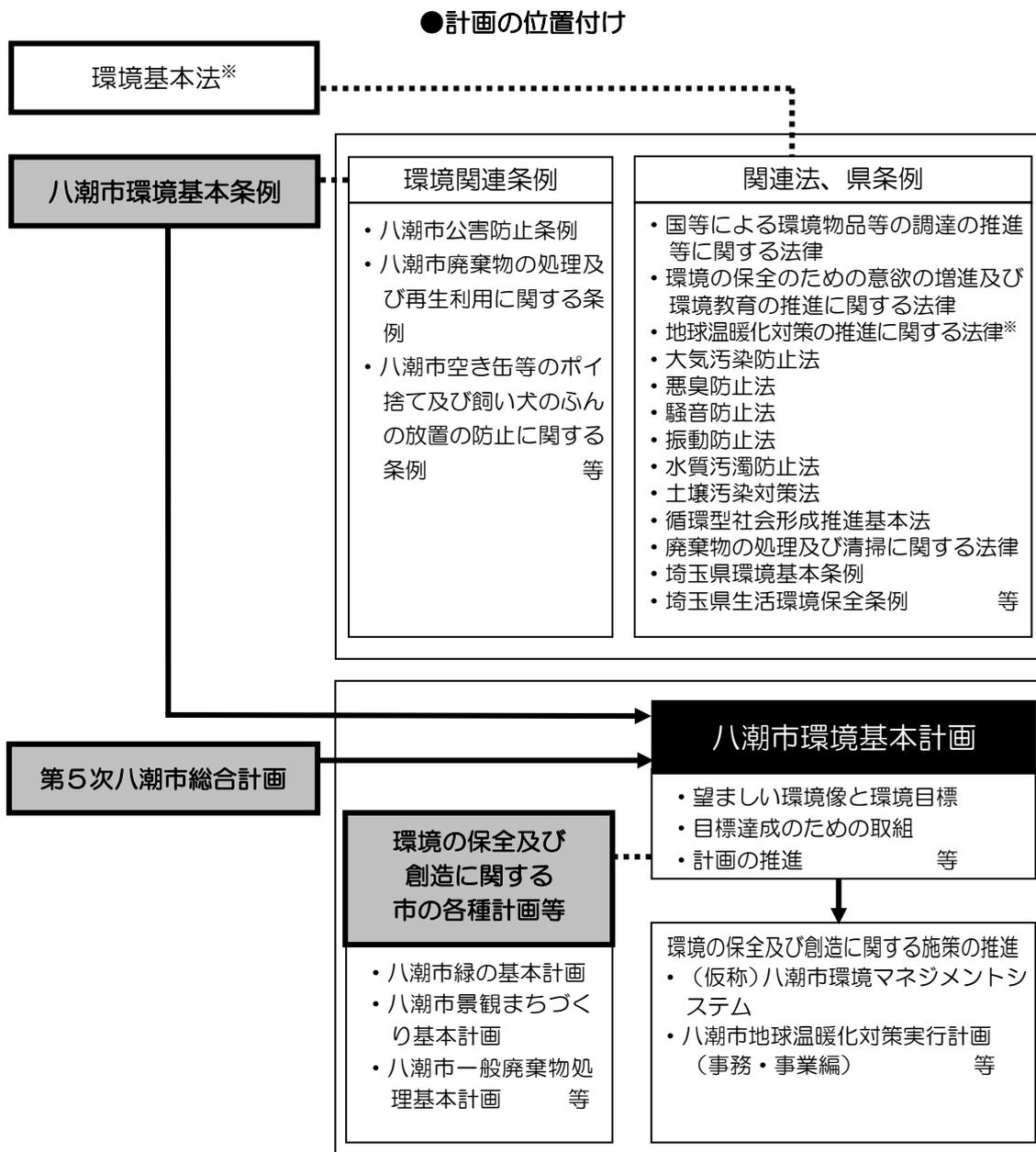
小学生環境ポスター 竹本 可梨 さん



小学生環境ポスター 伊藤 里空 さん

6 計画の位置付け

環境基本計画は、八潮市環境基本条例第8条に基づく計画であり、環境の保全等の基本的な方向を示します。



■用語解説

※環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めた基本法。環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

※地球温暖化対策の推進に関する法律

京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスの多量排出者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めている。

第2章 八潮市の概要

1 環境の現状

(1) 自然環境分野

ア 環境の現状

■八潮市の自然

八潮市には、中川、綾瀬川、大場川、圀川、伝右川の河川や、葛西用水、八条用水などの水路があり、水辺の環境に囲まれています。自然の河川は洪水のときに上流からたくさんの土砂を運び、「自然堤防」という地形を作ります。自然堤防は標高が周りよりも少し高くなっているため、水はけがよく、昔から家が建てられたり、畑がつくられたりしていました。自然堤防の背後には「後背湿地」ができます。後背湿地は水がたまりやすく、水はけが悪いため、古くから水田に利用されてきました。この水田に水を運ぶために、葛西用水や八条用水に代表される水路網がめぐらされていました。

かつての八潮市ではこのような土地利用が行われていましたが、現在では都市化が進み市街地の範囲が広がっています。

しかしながら、市内には、市街化が進みつつあるなかで、河川、水路、屋敷林、田園、公園と人が自然とふれあうことのできる空間がまだ残っています。

平成23年度から平成24年度にかけて市民及び市内で活躍する環境団体の協力により、通算5季にわたり、市内の自然の特徴を代表する地点として、「和井田家」、「中川鶴ヶ曾根」、「松之木公園」、「大曾根ビオトープ^{*}

」の4箇所を選定し自然環境調査を実施しました。和井田家は、歴史的な重要文化財として、敷地内の樹木が保存されています。植生している樹木には、防火林、防風林、非常食、薬草、霊木などの役割があります。

中川の河川敷は、人の手が入らない自然環境になり、生き物がたくさん集まっている場所で、ノウルシ、ノカラムツ、シロバナサクラタデなどの希少な植物も生育し、八潮市従来の生態系が復活する可能性があります。しかし、このような場所は外来生物が生息しやすい環境でもあるため、外来生物を駆除する必要があります。

松之木公園は、人工的な環境にも関わらず、多くの鳥が飛んできて木々の果実をついばみ、小さな草花の花には、ミツバチや、小さな昆虫が訪れるのが見られます。

大曾根ビオトープは綾瀬川に隣接した湿地帯にあります。1日に2回、潮の満ち引きによって、綾瀬川からの水がビオトープの池に出たり入ったりしており、常に湿地が維持されなければ生息できないタコノアシ、カワヂシャ、ゴキヅルなどの希少植物が生育しており、保護が必要となっています。

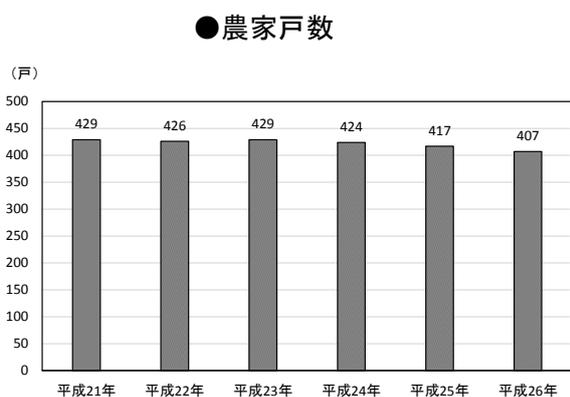
■農地・農業

本市の農地は主に市北部に水田地帯、東部の中川周辺に畑地帯があります。都市化の進展に伴い農家数、耕作面積ともに大きく減少しました。ここ数年においてもわずかながら減少し

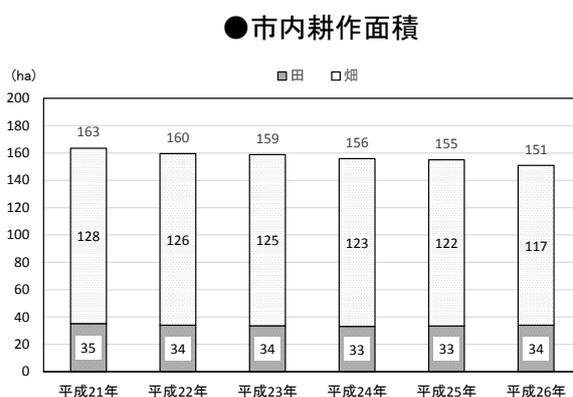
ています。

本市では都市型農業として市場での競争力を高めるため、環境保全型農業※を推進するとともに、優良農地※や生産緑地※の保全を支援しています。

また、本市では農地の耕作、管理等を市民等との協働で行う取組を通して、市民の農業や農地保全への理解を促進するとともに、各種イベントを通じて地産地消の推進や農業に親しめる環境づくりに努めています。



注) 10a 以上耕作している農家を集計
資料：農業ニュースやしお (各年8月1日現在)



注) 10a 以上耕作している農家を集計
資料：農業ニュースやしお (各年8月1日現在)

イ 現行計画の進捗

現行計画において、関連指標を設定した施策は、平成 26 年度末現在、いずれの目標も未達成となっています。

目標未達成の要因として、「市民花壇の設置数」、「生垣設置の奨励件数」は、管理団体や高齢化による担い手の不足が挙げられます。「市民団体によるビオトープの管理運用件数」については、新たなビオトープの整備が行われなかったため、件数の増加に至りませんでした。

「公共施設等における屋上緑化件数」は、計画期間内の平成 21 年度に消防本部の移転時に 1 か所、既存の公共施設においては緑のカーテン等の緑化を行っています。また民間施設においても壁面緑化を行うなどの動きも見られます。

「エコファーマー※数」、「認定農業者※数」は、農家数の減少等が挙げられます。



中川河川敷のノウルシ



大曽根ビオトープのタコノアシ

● 現行計画の目標達成状況（自然環境）

施策の方向	施策	指標	実績値			目標値
			H20年度	H25年度	H26年度	H27年度
緑化の推進	緑と花いっぱい運動の推進	市民花壇の設置数	1か所	5か所	6か所	20か所
	屋上や壁面等の緑化の推進	公共施設等における屋上緑化件数	0か所	1か所	1か所	5か所
	市民との協働による緑化活動の推進	生垣設置の奨励件数	0m	0m	0m	200m
生息・生育空間の確保	ビオトープの保全活動	市民団体によるビオトープの管理運用件数	0件	1件	1件	2件
環境保全型農業の推進	環境保全型農業の推進	エコファーマー数	30人	26人	26人	50人
	農業後継者の育成	認定農業者数	23人	27人	27人	35人

■用語解説

※ビオトープ

生物を意味する`Bio`と場所を意味する`Tope`を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。

ビオトープには、森林や草地、河川や河原、池や湖沼など様々なタイプがある。ビオトープのタイプが異なれば、そこに生息したり利用したりする生きものの種類が異なる。そのため、生物多様性の保全には、多種多様なビオトープが必要となる。

※環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、農業がもつ環境保全機能を一層向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことをめざすタイプの農業。具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふんなどの農業関係排出物等をリサイクル利用するなどの取組。

※優良農地

市内の市街化調整区域内の生産性の高い集団的な農地。（八條地域の水田地帯、潮止地域の中川堤外畑作地帯）

※生産緑地

生産緑地法により規定される、都市計画法上の地域地区の一つ。市街化区域内にある農地で、公害・災害の防止、都市環境の保全などに役立つ、500平方メートル以上の規模の区域で、市が指定したもの。

※エコファーマー

平成11年7月制定の「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、土づくりや化学肥料・化学農薬低減などの「持続性の高い農業生産方式」の導入計画を都道府県知事に提出し、その計画が適当であると認定を受けた認定農業者の愛称名。

認定を受けた導入計画に基づき、農業改良資金の特例措置が受けられる。

※認定農業者

平成5年に制定された農業経営基盤強化促進法により、今後農業を担う農業者を認定する制度である。認定農業者は、この制度に基づき、経営の改善点について目標を立てて取り組むための「農業経営改善計画」を作成し、市町村長の認定を受けた農業者のこと。

認定農業者に対しては、低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策が実施される。

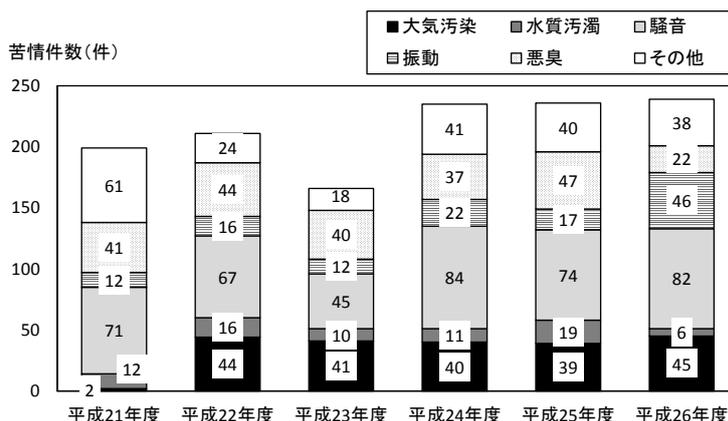
(2) 生活環境分野

ア 環境の現状

■公害苦情

公害苦情件数は、平成24年度以降、年間240件程度で推移しています。平成26年度は239件の苦情があり、このうち騒音(82件)に対する苦情が最も多く、次いで振動(46件)、大気汚染(45件)の順に多くなっています。

●公害苦情件数の推移



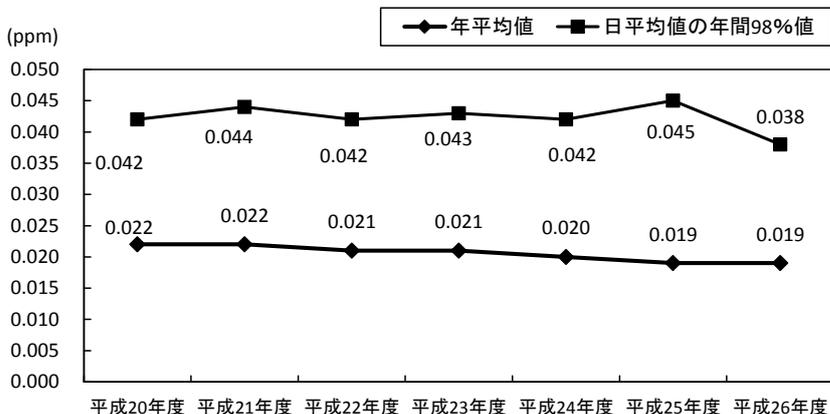
資料：八潮市環境報告書、統計やしお

■大気汚染

八潮測定局における二酸化窒素 (NO₂) ※は、平成20年度以降、全ての年度で環境基準※を達成しています。

●二酸化窒素 (NO₂) の推移 (八潮測定局)

	年平均値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	環境基準適合 (長期的評価)
平成20年度	0.022	0.042	○
平成21年度	0.022	0.044	○
平成22年度	0.021	0.042	○
平成23年度	0.021	0.043	○
平成24年度	0.020	0.042	○
平成25年度	0.019	0.045	○
平成26年度	0.019	0.038	○



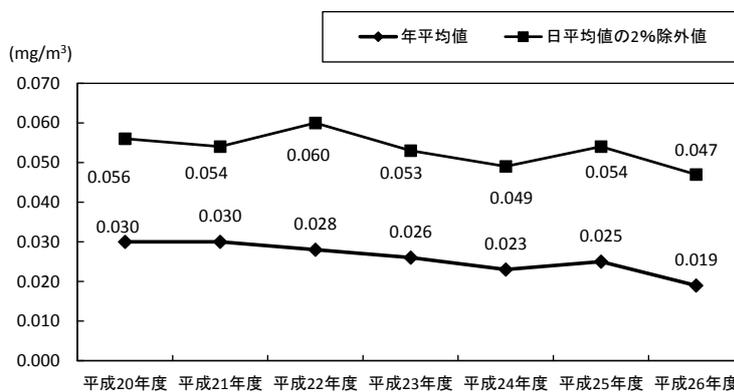
【環境基準】
 長期的評価：
 日平均値の年間98%値(1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値)が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
 短期的評価：なし

資料：大気汚染常時監視測定結果報告書 (埼玉県)

浮遊粒子状物質（SPM）※についても、平成20年度以降、全ての年度で環境基準を達成しています。

●浮遊粒子状物質（SPM）の推移（八潮測定局）

	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上 連続したことの有無	環境基準適合 (長期的評価)	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数	環境基準適合 (短期的評価)
平成20年度	0.030	0.056	無	○	0	0	○
平成21年度	0.030	0.054	無	○	0	0	○
平成22年度	0.028	0.060	無	○	0	0	○
平成23年度	0.026	0.053	無	○	0	0	○
平成24年度	0.023	0.049	無	○	0	0	○
平成25年度	0.025	0.054	無	○	0	0	○
平成26年度	0.019	0.047	無	○	0	0	○



資料：大気汚染常時監視測定結果報告書（埼玉県）

【環境基準】

長期的評価：

- (1) 日平均値の2%除外値（1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値）が 0.10mg/m³ 以下であること。
- (2) 日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が2日以上連続しないこと。

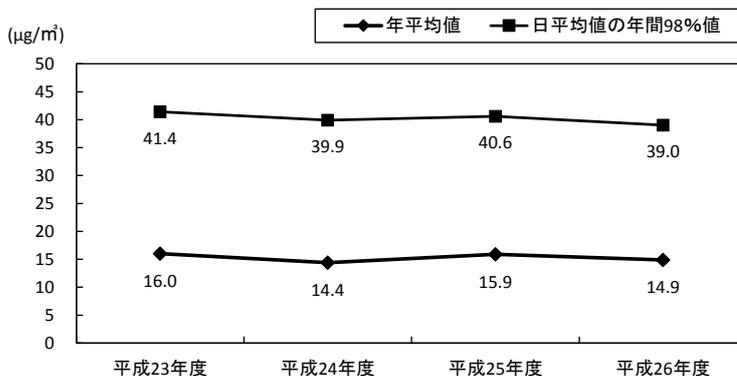
短期的評価：

全ての測定日において、1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、1時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

微小粒子状物質（PM2.5）※は平成23年度から環境基準の評価を行っています。いずれの年も環境基準（短期的評価）が未達成で、長期的評価も年度により未達成となっています。

●微小粒子状物質（PM2.5）の推移（八潮測定局）

	年平均値 (μg/m ³)	環境基準適合 (長期的評価)	日平均値の 年間98%値 (μg/m ³)	環境基準適合 (短期的評価)
平成23年度	16.0	×	41.4	×
平成24年度	14.4	○	39.9	×
平成25年度	15.9	×	40.6	×
平成26年度	14.9	○	39.0	×



資料：大気汚染常時監視測定結果報告書（埼玉県）

【環境基準】

長期的評価：

1年平均値が 15μg/m³ 以下であること。

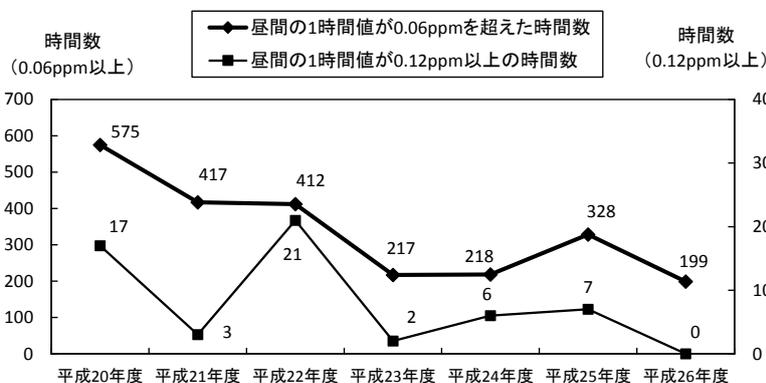
短期的評価：

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値が 35μg/m³ 以下であること。

光化学オキシダント*濃度は環境基準を超過している状況が続いており、八潮測定局に限らず埼玉県内全ての測定局で環境基準が未達成となっています。光化学スモッグ注意報等は平成20年度以降では平成22年度に予報が17件、注意報が16件発令されていますが、その他の年度は概ね10件未満となっています。また光化学スモッグ警報は平成20年度以降では発令されていません。

●光化学オキシダント (Ox) の推移 (八潮測定局)

	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数	環境基準適合 (短期的評価)
平成20年度	575	17	×
平成21年度	417	3	×
平成22年度	412	21	×
平成23年度	217	2	×
平成24年度	218	6	×
平成25年度	328	7	×
平成26年度	199	0	×

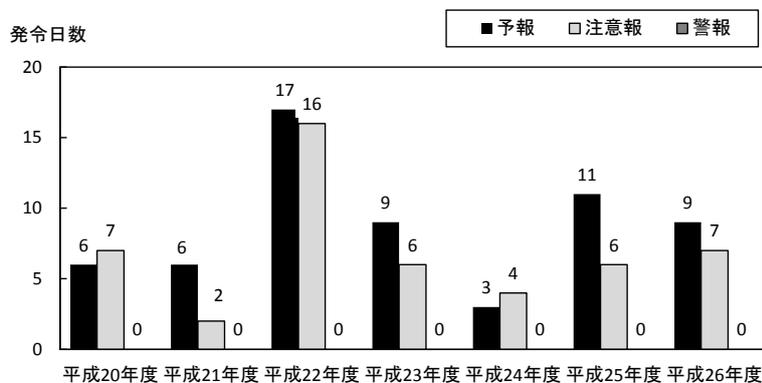


【環境基準】
長期的評価：なし

短期的評価：
全ての測定日において、1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：大気汚染常時監視測定結果報告書 (埼玉県)

●光化学スモッグ注意報等発令日数 (県南東部)



光化学スモッグ注意報発令基準：
基準測定局においてオキシダント測定値が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められる場合

光化学スモッグ警報発令基準：
基準測定局においてオキシダント測定値が0.20ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められる場合

資料：大気汚染常時監視測定結果報告書 (埼玉県)

平成26年度は、光化学スモッグ緊急時発令状況等一覧表 (埼玉県)

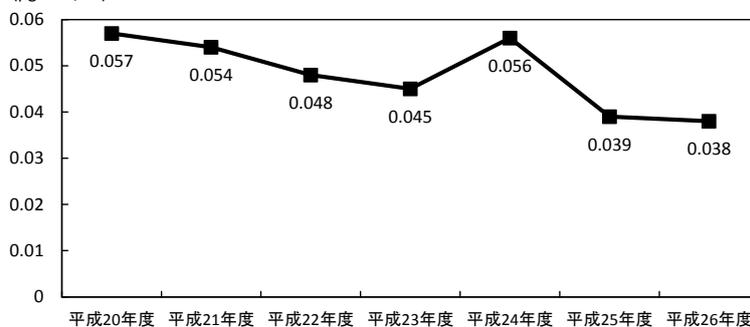
大気中のダイオキシン類*については平成20年度以降、環境基準を達成しています。また平成24年度を除けば、年々下降傾向にあります。

なお、大気汚染に係る公害苦情件数は、平成22年度以降、40件前後で推移しています。

●ダイオキシン類大気常時監視結果の推移（八潮測定局）

	年平均値 (pg-TEQ/m ³)	環境基準適合 (長期的評価)
平成20年度	0.057	○
平成21年度	0.054	○
平成22年度	0.048	○
平成23年度	0.045	○
平成24年度	0.056	○
平成25年度	0.039	○
平成26年度	0.038	○

ダイオキシン濃度
(pg-TEQ/m³)



【環境基準】

長期的評価:

年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下
であること。

短期的評価:なし

資料：ダイオキシン類大気常時監視測定結果について（埼玉県環境部）

■水質汚濁

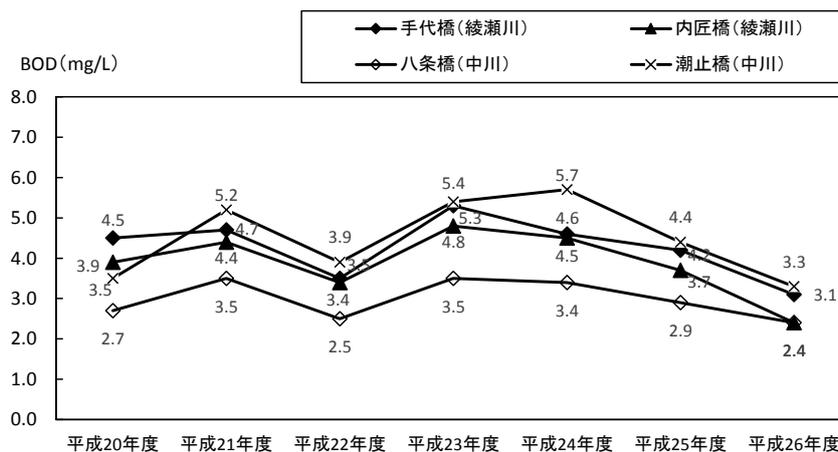
綾瀬川は、昭和30年代に入ると、流域の急速な都市化と産業の進展により、生活排水や工場排水が流入して水質汚濁が進み、昭和55年から平成6年までの間、国土交通省が発表する一級河川の水質ランキングでワースト1という状況が続きました。

綾瀬川の水質の改善のために、綾瀬川の中下流域に位置する自治体（東京都足立区、東京都葛飾区、川口市、草加市、越谷市、八潮市、さいたま市（協力））が集まって、昭和51年4月に「綾瀬川浄化対策協議会」を発足させ、水質や水生生物調査、啓発活動などの活動を続けています。また、水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス）*に基づき、流域14市区町、学識経験者、埼玉県・東京都・建設省江戸川工事事務所（平成6年当時）の代表者による「綾瀬川清流ルネッサンス21地域協議会*」が平成6年11月に発足し、浄化施設の建設などの事業を行ってきました。

中川、綾瀬川ともに水質は改善傾向にあり、生物化学的酸素要求量（以下BOD）*の75%値は、平成20年度以降、2mg/L～6mg/Lの間で推移しています。

中川中流域の八条橋及び綾瀬川下流域の内匠橋（足立区）では平成20年度以降、BODの環境基準は達成されています。一方、中川の潮止橋は平成21, 23, 24年度に、綾瀬川の手代橋は平成23年度において環境基準値を上回りました。

●綾瀬川、中川の水質の推移（生物化学的酸素要求量：BOD 75%値）



環境基準値
 75%値が5mg/L以下であること(河川C類型)
 75%値とは、年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値のことをいいます(0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

資料：全国一級河川の水質状況（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）

平成20年度以降、河川水のダイオキシン類は中川、綾瀬川ともに環境基準値を上回っている年度が多くなっています。いずれの河川も測定値は横ばいで推移しています。

河川底質はいずれの年も環境基準を達成しています。

水質汚濁に係る苦情件数は、平成25年度に19件あり、平成21年度以降では最も多くなりましたが、平成26年度は6件でした。

●公共用水域ダイオキシン類常時監視結果の推移

			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
河川水	綾瀬川	手代橋	調査結果 (pg-TEQ/L)	1.73	1.08	1.53	1.64	2.09	1.08	1.08
		環境基準達成状況	×	×	×	×	×	×	×	
	内匠橋	調査結果 (pg-TEQ/L)	1.88	1.47	1.04	1.80	2.16	0.54	0.81	
		環境基準達成状況	×	×	×	×	×	○	○	
中川	潮止橋	調査結果 (pg-TEQ/L)	1.11	0.61	0.98	0.77	1.16	1.00	0.52	
		環境基準達成状況	×	○	○	○	×	○	○	
河川底質	綾瀬川	手代橋	調査結果 (pg-TEQ/g)	—	—	—	2.7	—	—	—
		環境基準達成状況	—	—	—	○	—	—	—	
	内匠橋	調査結果 (pg-TEQ/g)	44	2.2	1.9	13	21	22	13	
		環境基準達成状況	○	○	○	○	○	○	○	
	中川	潮止橋	調査結果 (pg-TEQ/g)	4.4	0.96	—	—	1.2	—	—
			環境基準達成状況	○	○	—	—	○	—	—

注) 水質環境基準：年間平均値1pg-TEQ/L以下
 底質環境基準：150pg-TEQ/g以下

資料：全国一級河川の水質状況（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）

■有害化学物質

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下、化管法 [PRTR 法]）※により、有害性のある化学物質を製造または使用している事業者は、環境中に排出した量及び事業所の外へ移動させた量を報告することになっています。

八潮市では平成 25 年度は、24 事業所が届出を行い、合計約 39 万 kg の物質が大気や公共用水域等に排出されたり、廃棄物として処理されたりしています。なお、平成 25 年度に廃棄物移動量が減少した理由は、一部の工場において排出量が急減したことによります。

●PRTR 法排出量等集計結果（届出事業所数・排出量）

	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 実績
届出数	37	35	32	29	26	24
排出量(kg/年)						
大気	116,742	106,143	124,192	113,703	140,418	138,223
公共用水域	2,496	2,885	3,798	3,710	2,752	2,569
土壌	0	0	0	0	0	0
埋立	0	0	0	0	0	0
小計	119,238	109,028	127,990	117,413	143,170	140,792
移動量(kg/年)						
下水道への移動	131	67	0	1	0	820
廃棄物移動	872,561	383,542	541,643	664,761	599,504	249,772
小計	872,692	383,609	541,643	664,762	599,504	250,592
排出量・移動量合計(kg/年)	991,930	492,637	669,633	782,175	742,674	391,384

資料：PRTR 制度集計結果公表ページ（経済産業省ホームページ）より八潮市分を集計

■騒音・振動

八潮市内では平成 24 年度に下記の 2 地点で騒音調査を実施しており、いずれも環境基準に適合しませんでした。

平成 26 年度における騒音の苦情件数は 82 件、振動の苦情件数は 46 件で、どちらも平成 21 年度以降最も多い件数でした。

●平成 24 年度 自動車交通騒音実態調査結果

路線名	測定地点の 住所	環境基準 類型	車線 数合計	測定 開始 年月日	測定 終了 年月日	等価騒音レベル (dB)						環境 基準 適合 状況	交通量 (台/10分)	
						昼 間	環 境 基 準	環 境 基 準 達 成	夜 間	環 境 基 準	環 境 基 準 達 成		昼 間	夜 間
高速 6 号 三郷線	八潮市大字 浮塚 625	C	4	11/28	11/29	72	65	×	70	60	×	×	932	376
県道平方 東京線	八潮市大字 大曾根 676	B	2	11/28	11/29	71	65	×	69	60	×	×	178	53

資料：自動車騒音常時監視測定結果（八潮市）

■悪臭

悪臭に係る公害苦情件数は、平成26年度に22件あり、平成21年度以降では最も少ない件数でした。

イ 現行計画の進捗

関連指標を設定した施策は、平成26年度末現在、9項目中3項目で目標を達成していません。下水道の「普及率*」、「水洗化率*」については平成26年度の実績では目標に届いていませんが、順調に推移しています。水洗化率を向上させるため、下水道の「建設段階」、「供用段階」、「供用以降の段階」の各段階で下水道接続の理解を得るために必要な説明、情報提供を行っています。

●現行計画の目標達成状況（生活環境）

施策の方向	実施項目	指標	実績値			目標値
			H20年度	H25年度	H26年度	H27年度
河川水質の改善	公共下水道の整備・中川流域下水道の建設	普及率	66.3%	71.0%	74.7%	78.0%
	水洗化の促進	水洗化率	88.7%	91.2%	88.6%	95.0%
	河川浄化対策の促進	イベント等での簡易水質調査回数	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年
		広報紙等による啓発回数	1回/年	2回/年	2回/年	1回/年
化学物質に関する情報提供と適正管理の推進	食の安全に係る情報の提供	食中毒に関する広報紙への情報提供回数	1回/年	1回/年（広報紙） 3回/年（料理教室にて啓発）		1回/年
		食の安全に係る情報提供回数	随時	※	※	随時
	住環境における有害化学物質に係る情報の提供	有害化学物質に係る情報提供回数	0回/年	随時	随時	1回/年
		有害化学物質（シックハウス症候群）の情報提供	0回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	アスベストの対策	情報提供回数	0回/年	随時	随時	1回/年

※消費生活展などで、参加団体が啓発活動を行った。

注）平成26年度の水洗化率が低下した理由は、平成26年度中に整備した地域の一部の接続が翌年度4月になったためである。

■用語解説

※二酸化窒素（NO₂）

主として物が燃焼することにより発生し、呼吸器に対して悪影響を与える。窒素酸化物（NO_x）の1つで、発生源は自動車や工場・事業場など。

※環境基準

環境基本法により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で定められている。

■用語解説**※浮遊粒子状物質 (SPM)**

大気中に浮遊する粒径が $10\mu\text{m}$ (マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m)以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、土壌・海塩粒子など自然起源のもの、工場、自動車などから発生する人為起源によるものや大気中でガス状物質が反応して二次的に生成されるものなどがある。

※微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ (マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m)以下の小さな粒子。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

※光化学オキシダント

太陽光線(紫外線)によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾンなどの酸化性物質の総称。その影響は、眼や気道の粘膜刺激などの健康被害のほか、植物の葉の組織破壊など広範囲にわたる。また、光化学オキシダントのсмоッグを「光化学смоッグ」と呼称し、一般に同義に用いられる。

※ダイオキシン類

水素、炭素、酸素、塩素からなる化合物であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称。多くの異性体があり、毒性が異なる。ダイオキシン類の量は最も毒性の強い異性体に換算した値(毒性等量=TEQ)で表す。

※水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス)

流域の取組と一体となって、河川事業及び下水道事業を推進し、水環境の改善を図るために国土交通省が実施した事業。平成12年度を目標年次とした「水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス21)」を引継ぎ、平成13年度以降は水質及び水量を対象として、水循環系の健全化を図るために「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」が実施された。

※綾瀬川清流ルネッサンス21地域協議会

「水環境改善緊急行動計画」を策定するために設置された協議会。計画対象に選定された河川等毎に水環境改善に係わる機関等によって構成される。

※生物化学的酸素要求量(BOD)

河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水質汚濁に関する代表的な指標。一定条件のもとで、微生物により有機物が酸化される際に消費される酸素の量をいう。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

※特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法[PRTR法])

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする法律。

この法律では、有害性のある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量などを事業者が自ら把握し、都道府県を通じて国に届け出る環境汚染物質排出移動登録制度(PRTR制度)を定めている。

また、化学物質等安全データシート制度(MSDS制度)として、対象となる化学物質を含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際に、その化学物質の性状及び取り扱いに関する情報(化学物質等安全データシート)を事前に提供することを義務づけている。

※下水道普及率

その地域に住んでいる人のうち、どれくらいの人が下水道を利用できる環境になっているかを示す指標。

※水洗化率

下水道を利用できる地域に住んでいる人のうち、どれくらいの人が実際に下水道に接続し、水洗化しているかを示す指標。

(3) 快適環境分野

ア 環境の現状

■まちづくり

八潮市では、地域の歴史や文化、自然環境など、本市の特性を生かした個性あふれるまちづくりを協働で推進するため、「参加と協働」、「美しい街並み」、「環境と緑」、「秩序あるまちづくり」の4つの大きな施策を柱とした、「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例（以下「まちづくり条例」という。）」を制定し、平成23年10月1日（平成24年1月1日全部施行）に施行しました。この条例は、公共の福祉を高め、誰もがこのまちに生涯住みつづけたいと思える安心して暮らせる快適都市の実現に寄与することを目的としています。

■公園・緑地

八潮市では、土地区画整理事業の進捗に伴い、都市公園の整備を進めています。公園総面積は増加の傾向にありますが、人口が増加しているため1人当たりの公園面積は横ばいの傾向にあり、県全体の平均よりも小さくなっています。

（参考）埼玉県の1人当たり都市公園面積：7.2㎡（平成26年3月31日現在、国土交通省都市公園データベースより）

●都市公園面積の推移（各年度4月1日現在）

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
近隣公園※	数	6	6	6	6	6
	面積(ha)	9.81	9.81	9.81	9.81	9.81
街区公園※ (児童公園)	数	27	28	29	30	30
	面積(ha)	5.71	5.77	5.93	6.22	6.22
街区公園 (幼児公園)	数	34	34	34	35	35
	面積(ha)	0.58	0.58	0.58	0.59	0.59
総数	数	67	68	69	71	71
	面積(ha)	16.10	16.16	16.32	16.63	16.63
1人当たり公園面積(㎡)		1.95	1.95	1.95	1.97	1.96

資料：統計やしお（平成26年版）

■自然とのふれあい

中川やしおフラワーパークは、埼玉県商工団体パワーアップ支援事業の認定を受け、八潮市商工会が主体となって整備が行われ、平成9年3月に中川の河畔に開園しました。同園には、花桃の木、菜の花、コスモスなどが植えられ、四季を通じて市民の憩いの場となっています。市内外から多くの人を訪れることにより隣接する地域が活性化し、まちおこしに貢献しています。

平成27年5月には、中川やしお水辺の楽校が開校しました。地域の身近な水辺における環境学習や自然体験活動等を推進することを目的としています。

■歴史・文化とのふれあい

八潮市内には、国指定重要文化財が1件、埼玉県指定文化財が5件（有形文化財2件、無形文化財1件（保持者3人）、無形民俗文化財1件、選択無形民俗文化財1件（保持団体3団体）、八潮市指定文化財が27件（有形文化財16件、有形民俗文化財1件、無形民俗文化財5件、記念物5件）あります。

市内に伝わる文化財を見ると、中川や綾瀬川沿いの自然堤防上を中心に社寺や伝統行事などが分布しており、古くから形成されていた集落や、街道の周囲で八潮市の伝統文化が育まれ、これらと一体となった樹林地や景観が形成されてきたことがわかります。

イ 現行計画の進捗

「環境に配慮した建築物の指導件数」は、平成26年度には44件にのぼり、目標値を大幅に超える実績となっています。

また、「優良建築物^{*}誘導件数」については、目標を大幅に下回っていますが、50年、100年先を見据え地域に根ざした八潮らしい魅力ある街並みづくりを目指すため、「やしお家づくりデザインマナーブック^{*}」を平成25年に作成し、八潮らしい家づくりを推進しています。

●現行計画の目標達成状況（快適環境）

施策の方向	実施項目	指標	実績値			目標値
			H20年度	H25年度	H26年度	H27年度
開発事業 [*] における環境配慮の推進	建築指導の充実	環境に配慮した建築物となるよう指導を行った件数	0件/年	5件/年	44件/年	3件/年
	良好な街並みの形成	地区計画 [*] 決定面積	324.8ha	324.8ha	324.8ha	376.1ha
美しく個性ある景観の形成	景観まちづくりの推進	優良建築物誘導件数	0件	0件	1件	100件
自然・環境を体験し、楽しむ機会の提供	自然にふれあうイベントの実施	野外活動事業等回数	4回/年	6回/年	6回/年	7回/年
	市民参加による自然環境調査の実施	市民参加による自然環境調査回数	0回/年	0回/年	0回/年	3回/年

■用語解説

※近隣公園

およそ500メートル以内の近隣の住民を対象として、休養・散策に供する公園。

※街区公園

およそ250メートル以内の近隣の住民を対象として、児童の遊び、スポーツ、レクリエーションに供する公園。

■用語解説

※優良建築物

地域の特性を活かした街並みを実現するための建築物等のこと。

※やしお家づくりデザインマナーブック

この冊子は、街並みを構成し市民の暮らしに身近な「住宅」に着目した八潮らしい家づくりのための指針となるもので、本市の魅力紹介のほか、家を建てる前に知って得するお役立ち情報を掲載している。

※開発事業

一定規模の土地において行う、開発行為または建築行為をいう。「八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例」においては、自動車駐車場の設置、資材置場、廃棄物処理施設、廃棄物保管場、自動車洗車場または自動車販売店の設置を行う行為も開発事業として位置付けている。

※地区計画

地区計画とは、都市計画法第12条に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための制度。



松之木公園



八条親水公園

(4) 地球環境分野

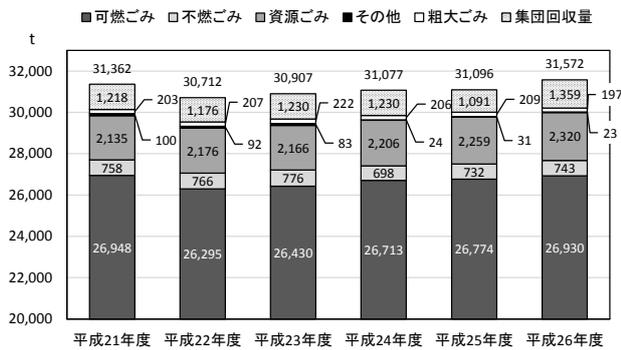
ア 環境の現状

■ 廃棄物の発生

八潮市のごみ搬出量は平成21年度以降、ほぼ横ばいとなっており、可燃ごみが9割近くを占めています。一人1日あたりのごみ排出量で見ると、平成21年度以降、減少していましたが、平成26年度には増加しました。いずれの年度も県の平均値より排出量が多くなっており、周辺市町村と比べても多くなっています。

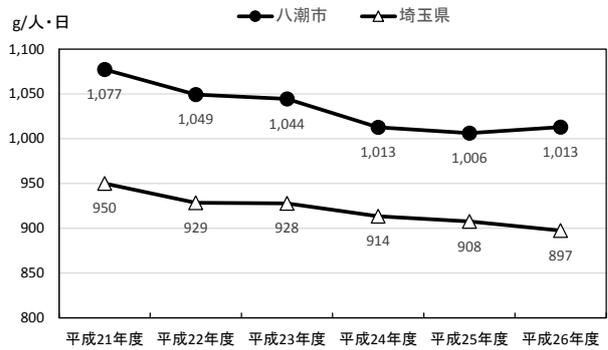
燃えるごみの組成別では、プラスチック類が49.9%で最も多くなっています。

● ごみ排出量の推移



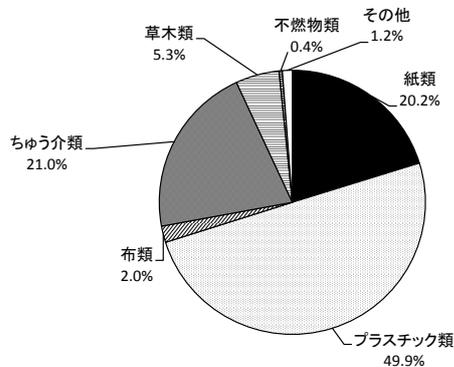
資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

● 一人1日あたりごみ排出量の推移



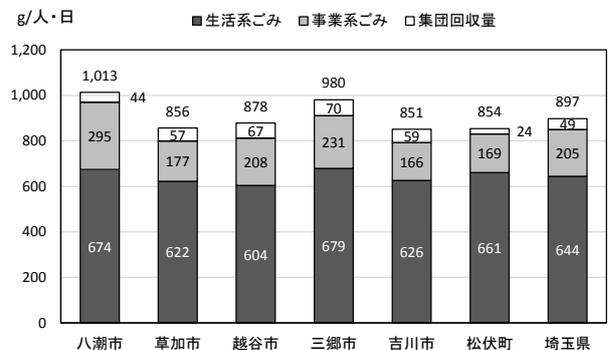
資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

● 燃えるごみ搬入量の種類別内訳(平成26年度)



資料：広報リユースNo.139（平成27年7月号）
（東埼玉資源環境組合）

● ごみ排出量の周辺市町村との比較(平成26年度)



資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

■ 温室効果ガス排出量

八潮市の二酸化炭素排出量は平成24年度(2012年度)には、平成2年度(1990年度)比で10.6%増となっています。過去5年で見ても増加傾向(平成20年度(2008年度)比で17.1%増)となっています。部門別にみると、平成2年度(1990年度)と比較して産業部門と廃棄物部門は排出量が減少していますが、家庭部門、業務部門、運輸部門では排出量が増加しています。過去5年間(平成20年度(2008年度)比)では、全ての部門で増加しています。

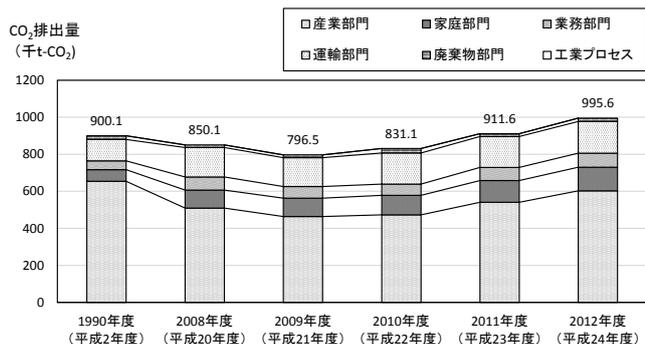
エネルギー消費量で見ると、平成24(2012)年度は、平成2年度(1990年度)比で12.0%増、

第2章 八潮市の概要

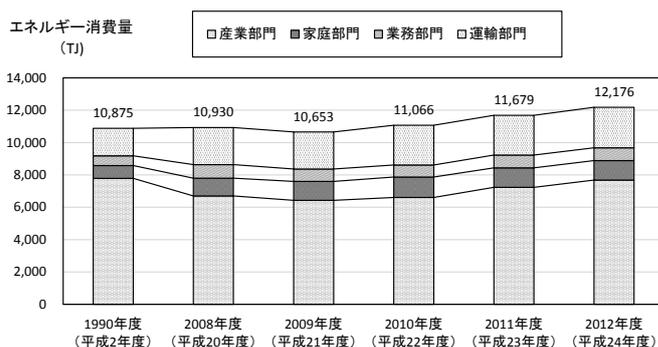
平成20年度(2008年度)比で11.4%増となっています。平成2年度(1990年度)と比較してエネルギー消費量が減少しているのは産業部門のみであり、家庭、業務、運輸部門はエネルギー消費量が増加しています。過去5年間(平成20年度(2008年度)比)では、業務部門を除いて増加しています。

八潮市の事務事業による温室効果ガス^{*}の排出量は、平成26年度(2014年度)は基準年度である平成20年度(2008年度)と比較して6.6%削減しています。

●部門別二酸化炭素排出量(八潮市)



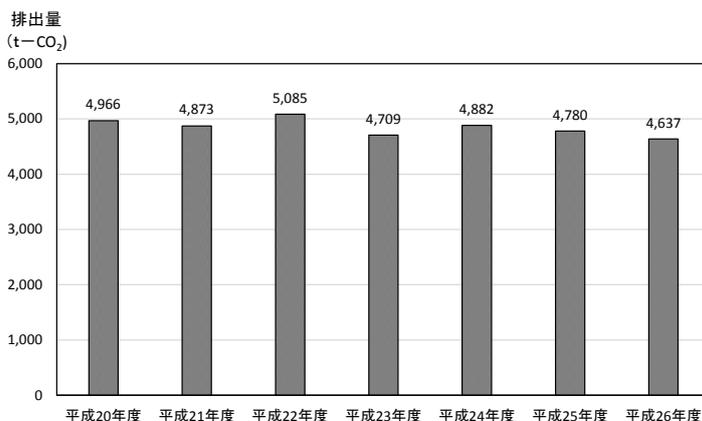
●部門別エネルギー消費量(八潮市)



資料：埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2012年度(埼玉県環境部)

注) 電気のCO₂排出係数^{*}は、各年度の値を使用

●八潮市の事務事業による温室効果ガスの排出量



資料：八潮市環境報告書 平成21～26年度版(八潮市 環境リサイクル課)

注) 電気のCO₂排出係数は、平成20年度東京電力の実排出係数(0.418kg-CO₂/kWh)で固定

イ 現行計画の進捗

関連指標を設定した施策は、平成26年度末現在、11項目中6項目で目標を達成していません。「リサイクルフェアの参加人数」が平成26年度は減少していますが、それ以外の年は概ね1,500人で推移しています。

「1人1日のごみ排出量」、「資源化率^{*}」が目標に達していない結果となっています。本市ではごみの減量化、資源化率向上のため、リサイクルフェアの開催やゴミゼロ運動を実施する等、様々な普及啓発活動を実施していますが、可燃ごみの中にダンボール、新聞紙など、資源ごみとしてリサイクルできるものが含まれており、分別の更なる周知が必要となっています。

●現行計画の目標達成状況（地球環境）

施策の方向	実施項目	指標	実績値			目標値
			H20年度	H25年度	H26年度	H27年度
省エネルギーの推進	公共施設における省エネ機器の率先導入	導入か所	累積 0か所	累積 4か所	累積 5か所	累積 5か所
温暖化の防止	地球温暖化防止に関する計画の策定	計画策定・運用	未策定	地球温暖化対策実行計画 事務・事業編 策定済		事務・事業編 の策定・運用
			未策定	未策定	未策定	区域施策編の 策定・運用
3R活動の推進	リサイクル活動の推進	リサイクルフェアの参加人数	1,500人	1,500人	約500人	2,000人
		資源回収団体の登録数	59団体	74団体	80団体	65団体
	ごみ排出方法の指導	1人1日のごみ排出量(家庭系可燃ごみ)	644g	578.6g	568.7g	560g
			資源化率 (リサイクルプラザ)	84.47%	74.2%	75.6%
	循環型社会の推進	資源化率 (可燃ごみ含む)	11.79%	11.0%	12.0%	20.0%
環境に配慮したライフスタイルの普及	エコライフ DAY事業の実施	参加者数	3,596人	2,508人 夏・冬合計	12,033人 夏・冬合計	8,000人
温暖化対策	壁面緑化・屋上緑化の推進	民間施設等における屋上緑化件数	0か所	0か所	0か所	5か所
	ヒートアイランド対策	広報紙等による「風の道※」啓発、打ち水普及	0回/年	1回/年	1回/年	1回/年

■用語解説

※部門（温室効果ガス排出量の部門の解説）

産業：農林水産業、建設業、製造業の事業活動によるCO₂排出量

家庭：家庭からのCO₂排出量

業務：オフィスビル、公共施設、商業施設からのCO₂排出量

運輸：自動車（産業、家庭、業務で使用するものを含む）、鉄道など交通機関のCO₂排出量

廃棄物：ごみの焼却によるCO₂排出量

工業プロセス：工業生産過程での化学的プロセスなどにより排出されるCO₂排出量。セメントの生産工程で石灰石を加熱することにより排出される場合などがある。

※市の事務・事業による温室効果ガス

市役所の事務及び事業によって排出された温室効果ガスのこと。

※CO₂排出係数

単位活動量当たりのCO₂排出量をいう。例えば、電力の排出係数は、1kWhの発電の際に排出されるCO₂排出量をいう。

※資源化率

資源化率（リサイクルプラザ）：リサイクルプラザで分別し、再利用できるごみと熱回収されたごみ

資源化率（燃えるごみを含む）：収集及び回収された後、再資源化及び再利用するごみ。

※風の道

ドイツのシュトゥットガルト市の都市計画で採用されたヒートアイランド現象に係る対策。郊外から都市内に吹き込む風の通り道を作り、都市中心部で暑くなった大気を冷やすことができるという考え方にに基づき、道路幅の拡張等の対策を計画的に実施している。

2000年に環境省が発表した「平成11年度ヒートアイランド現象抑制のための対策手法報告書」においても、ヒートアイランド現象の対策として「風の道」という考え方が紹介されている。

(5) 環境活動分野

ア 環境の現状

八潮市では市民の一人ひとりに、地球環境や周りの人々に対する思いやりの心と意識を持ち、環境に配慮した生活や事業活動を送るための行動を実践できるように、幼いころから幅広い世代で環境教育や環境学習を浸透させています。

また個人や一事業者としての取組にとどまらず、協働による環境活動を拡大し、地域での人と人のつながりや絆を深め、コミュニティの形成へと発展させていくことが望まれ、人々のネットワークづくり、活動の場や機会の提供、活動を促進させるための仕組みづくりなどを通じて、地域での自主的、積極的な環境活動を促進しています。

●市内で開催された主なイベント（平成 21～25 年度）

イベント名称	主催者	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	内容
ゴミゼロ運動	八潮市民美化運動推進協議会	○	○	○	○	○	市内の美化
環境月間	環境リサイクル課	○	○	○	○	○	環境月間に関する啓発パネルの展示
みんなで水質調査	環境リサイクル課		○	○	○	○	市内小学生参加による綾瀬川の水質調査
AQUA SOCIAL FES!!	八潮市・埼玉新聞社					○	中川・綾瀬川流域クリーンプロジェクトの一環として、中川やしおフラワーパーク周辺の清掃活動を実施
リサイクルフェア	八潮リサイクルフェア実行委員会	○	○	○	○	○	リサイクル推進、展示、リサイクル品販売、水質浄化啓発
やしお市民まつり	やしお市民まつり実行委員会	○	○	○	○	○	環境関連の展示、啓発グッズ配布、環境アンケート調査
消費生活展	商工観光課	○	○	○	○	○	パネル展示、水質浄化啓発、レジ袋使用量削減啓発等
ふれあいどんぐりこままわし大会	八潮市コミュニティ協議会	○	○	○	○	○	自然の遊び「どんぐりこままわし」の体験
八潮街並みづくり100年運動	八潮街並みづくり100年運動実行委員会	○	○	○	○	○	魅力ある街並みをつくり出すため、連携する大学の協力のもとに調査研究、まちづくり活動の実践を行う。
緑と花いっぱい運動	八潮市コミュニティ協議会	○	○	○	○	○	市民花壇等への花植え
八潮市環境推進大会	環境リサイクル課	○			○		やしお環境賞表彰、講演、環境学習講座

イ 現行計画の進捗

関連指標を設定した施策は、平成26年度末現在、5項目中4項目で目標を達成できていません。出前講座については、市の主催の出前講座は年1回に留まっていますが、同様の趣旨の講座を、市民団体主体で独自に実施しています。

ビオトープの保全活動として、「大曽根の湿地ビオトープを守る会」と協定を締結し大曽根ビオトープの維持管理を実施しています。また中川の河川敷において、冬季のノウルシの自生地及び移植地の草刈りを市民団体等と協働で実施し、ノウルシの生息に適した環境を確保しています。

●現行計画の目標達成状況（環境活動）

施策の方向	実施項目	指標	実績値			目標値
			H20年度	H25年度	H26年度	H27年度
協働による環境活動を促進するための仕組みづくり	環境リーダー制度の創設	環境リーダー登録人数	0人	0人	0人	5人
	協働の場づくり	各種委員会や審議会などへの公募人数の割合	9%	16%	16%	20%
生涯学習等における環境学習の推進	出前講座の実施	出前講座の全利用件数	240件	251件	225件	300件
		環境に関する出前講座実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	12回/年
	文化財愛護啓発活動の充実	各種講座の開催	16回/年	28回/年	23回/年	18回/年



大曽根ビオトープ

2 市民意識

(1) 市民意識調査の概要

「第5次八潮市総合計画」策定にあたり行われた市民意識調査より、環境に関連する設問を抜粋しました。

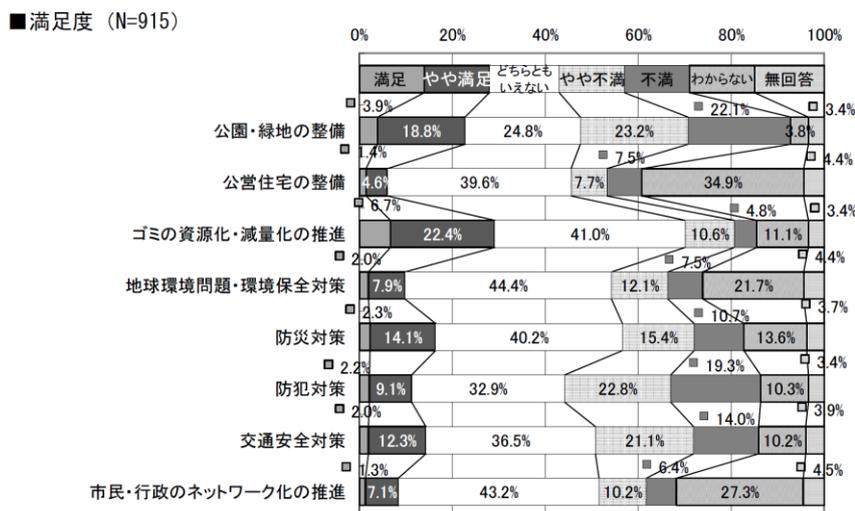
- ・調査名：八潮市のまちづくりに関する市民意識調査
- ・実施日：平成25年11月1日～11月20日
- ・配布数：3,000人
- ・回収数：915人（回収率 30.5%）

ア 市政に対する評価（生活・環境について）

市政に関する評価のうち、生活・環境についての回答状況を次図に示します。

環境基本計画との関連が深いものについて「満足」と「やや満足」を合わせた割合でみると、「公園・緑地の整備」が22.7%、「ゴミの資源化・減量化の推進」が29.1%、「地球環境問題・環境保全対策」が9.9%となっており、全体的に満足度は低くなっています。

● まちづくりに対する満足度



出典：八潮市のまちづくりに関する市民意識調査報告書（平成25年12月、八潮市）

(2) 市民団体等の意識

八潮市内で活動をしている市民団体、業界団体等に対して、環境保全活動に関する意識調査を実施しました。

- ・調査日：平成27年7月
- ・アンケート回答数：5団体
- ・ヒアリング実施団体数：4団体

ア 八潮市の環境施策に関する満足度と重要度

■市民団体、業界団体等に対する環境保全活動に関する意識調査結果

ヒアリングを実施した団体に対して、八潮市の実施している環境施策についての満足度と重要度の意識調査を行いました。

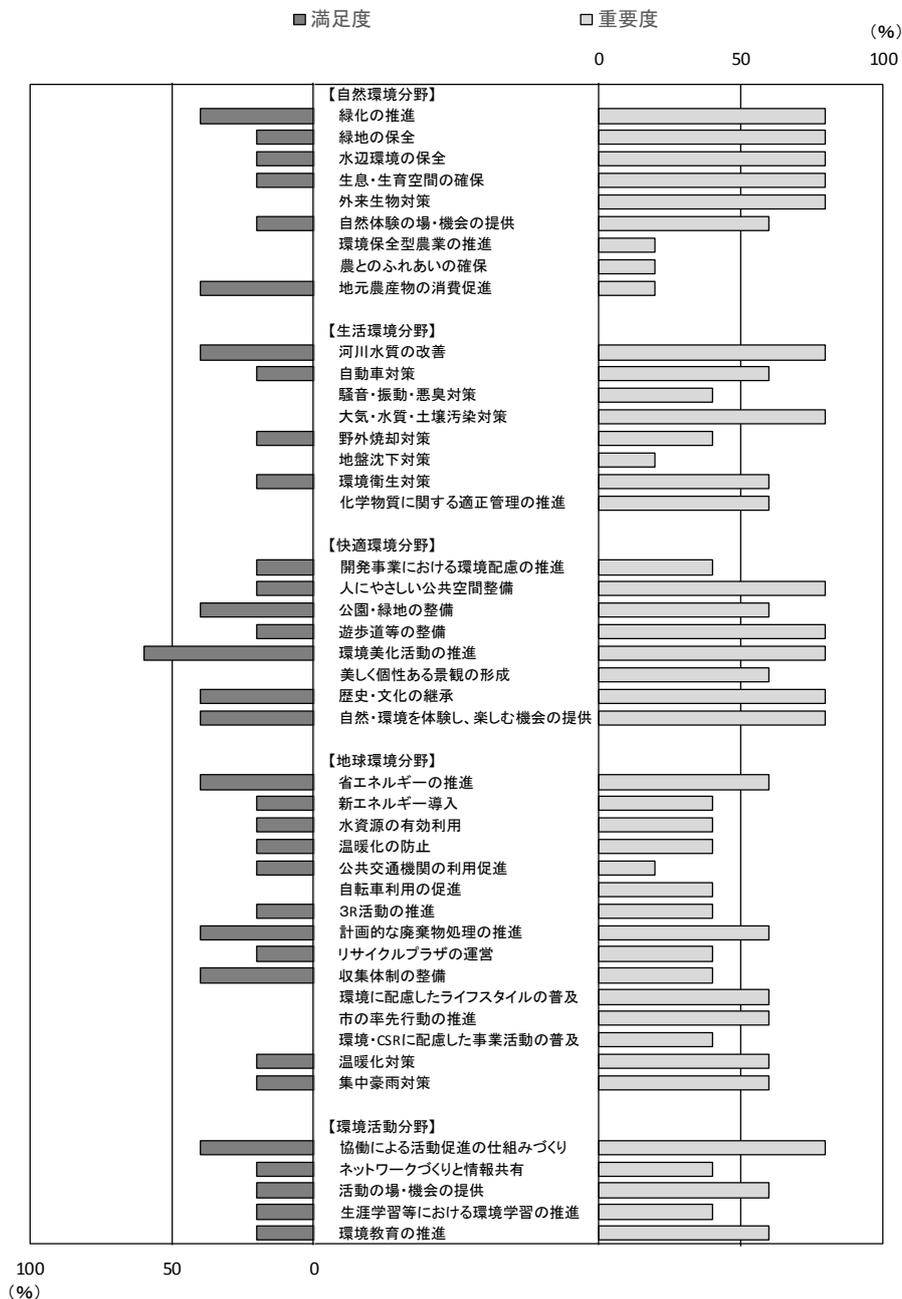
満足度は、全体的に低く、特に生活環境分野で低くなっています。

重要度については、特に自然環境分野、快適環境分野で重要との回答割合が高くなっています。

●八潮市の環境施策に関する満足度及び重要度

満足度：満足またはやや満足と回答した割合

重要度：重要またはやや重要と回答した割合



イ 自由意見

■自然環境

- ・ やしおの自然（希少生物、自然の紹介）を広報でシリーズ化して紹介してはどうか。
- ・ 学童保育で、「農」とふれあう機会があると良い。例えば種まきや収穫作業を子供たちに体験させてくれるような農家の紹介を行政に行って欲しい。
- ・ 八潮駅の市の出張所に八潮市の自然を紹介できるスペースを確保してはどうか（八潮の川に生息する生物を大きな水槽で展示する等）。
- ・ 中川やしお水辺の楽校について、運用・活用方法が周知されていない。
- ・ 外来種駆除対策が不十分
- ・ 市内における開発事業の際に、シードバンク（Seed bank）への配慮が欠け、土壌表層部分を活用していない例が見受けられる。

■生活環境

- ・ 未だに野焼きを行っている人が見受けられるので、行政から注意をして欲しい。

■地球環境

- ・ ごみの分別について、市民の協力を得るのは時間がかかると思うが、他市と協力して真剣に検討しないと、ごみの減量化、資源化が進まない。

■環境活動

- ・ 市民活動の連携が図られていない。
- ・ 行政が具体的に何を行っているのか、市民に協力を求めているのか分からない。市民に分かる具体的な活動報告をお願いしたい。
- ・ 他の市民団体との協働は行政から呼びかけないと進まない。例えば広報等での呼びかけ、ワーキングの立ち上げ等。
- ・ 自然保護活動は体力的な負担がかかり、担い手が高齢化等で年々少なくなっており、活動を縮小することも検討せざるを得ない。
- ・ 市・市民・事業者が連携して「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」の実現に取り組む事業体の創設が必要。

3 八潮市の環境の課題

八潮市の環境に関する課題について、これまでに整理した環境の現状及び現行計画の進捗状況を踏まえ、次の視点から整理します。

(1) 自然環境分野

- 本市は、中川、綾瀬川などの河川、葛西用水などの水路が多く、豊かな水辺環境を有していますが、都市化が進む中、水や緑に恵まれた身近な自然が失われつつあります。
- 動植物の生息環境が少なくなりつつあるとともに、外来生物*の侵入によって生物多様性が脅かされています。
- 市内には屋敷林や河畔林、公園などの樹林が残されており、貴重な緑としてこれらの保全が重要です。
- 市街化が進む中で、既存の緑を保全するとともに、公共施設や道路、民有地の緑化を積極的に進めていく必要があります。
- 市内には、環境保全機能をもった農地が多くありますが、農家数や後継者の減少に伴い、農地が減少しており、農業を振興し農地を保全していくための取組が必要です。
- 市内には、市民が土に触れ、野菜づくりを楽しめる市民農園が整備されています。今後とも、市民が土に触れ、農業を体験できる場所を提供していくことが求められています。
- 大曽根ビオトープなどでは、市民の手により環境保全活動が行われており、今後もこれらの活動を支援していく必要があります。

(2) 生活環境分野

- 公害苦情は増加の傾向にあり、特に騒音や悪臭の苦情が多くなっています。また、依然として野焼きへの苦情も発生しています。
- 大気汚染については、光化学オキシダント濃度が環境基準を超過している状況が続いており、光化学スモッグ注意報が毎年発令されています。また、微小粒子状物質（PM2.5）濃度も環境基準を超過しており、大気環境を改善するための対策が必要です。
- 中川や綾瀬川の水質は、かつてと比べると改善してきたものの、依然として環境基準を達成しない年もあり、引き続き水質改善に向けた取組を進めていくことが必要です。
- 綾瀬川及び中川においては、年度によりダイオキシン類の環境基準が未達成となっています。
- 河川の水質を改善するため、家庭や事業所からの排水対策や流域での一体的な水質浄化の取組を継続していく必要があります。
- 自動車交通量の増加による大気汚染、騒音等の問題への対策が必要です。
- 安心して生活できる環境を確保するため、食の安全や有害化学物質に関する正確な情報提供と適正利用・管理のための普及啓発及び指導が必要です。

(3) 快適環境分野

- 公園面積は増加傾向にありますが、人口が増加していることもあり、1人当たりの公園面積は県全体の平均と比べて少ないのが現状です。
- 水や緑に親しめる空間として、「中川やしおフラワーパーク」や「中川やしお水辺の楽校」などが整備されています。また、市民が土に触れ、野菜づくりを楽しめる市民農園が整備されています。今後もこれらの施設を活用し、市民が自然とふれあう機会の充実が望まれます。
- 市内には、中川や綾瀬川沿いの自然堤防上を中心に社寺や伝統行事などが分布し、古くから形成されていた集落や、街道の周囲で育まれた伝統文化が残されています。これらの歴史文化を次世代に継承していくことが必要です。
- 本市では、つくばエクスプレスの開業により都市構造が大きく変わりました。今後のまちづくりにあたっては、均衡ある土地利用の推進、自然エネルギーの利用、公共交通機関及び自転車の利用促進、公園や緑地の整備など、地球温暖化対策や自然環境との調和といった視点も含め、都市と生活の快適性を実現していくことが望まれます。
- 地域の特性を活かした八潮らしい魅力ある街並みの実現には、引き続き、「やしお家づくりデザインマナーブック」に基づく、八潮らしい家づくりを市、市民、事業者の協働により進めていく必要があります。

(4) 地球環境分野

- 本市のごみ搬入量は横ばいとなっており、1人1日当たりで見ると減少傾向にありますが、県平均を上回っており、ごみの減量と分別の徹底及びリサイクルの推進が課題となっています。
- 市内の二酸化炭素排出量は、人口の増加や産業・業務の発展に伴い、過去5年間において全ての部門で増加しており、エネルギー消費量も業務部門を除いて増加しています。このため、市、市民、事業者が一体となって省エネや再生可能エネルギーの導入を計画的に推進していく必要があります。
- 市役所における温室効果ガス排出量は年度による増減があるものの、減少傾向にあります。引き続き省エネ及び再生可能エネルギーの導入に取り組んでいく必要があります。
- 地球環境への負荷を低減させるため、まちづくりの観点からも対策を推進していく必要があります。
- 地球温暖化と関連して集中豪雨、渇水、土砂災害、熱中症患者の増加、ヒートアイランド※、農業への影響等が懸念されています。このため、温室効果ガスの排出量削減とともに、これらの被害への対策や備えとして「適応策※」の検討が必要となっています。

(5) 環境活動分野

- 市内では、市民団体が、自然環境保全、水質浄化、美化清掃、地球温暖化防止、環境教育などの環境保全活動に取り組んでいます。これらの活動を、本環境基本計画の中できちんと位置付け、協働による活動が継続するよう配慮すべきと考えられます。

○東日本大震災を契機として、地域社会とのつながりについての意識の変化が生まれ、社会貢献への関心が高くなっており、今後は「人と人とのつながり」、「地域とのつながり」を深める意欲を持つ人が増加することが期待されます。本計画において、市、市民、事業者のあらゆる主体の間における協働による環境活動を促進するための仕組みづくりを推進していくことが重要と考えられます。

■用語解説

※外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育する生物。

※ヒートアイランド

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。

※適応策

地球温暖化防止に向けた対策は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる「緩和策」と、気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようという「適応策」とに分類することができる。

「適応策」は対処療法的な取組で、具体例としては、沿岸防護のための堤防や防波堤の構築、水利用の高効率化、土壌の栄養素の改善、伝染病の予防などが挙げられる。



小学生環境ポスター 加藤 遥真 さん

第3章 望ましい環境像と環境目標

1 望ましい環境像と環境目標

(1) 長期的な目標の設定と考え方

八潮市環境基本条例第8条では、環境基本計画において、「環境の保全等に関する長期的な目標及び施策の方針」を定めることを規定しています。

また、同条例は、その前文において「(略) 私たちは、共に力を合わせて、人と自然とが共生できる良好な環境を保全及び創造し、環境への負荷の削減を推進し『水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮』を創りあげていく (略)」ことを目指すとし、第3条において、環境の保全等のあり方を基本理念として掲げています。

●八潮市環境基本条例の基本理念（第3条より）

- ① 環境の保全等は、市民が健康で快適かつ文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
- ② 環境の保全等は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の環境の保全等に関する行動を自主的かつ積極的に行うことにより、資源やエネルギーを有効に活用する持続可能な循環型社会が構築されるように推進されなければならない。
- ③ 環境の保全等は、人と自然とが共生し、及び環境への負荷の少ない社会が構築されるよう、すべての者の公平な役割分担の下に推進されなければならない。
- ④ 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることを考慮し、すべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

このため、環境の保全等に関する長期的な目標として、八潮市の将来の「望ましい環境像」を定めます。

また、施策の指針を示すため、望ましい環境像を補完する、分野別の「環境目標」を設定します。

「環境目標」は、本市の環境特性をもとに望ましい環境の要素を抽出し、5つの分野別に整理します。

(2) 望ましい環境像

21世紀半ばを見据えた、市の将来の望ましい環境像は、次のとおりです。

望ましい環境像

水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮

私たちは、共に力を合わせて、人と自然とが共生できる良好な環境を保全及び創造し、環境への負荷の削減を推進し、「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」を創りあげていきます。

このため、私たち一人ひとりが地球全体の環境と深く関わっていることを認識し、自らの問題としてとらえ、日常生活や事業活動において環境の保全や創造に取り組んでいきます。

(3) 環境目標

望ましい環境像を実現するための環境目標は、次のとおりとします。

環境目標

①自然環境分野

きれいな水と豊かな緑に恵まれ、人と自然がともに生きるまち

②生活環境分野

健康で安心した生活を送ることができるまち

③快適環境分野

快適でいつまでも住み続けたいと思うまち

④地球環境分野

温室効果ガスやごみの排出量が削減された地球環境を守るまち

⑤環境活動分野

みんなが環境への思いやりを持ち環境活動に参加するまち

①自然環境分野

きれいな水と豊かな緑に恵まれ、人と自然がともに生きるまち

本市は、中川や綾瀬川など三方を川に囲まれ、川を通じて自然とふれあい、水とともに暮らしてきました。また、河川・水路に沿ってヨシ原や河畔林がみられ、農地が広がり、屋敷林が点在するなど、緑も多く残されています。

このような水と緑は、私たちに心の安らぎや豊かさを与えてくれ、ヒートアイランド現象や大気汚染、水質汚濁などを緩和し、野鳥や昆虫などの生きものの生息・生育空間を提供してくれます。

しかしながら、都市化とともに身近な自然が減少し、動植物の生息環境が失われ、さらに外来生物の侵入によって生物多様性が脅かされています。また、環境保全機能を持つ農地も減少を続けています。

私たちは、発展を続ける都市づくりとの調和を図りつつ、きれいな水と豊かな緑に恵まれた八潮の自然を守り、自然とふれあいながら生活を営んできた暮らしを財産として、次の世代に引き継ぎます。

②生活環境分野

健康で安心した生活を送ることができるまち

私たちは、快適で利便性に優れた暮らしを望む一方、空気、水、土、音といった生活環境に対して環境負荷を与えて暮らしています。

例えば、家庭や事業所からの排水の一部が河川に流れ込むことによって河川の水質が悪化し、自動車は自動車排出ガスや騒音、振動などを発生させ、健康にも悪影響を及ぼすおそれがあります。また、家庭や事業所では、さまざまな用途で化学物質を利用していますが、その中には、人の健康や生態系、地球環境に影響を及ぼすことが懸念されているものも存在します。

公害の未然防止の観点から、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染などの対策を講じるとともに、人の健康や自然の生態系を脅かす有害化学物質などによる問題に対応し、健康で安心した生活を送ることのできる環境を確保していきます。

③快適環境分野

快適でいつまでも住み続けたいと思うまち

本市では、つくばエクスプレスの開業により都市構造が大きく変わり、今後も人口が増加していくものと予測されています。

環境と調和したまちづくりのために、公園や緑地及び遊歩道を整備し、高齢者や障がいのある方等に対応するバリアフリー*やユニバーサルデザイン*を取り入れ、自然環境と調和したまちづくりを進めていきます。また、自然エネルギーの利用、公共交通機関及び自転車の利用促進といった視点により、地球温暖化対策の視点も取り入れるとともに、まち

の美化や清潔さを保ち、生活の快適性を実現していきます。

八潮らしい景観や歴史及び文化を継承していくために、地域の特性を活かした個性ある景観の形成を図り、古民家や史跡などの文化財や伝統文化を保存し、継承していきます。

④地球環境分野

温室効果ガスやごみの排出量が削減された地球環境を守るまち

地球規模の環境問題に目を向けると、人類存続の基盤を揺るがすような深刻な地球環境問題が起こっています。世界でも多くの自然災害が発生するなど、地球温暖化による気候変動の影響が確実に現れています。

市内に目を向けてみると二酸化炭素排出量は増加しており、1人当たりのごみ排出量は県平均を上回っています。八潮に暮らす私たちは、日常生活や事業活動に伴いエネルギーや資源の消費を通じて地球環境に負荷を与えていることになります。

このような認識のもと、市、市民、事業者などそれぞれの立場から、ごみ減量やリサイクルなどの省資源の推進、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入及び低炭素型のまちづくりなどを通じて、持続可能な循環型社会を構築していきます。

⑤環境活動分野

みんなが環境への思いやりを持ち環境活動に参加するまち

八潮の環境づくりを進めていくためには、市民一人ひとりが、地球環境やまわりの人々に対する思いやりの心と意識を持ち、環境に配慮した生活や事業活動を送るための行動を実践できることが大切です。そのために、幼いころから幅広い世代で環境教育や環境学習を浸透させていきます。

市内では、市民団体の活動が盛んであり、自然環境保全、水質浄化、美化清掃、地球温暖化防止、環境教育などの環境保全活動に取り組んでいます。個人や一事業者として取り組むことにとどまらず、協働による環境活動を拡大し、地域での人と人のつながりや絆を深め、コミュニティの形成へと発展させていくことが望まれます。人々のネットワークづくり、活動の場や機会の提供、活動を促進するための仕組みづくりなどを通じて、地域での自主的、積極的な環境活動を推進します。

■用語解説

※バリアフリー

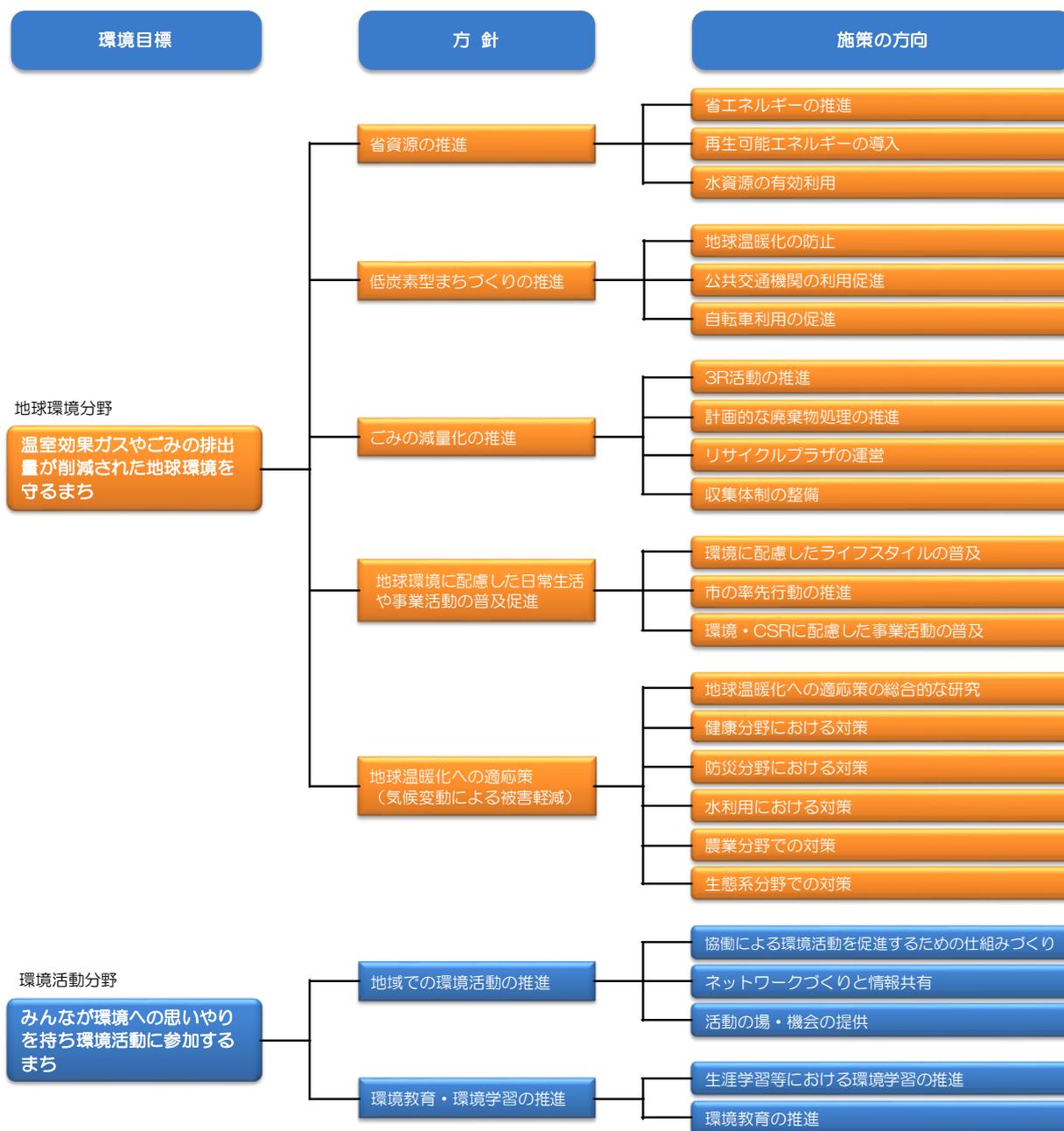
高齢者や障がいのある方等の社会的弱者が障壁なく設備やシステムを利用できる状態のこと。

※ユニバーサルデザイン

バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方である。

2. 施策の体系





第4章 目標達成のための取組

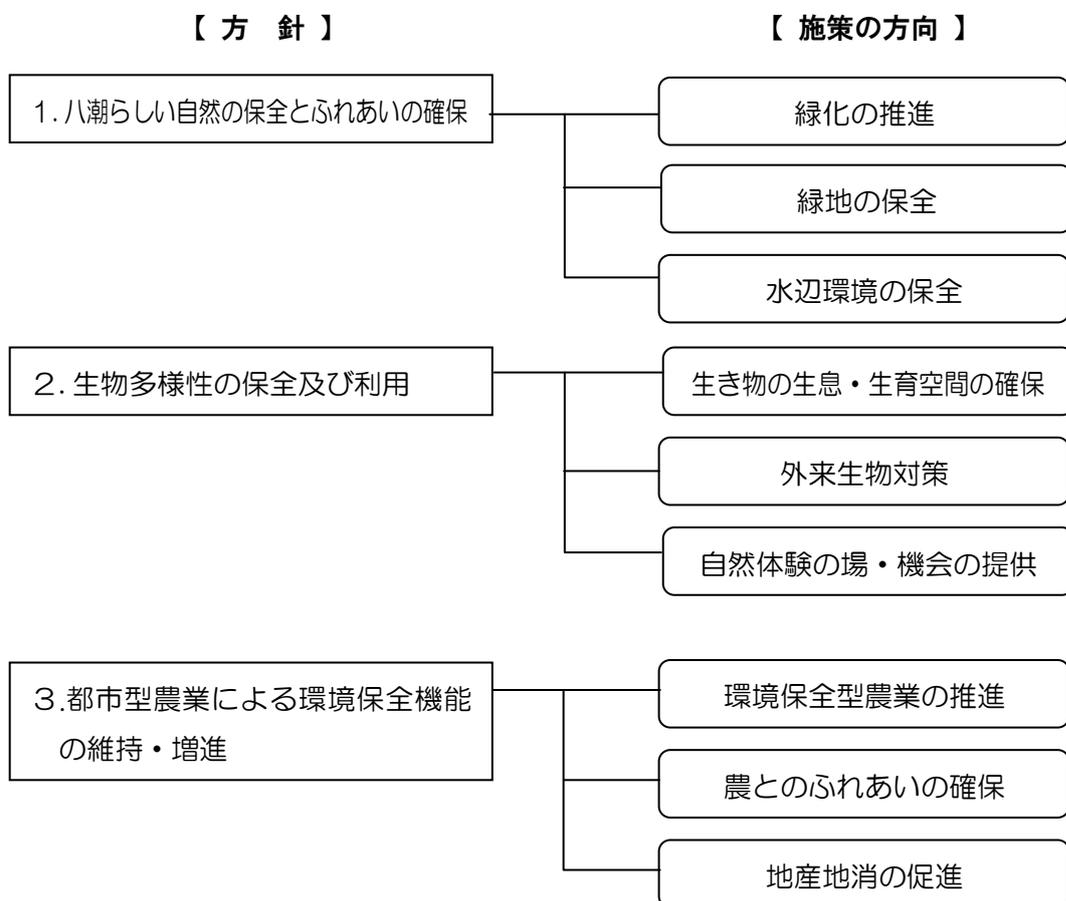
1 自然環境分野 —きれいな水と豊かな緑に恵まれ、人と自然がともに生きるまち—

(1) 施策の方針

八潮の自然を特徴付けるきれいな水と豊かな緑を守るため、中川や綾瀬川、葛西用水などの河川・水路における水辺環境を保全し、河畔林や屋敷林などの貴重な緑を保全します。また、緑を増やすため、街路や公園、建物の緑化を進めます。

市内に残された貴重な生態系を保全するため、ビオトープや河川・水路、公園などにおける動植物の生息・生育空間の保全活動や自然環境調査、自然保護や生物多様性の普及啓発を市民参加により進めます。また、あわせて外来生物の進入を防ぐ対策を実施します。さらに、自然体験の場や機会を提供することで、多くの市民が自然と親しみながら学ぶ機会を増やします。

農地は、農産物の生産のみならず、人々の土や緑とのふれあいの場を提供し、生態系の保全やヒートアイランド現象の緩和に寄与するなど、多面的な機能を有しています。そこで、地元農産物の消費促進及び環境保全型農業の普及、農とのふれあいの場としての活用を通じて、地元農業を支えながら、農地を保全していきます。



(2) 関連指標・目標

方針1：八潮らしい自然の保全とふれあいの確保

ア 施策

①緑化の推進

1-1-1 公共施設整備・維持管理【公共施設管理者】

- ・公共施設整備の際は、景観に配慮し、積極的に緑化を行います。

1-1-2 緑と花いっぱい運動の推進（5-1-13 へ再掲）【公園みどり課】

- ・「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」に基づく緑と花いっぱい運動の普及を図るため、必要な支援を行うとともに、市が推奨する草花のコスモス、チューリップ、パンジー、マリーゴールド、マーガレットの普及啓発に努めます。

1-1-3 八潮市緑の基金の有効活用【公園みどり課】

- ・緑ゆたかな八潮を実現するため、八潮市緑の基金について、市民や事業者等への募金の協力を求めていくとともに、緑の基金の有効的な活用を検討し、緑化の推進及び緑の保全を推進します。

1-1-4 屋上緑化・壁面緑化等の推進【環境リサイクル課、公園みどり課】

- ・二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の軽減につなげるには、都市部における緑化が有効です。そのため、公共施設の屋上緑化や壁面緑化等を推進するほか、駅周辺部の商業施設や高層の集合住宅、工場密集地などの地上部緑化が難しい場所など、民間施設の屋上緑化や壁面緑化等の普及・啓発を図ります。

1-1-5 市民との協働による緑化活動の推進【公園みどり課】

- ・八潮市緑化指導基準による民間施設の緑化を促進します。
- ・公園などの公共施設において緑化や維持管理を含めた市民花壇を設置します。
- ・生垣設置奨励金制度*を活用して、生垣設置を促進します。

②緑地の保全

1-1-6 保存樹木等奨励金制度の周知【公園みどり課】

- ・緑の保全・創出を図るため、市のホームページや広報等を活用し、保存樹木等奨励金制度*の周知を図っていきます。

1-1-7 緑地協定締結の促進【公園みどり課】

- ・市民による緑化への取組に加え、市民相互の合意のもとに、主として住宅敷地内の既存の樹木や生垣等の緑の保全を行うことができるよう、緑地協定*の締結を促進します。

③水辺環境の保全

1-1-8 河川・湿地の保全【環境リサイクル課】

- ・市内に残された河川・湿地などの自然環境を保全するため、市民団体等と連携し、中川や綾瀬川等の河川敷等の生物の生息・生育空間を保全します。

1-1-9 河川改修の促進【道路治水課】

- ・自然に配慮した護岸や散策路の整備など、親水化*に配慮した河川改修の促進を県に要望します。

イ 市民・事業者の取組

①緑化の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 市民花壇での緑と花いっぱい運動に参加しましょう。 景観や生態系に配慮し、生垣を設置するなど、敷地内の緑を増やしましょう。 屋上緑化や壁面緑化などを行いましょう。 建築行為などを行う場合は、景観に配慮し、緑化を行いましょう。 地域のみどりの育成のため、緑化活動に積極的に参加しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 市民花壇での緑と花いっぱい運動に参加・協力しましょう。 景観や生態系に配慮し、工場や事業所等の敷地内の緑化やビオトープの設置を行いましょう。 屋上緑化や壁面緑化などを行いましょう。 大規模な開発行為などを行う場合は、「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」にしたがい、景観に配慮し、緑化を行いましょう。 既存樹木等を活かすように開発しましょう。 地域の緑化活動へ積極的に参加・協力しましょう。
②緑地の保全	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の樹木などは大切に保存しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の樹木などは大切に保存しましょう。 既存樹木等を活かすように開発しましょう。
③水辺環境の保全	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 中川や綾瀬川等の自然環境保全活動に協力しましょう。 大曽根ビオトープの維持・管理を行いましょう。 河川の清掃活動へ積極的に参加しましょう。 散策や水遊びなどを通じて水辺環境への理解を深めましょう。 水質浄化キャンペーン等に参加・協力しましょう。 水辺に親しむ啓発事業に参加しましょう。 生き物の生息場所となる緑や河川を大切にしましょう。 身近にある自然に興味や関心を持ちましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 中川や綾瀬川等の自然環境保全活動に協力しましょう。 河川の清掃活動へ積極的に参加・協力しましょう。 建設事業等に当たっては、生き物や生態系に配慮した工法を用いましょう。 水質浄化キャンペーン等に参加・協力しましょう。 水辺に親しむ啓発事業に協力しましょう。

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
緑と花いっぱい運動の推進	市民花壇の設置数	6か所	H26	20か所	H37	○		○
屋上緑化・壁面緑化等の推進	公共施設等における屋上緑化	1か所	H26	5か所	H37		○	○
市民との協働による緑化活動の推進	生垣設置の奨励	0m	H26	200m	H37	○		○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

■用語解説

※生垣設置奨励金制度

八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例に基づき、一定の要件を備えた生垣を新設する場合に、奨励金を交付するもの。

※保存樹木等奨励金制度

八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例に基づき指定した保存樹木、保存樹林、保存生垣の所有者に対し、奨励金を交付する制度。保存樹木等の指定を受けた所有者は、適正に保存し、周辺の環境を良好に保つよう努めなければならない。また、市民等は、保存樹木等が大切に保存されるよう協力しなければならない。

※緑地協定

都市緑地保全法に基づく制度で、都市計画区域内の一定区域、一定区間の土地利用者等全員の合意により、植栽する樹木の種類や場所、垣・さくの構造、有効期間等について定め市町村長の認可を受ける。

※親水化

人が安全に河川や水路などの水に近づけるようにすることで、水に対する親しみを深めること。



葛西用水



中川やしおフラワーパーク

方針2：生物多様性の保全及び利用

ア 施策

①生き物の生息・生育空間の確保

1-2-1 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画の検討【環境リサイクル課】

- ・生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたり享受できる自然と共生する社会の実現を図るための計画について検討するとともに、その重要性について普及・啓発を行います。

1-2-2 ビオトープ等の保全と水と緑のネットワーク※化の推進【環境リサイクル課、道路治水課、公園みどり課】

- ・公園や緑道※、遊歩道などの公共施設の整備にあたっては、郷土種※による植栽や、多様な生きものが生息できるよう池や緑地を確保するなど、生態系に配慮した整備を行います。
- ・公共イベントにおいては、生き物や生態系に配慮した工夫を行います。
- ・大曽根ビオトープの維持管理を市民団体と協働で行うとともに、中川等の河川敷の生息・生育空間を保全します。(5-1-11 へ再掲)
- ・自然環境にやさしく、うるおいのある空間を創出するため、河川や水路の水辺を整備するとともに、緑地や遊歩道、街路樹等とのつながりを持たせることにより、「水」と「緑」のネットワークの形成を図ります。

1-2-3 市民参加による自然環境調査等の実施(3-3-2 へ再掲)【環境リサイクル課】

- ・保護すべき希少な動植物を把握し、保護活動を行うため、市民参加型の自然環境調査、保護活動を行います。
- ・生態系の調査を推進します。
- ・希少野生動植物※の保護活動を促進します。

1-2-4 自然保護や生物多様性に係る普及啓発の実施【環境リサイクル課】

- ・エコツアー※や自然観察会など、自然体験の場や機会を通じて、自然保護や生物多様性に係る普及啓発を実施します。

②外来生物対策

1-2-5 外来生物の対策【環境リサイクル課】

- ・動植物を棄てたり、ペットが逃げ出したりすることによる外来生物の自然界への拡散や生物多様性、人間、農業などへの影響を防ぐため、外来生物の情報提供や情報収集、駆除等を行います。

③自然体験の場・機会の提供

1-2-6 自然体験の場づくり【環境リサイクル課】

- ・生物の多様性や、地域の現状と特性を生かした自然体験をするために、自然資源である動植物の実態把握を行い、希少野生動植物の保護活動を行います。

1-2-7 自然体験の推進【社会教育課】

- ・青少年が自然に親しみながら異年齢による集団活動やグループ行動を学ぶ、野外活動の機会や体験の場の確保について、調査研究を行います。

イ 市民・事業者の取組

①生き物の生息・生育空間の確保	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 庭に実の成る木を植えるなどして、鳥や昆虫を守りましょう。 自然観察会や自然環境調査などに参加し、身近な自然の大切さを学びましょう。 生き物の生息場所となる緑や河川を大切にしましょう。 学校ビオトープ等の整備に参加しましょう。 生態系の調査に協力しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 建設事業等にあたっては、生き物や生態系に配慮した工法を用いましょう。 敷地内の樹木は、実の成る木を植えるなどして、鳥や昆虫を守りましょう。 自然観察会などの環境学習活動に協力しましょう。 学校ビオトープ等の整備に協力しましょう。
②外来生物対策	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ペットは、自然に放さないようにしましょう。 外来生物を見かけたら、市役所に連絡しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ペットを販売する場合は、飼い主に対し「棄てたり・逃げ出したりしないように適正に飼育する」ことを伝え指導しましょう。
③自然体験の場・機会の提供	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 環境調査に積極的に参加・協力しましょう。

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
ビオトープの保全活動	市民団体によるビオトープの管理運用件数	1件	H26	2件	H37	○		○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

<p>■用語解説</p> <p>※水と緑のネットワーク 河川沿いの緑、公園や道路などの公共施設の緑、民有地の緑などをつなぎ、鳥や昆虫などの生き物の通り道や生息空間を確保すること。</p> <p>※緑道 災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として設けられる植樹帯、歩行者路、自転車路を主体とする緑地で、公園、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。</p> <p>※郷土種 ある地域に本来的に生育する植物種のこと。現在生育する植物で昔からあった種類のことを在来種という。自然の回復には、気候風土に合っている在来種を用いるのがよいとされている。</p> <p>※希少野生動植物 野生生物のうち、その種の存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は、著しく減少しつつあることなどにより、その種の存続に支障を来す事情があるもの。</p> <p>※エコツアー 自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方として、エコツーリズムが注目されている。エコツーリズムの考え型に基づくエコツアーが、近年、数多く企画・実施されている。平成20年4月には、エコツーリズム推進法が施行された。</p>
--

方針3：都市型農業による環境保全機能の維持・増進

ア 施策

①環境保全型農業の推進

1-3-1 環境保全型農業の推進【都市農業課】

- ・環境負荷の低い農薬や肥料等の情報を提供します。
- ・化学肥料や化学農薬などの使用量の削減を促進します。
- ・安全な農産物の供給を促進します。
- ・安全、新鮮、良質を基本に、消費者ニーズも高まっていることから、環境保全や健康にも配慮したエコファーマーの育成、確保に努めます。

1-3-2 農業後継者の育成【都市農業課】

- ・農業後継者の育成のため、経営研修会を開催します。
- ・認定農業者数の目標達成に向けて、農業者に取得を働きかけます。

1-3-3 優良農地の保全【都市農業課】

- ・優良農地を緑地やオープンスペース等として保全します。
- ・生産基盤の整備とともに、優良農地を確保し保全します。
- ・優良農地の保全に関する支援を行います。
- ・市内での優良農地を確保するため、農業用排水路等の整備や維持管理を行います。

1-3-4 都市農地※の保全【都市農業課】

- ・市街化区域内の農地を活用し、周辺住民に、やすらぎ、うるおいを与える「街なかやすらぎ緑空間」として保全します。

②農とのふれあいの確保（3-3②へ再掲）

1-3-5 市民農園の管理【都市農業課】

- ・市民の農業に対する理解を深めるため、農業とふれあえる機会を提供するとともに、市民農園を適正に管理します。
- ・野菜作りの技術を高めること等を目的に、研修会を開催します。

1-3-6 生産緑地地区の保全【公園みどり課、都市農業課】

- ・都市化につれて減少する都市農地の保全を図るため、生産緑地地区の追加指定を継続するとともに、市民農園・ふれあい農園等による活用を図ります。

1-3-7 ふれあい農業の促進【都市農業課】

- ・市民の農業に対する理解を深め、農業者の意欲向上を図るため、市民農園やふれあい農園、体験農園の開園を支援し、農業祭を開催します。
- ・市民が直接農業を理解し、体験できる農園づくり、休耕農地等の活用を図ります。

③地産池消の促進（3-3③へ再掲）

1-3-8 ハッピーこまちゃん※の活用【都市農業課、健康増進課】

- ・ハッピーこまちゃんをイベント等で積極的に活用し、食育等の中で地元農産物の消費に関する啓発を行うとともに、キャラクターの活用により農産物のブランド化を図ります。

1-3-9 ふれあい農産物直売所の支援【都市農業課】

- ・顔の見える農業及び安全、新鮮、良質を基本に、直売所の充実のための支援を行います。

1-3-10 地場産農産物PRの推進【都市農業課】

- ・八潮の地場産農産物に対する消費者の関心を高めるため、八潮市地産地消推進協議会を中心として、栽培方法の統一化やPR活動を展開します。

1-3-11 地産地消の推進【都市農業課】

- ・八潮市地産地消推進協議会及び八潮市直売所連絡協議会とともに、地元農産物のPRを行い、地場産農産物の消費拡大を推進します。

イ 市民・事業者の取組

①環境保全型農業の推進	
市民	・ 土づくりや、化学肥料と化学農薬低減に配慮して栽培された農産物や、有機 JAS マーク※の付いた有機農産物を選びましょう。
事業者	・ 土づくりや、化学肥料と化学農薬低減に配慮した栽培や有機無農薬栽培に積極的に取り組みましょう。 ・ 土づくりや、化学肥料と化学農薬低減に配慮して栽培された農産物や有機無農薬農産物を積極的に販売しましょう。
②農とのふれあいの確保（3-3②へ再掲）	
市民	・ 市民農園やふれあい農園、体験農園を利用しましょう。 ・ 農業祭に参加しましょう。
事業者	・ 農業祭に参加・協力しましょう。
③地産地消の促進（3-3③へ再掲）	
市民	・ 地元農産物、国産農産物を選びましょう。
事業者	・ 地元農産物、国産農産物を販売・使用しましょう。

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
環境保全型農業の推進	エコファーマー数	26人	H26	30人*	H37		○	○
農業後継者の育成	認定農業者数	27人	H26	30人*	H37		○	○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

*印は、第5次八潮市総合計画での成果指標

■用語解説

※都市農地

平成3年度の生産緑地法の改正により、市街化区域内農地は、宅地化できる農地と農業以外はできない保全する農地（生産緑地）に分けられた。宅地化できる農地をいわゆる都市農地という。

※ハッピーこまちゃん

八潮市は、有数の小松菜の産地であることから、地場野菜の小松菜をモチーフとし、健康増進及び食育推進を目的として当市のマスコットキャラクターとして誕生した。現在では、地域振興を含め広く活用され、市民に親しまれている。



ハッピーこまちゃん®

※有機 JAS マーク

有機 JAS マークは、農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された食品を表しており、農産物、加工食品、飼料及び畜産物に付けられている。



ふれあい農園



八潮市ふれあい農産物直売所

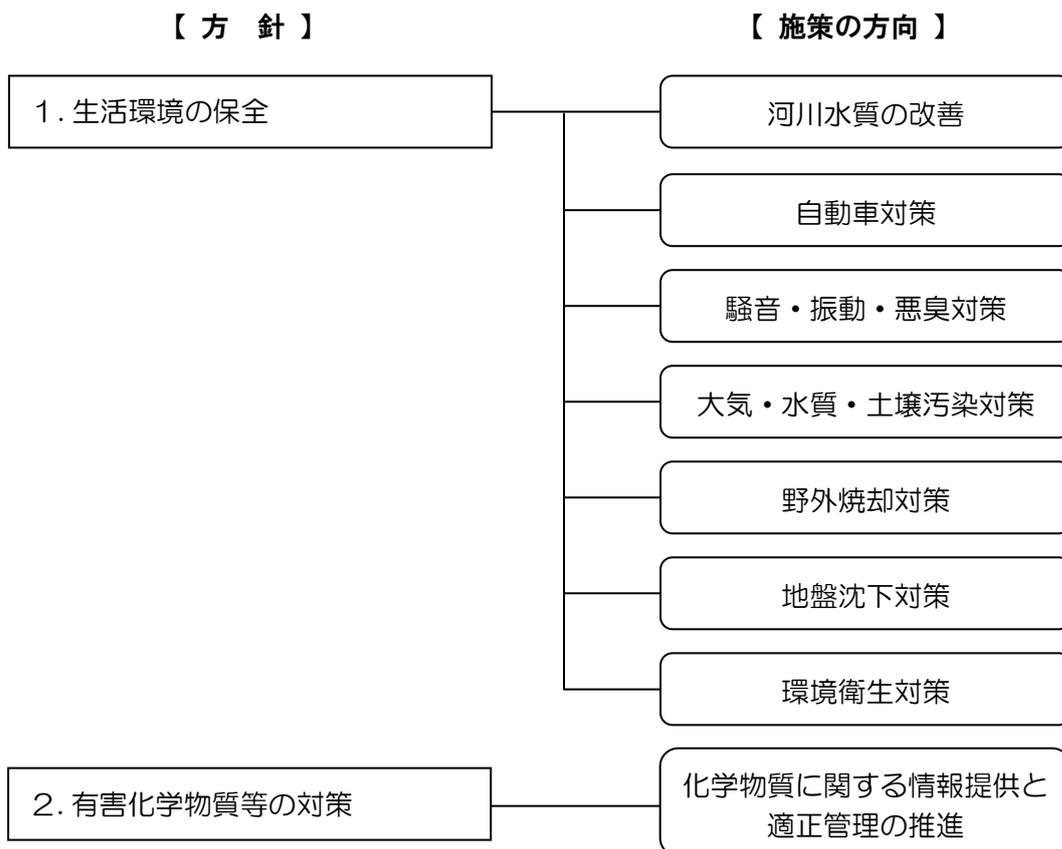
2 生活環境分野 –健康で安心した生活を送ることができるまち–

(1) 施策の方針

自動車は、生活に欠かすことのできない移動手段となっていますが、大気汚染、騒音、振動及び地球温暖化の防止といった観点から、エコドライブ*の普及など、自動車対策を進めます。

また、安心して生活のできる環境を確保するため、家庭や事業所からの排水対策と流域で一体となった水質浄化の取組を行うとともに、道路交通や事業活動、生活等に伴う騒音、振動、悪臭などの対策を継続していきます。

さらに、化学物質のリスク（危険性）低減を図るため、ダイオキシン類については引き続き発生抑制を推進し、PCB*や石綿(アスベスト*)については早期の無害化処理等の実現を目指します。また、室内環境汚染物質、農薬及び殺虫剤など一般の生活環境で用いられる化学物質については適切な情報に基づく適正な利用と管理を促進します。



■用語解説

※エコドライブ

環境にやさしい自動車の運転方法のこと。「駐停車時のアイドリング・ストップ」、「高速道路などにおける適正速度での走行」、「タイヤの空気圧の適正化」など自動車運転者一人ひとりの心がけが大気汚染物質や燃料消費量の削減につながる。

※PCB（ポリ塩化ビフェニル）

PCBは昭和4年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和49年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。PCB廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきたが、その確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年にPCB廃棄物処理特別措置法が施行され、平成24年の政令改正で平成39年3月31日までに処理を終えることが規定された。

※アスベスト（石綿）

天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱、耐摩耗性に優れているため、ボイラー配管の被覆、自動車のブレーキ、建築材などに広く利用された。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、使用制限または禁止されるようになった。



小学生環境ポスター 石原 百菓 さん

(2) 関連指標・目標

方針1：生活環境の保全

ア 施策

①河川水質の改善

2-1-1 公共下水道の整備・中川流域下水道の建設【下水道課】

- ・河川の水質汚濁の防止のため、公共下水道の整備及び中川流域下水道の早期完成を推進します。

2-1-2 水洗化の促進【下水道課】

- ・公共下水道への接続の呼びかけを行います。

2-1-3 浄化槽適正管理の促進【環境リサイクル課】

- ・浄化槽の管理者に対し、浄化槽の適正管理についての周知徹底及び啓発を行います。
- ・市街化調整区域において、既存の単独処理浄化槽や汲み取り便槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。

2-1-4 河川水質の定期調査【環境リサイクル課】

- ・市内の河川等において水質汚濁等の実態を把握します。
- ・市民からの苦情・要望への対応を行います。

2-1-5 みんなで水質調査の実施【環境リサイクル課】

- ・市民参加による、綾瀬川、中川等の水質・生物調査を実施します。

2-1-6 河川浄化対策の推進【環境リサイクル課】

- ・国、県、地元沿川自治体とで組織する協議会等と連携しながら、河川水質浄化に努めます。
- ・環境パネル展示等による普及啓発を行います。
- ・環境にやさしい生活用品の普及に努めます。

②自動車対策

2-1-7 自動車交通騒音・振動の調査【環境リサイクル課】

- ・幹線道路等での自動車による騒音や振動の実態を把握します。

2-1-8 交通騒音・振動の監視【環境リサイクル課】

- ・自動車交通に伴う騒音と振動について、市民からの苦情や要望への対応を行います。

2-1-9 エコドライブの普及・促進（4-4-4 へ再掲）【環境リサイクル課】

- ・アイドリング・ストップ※やエコドライブについて、普及促進します。
- ・ノーカーデーを実施するなど、マイカー通勤の削減を促進します。
- ・公用車の購入等に当たっては、次世代自動車の導入を推進します。
- ・公用車利用に際して、相乗りを励行します。

③騒音・振動・悪臭対策

2-1-10 騒音・振動・悪臭の調査【環境リサイクル課】

- ・工場・事業所等の騒音、振動、悪臭について、実態を把握します。

2-1-11 騒音・振動・悪臭の監視【環境リサイクル課】

- ・工場・事業所等の騒音、振動、悪臭の立ち入り指導を行います。また、市民からの苦情

要望への対応を行います。

2-1-12 公害防止対策への助成（2-1-15 へ再掲）【環境リサイクル課】

- ・工場・事業所等における公害防止設備の整備を促進するため、工場・事業所等に対する助成（利子補給）を行います。

④大気・水質・土壌汚染対策

2-1-13 大気・水質・土壌の調査【環境リサイクル課】

- ・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染について埼玉県の調査に協力し、実態を把握します。

2-1-14 大気・水質・土壌の監視【環境リサイクル課】

- ・工場・事業所等の大気汚染、水質汚濁、土壌汚染について、埼玉県に同行し、立ち入り指導を行います。また、市民からの苦情や要望への対応を行います。

2-1-15 公害防止対策への助成（再掲 2-1-12）【環境リサイクル課】

- ・工場・事業所等における公害防止設備の整備を促進するため、工場・事業所等に対する助成（利子補給）を行います。

⑤野外焼却対策

2-1-16 野外焼却の調査・指導【環境リサイクル課】

- ・野外焼却について、立ち入り調査や指導を行います。また、市民からの苦情や要望への対応を行います。

⑥地盤沈下対策

2-1-17 地盤沈下の監視【環境リサイクル課】

- ・地盤沈下に関する情報の提供を行います。また、市民からの苦情や要望への対応を行います。

⑦環境衛生対策

2-1-18 害虫予防・防疫対策の推進【環境リサイクル課】

- ・水路のユスリカやボウフラなどの害虫駆除等を行います。

2-1-19 草刈指導の推進【環境リサイクル課、関係課】

- ・空き地等に繁茂した雑草類を除去することにより、害虫等の発生の未然防止を図るとともに、雑草の繁茂している土地の所有者等へ刈り取りを指導し、土地所有者等からの依頼による業者委託を行います。

2-1-20 環境衛生の推進【環境リサイクル課】

- ・町会自治会ごとに選任された環境衛生委員を中心に、ごみ集積所の利用にあたってのルールの指導、きれいなまちづくりのための活動を広げます。

イ 市民・事業者の取組

①河川水質の改善	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道が整備された地域では、接続を早めに行いましょう。 浄化槽を適正に維持管理しましょう。 水質浄化キャンペーンに参加するとともに、協力しましょう。 三角コーナーや流しの排水口下に、ろ紙袋等をセットし、調理くずや油を排水口に流さないようにしましょう。 食材は無駄なく使い、油は拭き取るなどしてできるだけ排水口に流さないようにしましょう。 食材を使い切り、調理くずを出さないなどの、エコクッキングを行いましょう。 米のとぎ汁は、食器洗いや庭木の水やりに使いましょう。 洗剤は適正に使用し、環境にやさしい石鹸・洗剤等を選びましょう。 お風呂の残り湯は洗濯や庭の水まきに使いましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 公害に関する各種法令基準を遵守し、工場や事業所の排水を適正に処理しましょう。 水質浄化キャンペーンに参加・協力しましょう。 公共下水道が整備された地域では、接続を早めに行いましょう。 浄化槽を適正に管理しましょう。 調理くずや油を排水口に流さないようにしましょう。 公害に関する自主的な管理体制や管理方法を定めましょう。 自主的な公害低減に関わる取組を実施しましょう。
②自動車対策	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 住環境を守るため、生活道路を車で通過しないようにしましょう。 自動車の通行規制や速度規制を守りましょう。 アイドリング・ストップやエコドライブを実践しましょう。 車の買い替えの際には、次世代自動車を購入しましょう。 ノーカーデーに協力しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 住環境を守るため、生活道路を車で通過しないように努力しましょう。 自動車の通行規制や速度規制を守りましょう。 保有車の点検整備を行うとともに、過積載をしないようにしましょう。 物流の合理化に努め、貨物車両を削減しましょう。 アイドリング・ストップやエコドライブを実践しましょう。 次世代自動車を導入しましょう。 ノーカーデーに協力しましょう。
③騒音・振動・悪臭対策	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 深夜のカラオケ等、近隣生活騒音を出さないようにしましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 深夜営業飲食店では、防音施設を設置しましょう。 夜間・深夜における荷物の積み降ろしなどの作業音等は、極力出さないようにしましょう。 近隣に配慮した作業時間を設定しましょう。 公害に関する各種法令基準を遵守し、工場や事業所の騒音、振動、悪臭について対策しましょう。 公害に関する自主的な管理体制や管理方法を定めましょう。 自主的な公害低減に関わる取組を実施しましょう。
④大気・水質・土壌汚染対策	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の庭などで、ごみを燃やさないようにしましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物焼却炉は、法律や県条例に基づき適正に維持管理しましょう。 処理施設等を適正に維持管理しましょう。 工場や事業所から、大気、水質、土壌汚染等の公害が発生しないようにしましょう。 公害に関する各種法令基準を遵守し、工場や事業所の大気、水質、土壌汚染について対策しましょう。 公害に関する自主的な管理体制や管理方法を定めましょう。 自主的な公害低減に関わる取組を実施しましょう。

⑤ 野外焼却対策	
市民	・ 自宅の庭などで、ごみを燃やさないようにしましょう。
事業者	・ 廃棄物等は野外焼却しないで、適正に処理しましょう。
⑥ 地盤沈下対策	
市民	・ なるべく井戸を使用しないようにしましょう。 ・ 敷地内は雨水が地下に浸透しやすいようにしましょう。
事業者	・ なるべく井戸を使用しないようにしましょう。 ・ 敷地内は雨水が地下に浸透しやすいようにしましょう。
⑦ 環境衛生対策	
市民	・ ごみ集積場を清掃するなど、適正に使用しましょう。 ・ 犬のフンは適切に処理しましょう。
事業者	・ 事業系廃棄物は、適正に処理しましょう。

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
公共下水道の整備・中川流域下水道の建設	普及率	74.7%	H26	87%*	H37		○	○
水洗化の促進	水洗化率	88.6%	H26	96%*	H37	○		○
河川浄化対策の推進	イベント等での簡易水質調査回数	1回/年	H26	2回/年	H37	○		○
	市内の河川の水質基準達成率	50%	H25	65%*	H37			○
	広報紙等による啓発回数	2回/年	H26	2回/年	継続			○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

*印は、第5次八潮市総合計画での成果指標

■用語解説

※アイドリング・ストップ

自動車の駐停車時にエンジンを止めること。埼玉県生活環境保全条例により信号待ちや交通混雑により停止する場合等を除き、運転者に義務付けられている。また、一定規模以上の駐車場の設置者や管理者には、利用者に向けた周知看板の掲出等が義務付けられている。

方針2：有害化学物質等の対策

ア 施策

①化学物質に関する情報提供と適正管理の推進

2-2-1 防疫薬剤等の適正使用【環境リサイクル課】

- ・ 薬剤散布する場合は、近隣へ周知します。
- ・ 環境法規制や県条例等の情報提供を行い、遵守する事を啓発・指導します。
- ・ 環境配慮型の薬剤の使用や散布回数の調整に努めます。

2-2-2 食の安全に係る情報の提供【商工観光課、健康増進課】

- ・ 食の安全に係る化学物質に関する法規制や県条例、健康影響などの情報を提供します。

2-2-3 住環境における有害化学物質に係る情報の提供【開発建築課、環境リサイクル課】

- ・ 住環境における有害化学物質（シックハウス症候群*）に関する情報提供を行います。

2-2-4 有害化学物質の対策【環境リサイクル課、関係課】

- ・ 公共事業において有害化学物質の適正管理に関する規制を遵守します。
- ・ ダイオキシン類に関する情報提供を行います。

2-2-5 アスベストの対策【公共施設管理者、環境リサイクル課、開発建築課】

- ・ 公共施設及び民間施設のアスベスト対策を進めます。
- ・ アスベストに関する情報の提供を行います。

2-2-6 ポジティブリスト*の情報提供【都市農業課】

- ・ 農薬等の使用方法の遵守の指導及び啓発を行います。
- ・ 環境配慮型の薬剤の使用や散布回数の調整に努めます。
- ・ 環境法規制や県条例等の情報提供を行い、遵守する事を啓発します。

2-2-7 放射能対策【環境リサイクル課、関係課】

- ・ 市内で生産される農産物及び給食食材について放射能濃度測定を実施し、測定結果を市ホームページ等で公表します。
- ・ 小中学校、保育所、公園等の放射線量の測定を定期的実施し、測定結果を市ホームページ等で公表します。

イ 市民・事業者の取組

①化学物質に関する情報提供と適正管理の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質と健康への影響について関心を持ち、テレビニュースや新聞、インターネット等を通じて、正しい知識や理解を身に付けましょう。 ・ 農薬や殺虫剤、除草剤などは、適正に使用しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質の適正管理に関する規制を遵守しましょう。 ・ 農薬や殺虫剤、除草剤などは、適正に使用しましょう。 ・ 安全な食品や製品の製造販売に努めましょう。 ・ 環境コミュニケーション*に取り組みましょう。

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
食の安全に係る情報の提供	食中毒に関する広報紙への情報提供回数	1回/年 (広報紙) 3回/年 (料理教室にて啓発)	H26	1回/年 (広報紙)	継続			○
	食の安全に係る情報提供回数	消費生活展などで参加団体が啓発活動を行った。	H26	随時	継続			○
住環境における有害化学物質に係る情報の提供	有害化学物質(シックハウス症候群)の情報提供	随時	H26	1回/年	継続		○	○
	有害化学物質に係る情報提供回数	1回/年	H26	1回/年	継続			○
アスベストの対策	情報提供回数	随時	随時	1回/年	継続			○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

■用語解説

※シックハウス症候群

新築やリフォームした住宅に入居した人の、目がチカチカする、喉が痛い、めまいや吐き気、頭痛がするなどの「シックハウス症候群」が問題になっている。その原因の一部は、建材や家具、日用品などから発散するホルムアルデヒドやVOC（トルエン、キシレンその他）などの揮発性の有機化合物と考えられている。「シックハウス症候群」については、まだ解明されていない部分もあるが、化学物質の濃度の高い空間に長期間暮らしていると健康に有害な様々な影響が出るおそれがある。

※ポジティブリスト

食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度というのは、一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止する制度のことである。平成15年に制定された食品衛生法第11条第3項及び厚生労働省の関係告示により規定され、平成18年5月に施行された。

※環境コミュニケーション

化学物質による環境リスク（人の健康や動植物の生息または生育に悪い影響を及ぼす可能性）について、市、市民、事業者が情報を共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ること。

3 快適環境分野 —快適でいつまでも住み続けたいと思うまち—

(1) 施策の方針

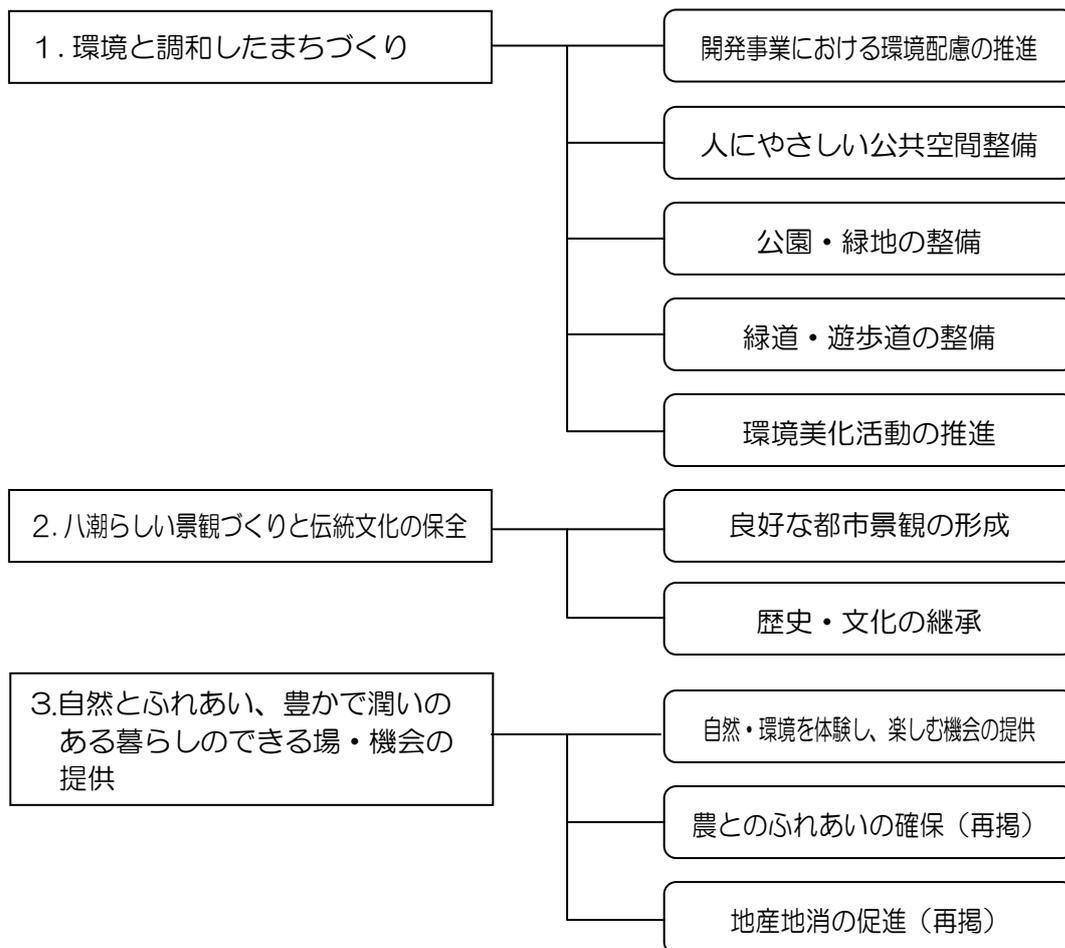
快適で住みよいまちづくりのために、公園・緑地及び遊歩道を整備するとともに、高齢者や障がいのある方等に対応したバリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた人にやさしい公共空間の整備を進めます。また、環境と調和したまちづくりを進め、マンションや住宅、商業施設などの民間の開発や整備における環境配慮を促します。さらに、ポイ捨てや犬のふんの放置のない、清潔なまちを実現するための取組を進めます。

八潮らしい街並みの形成に向け、公共施設や民間施設における景観まちづくりの取組を進めるとともに、快適な暮らしの中で八潮の歴史と文化を継承していくために、古民家や史跡、文化財、伝統芸能、生活文化の保存、継承をしていきます。

自然とふれあい、豊かで潤いのある暮らしを実現するため、中川やしおフラワーパークや市民農園など八潮の自然とふれあえる場の充実を図るとともに、自然観察会など自然にふれあうイベントを実施していきます。

【 方 針 】

【 施策の方向 】



(2) 関連指標・目標

方針1：環境と調和したまちづくり

ア 施策

①開発事業における環境配慮の推進

3-1-1 土地区画整理事業の推進【区画整理課】

- ・つくばエクスプレス沿線地区及び既成市街地の道路整備工事及び宅地造成工事等において、施工業者へ環境の配慮を行うよう周知します（アイドリング・ストップ、排出ガス対策型重機の使用など）。

3-1-2 環境配慮建築物の促進【開発建築課】

- ・長期優良住宅^{*}の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅認定申請に伴い、適正に認定を行います。また、認定後の維持管理の方法について指導・助言を行います。
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物^{*}認定申請に伴い、適正に認定を行います。
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく届出^{*}に伴い、指導・助言を行います。
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請^{*}及び建築物エネルギー消費性能認定申請^{*}に伴い、適正に認定を行います。

②人にやさしい公共空間整備

3-1-3 歩道段差の解消【道路治水課】

- ・だれもが利用しやすい人にやさしい道づくりを進めるため、歩道の段差解消等の整備を行います。

3-1-4 公共施設のバリアフリー化の推進【関係課】

- ・高齢者や障がいのある方など、だれもが利用しやすいよう、バリアフリーに配慮した公共施設を整備します。また、ノンステップバスやバス停車帯の確保、スロープの設置等を関係機関と協力して進めます。さらに、既存公園等のバリアフリー化を推進します。

③公園・緑地の整備

3-1-5 公園の整備【公園みどり課】

- ・土地区画整理事業区域内で計画される公園については、地元住民に親しまれ、愛される公園を目指していくため、市民ニーズを反映した公園の整備を進めます。
- ・土地区画整理事業区域外では、公園配置の偏りがあることから、土地所有者の協力による借地公園等の整備に努めます。

3-1-6 公園の改修・再整備【公園みどり課】

- ・既存公園の施設については老朽化が進んでいることから、公園利用者が安全に安心して利用できるよう、長寿命化計画を策定し、計画的、効率的な改修や再整備を進めます。
- ・公園内のバリアフリー化や高齢者等の健康増進を図る健康遊具の設置など、市民ニーズを踏まえた施設の充実を図ります。

3-1-7 市民との協働による公園維持管理の推進【公園みどり課】

- ・現在、市内の公園等の清掃活動は、町会・自治会等（21 団体）と維持管理協定を締結し

進めています。引き続き、地域ぐるみで緑化を図りつつ、緑道・遊歩道等の管理も含め、ごみや落ち葉の清掃等の維持管理を推進していきます。

3-1-8 開発事業等に伴う良好な緑地及び良質な植栽の確保【公園みどり課、開発建築課】

- ・マンションや工場、また駐車場や資材置き場等の開発事業について、「八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例」に基づき、事業者との協議や関係各課による指導により、地域の特性を活かした質の高い良好な緑地及び植栽の確保に努めます。

④緑道・遊歩道の整備

3-1-9 緑道・遊歩道の整備【公園みどり課】

- ・河川や用水路等の資源を活用し、景観に配慮しながら、緑道や遊歩道の整備を推進し、水と緑のネットワークの形成を進めます。

⑤環境美化活動の推進

3-1-10 土砂条例の推進【環境リサイクル課】

- ・「八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例」に基づき、土砂の無秩序なたい積や残土の不法投棄を防止します。

3-1-11 環境美化指導員の配置【環境リサイクル課】

- ・駅前等に環境美化指導員を配置し、環境美化に努めます。

3-1-12 ゴミゼロ運動の推進【環境リサイクル課】

- ・地域に根ざした美化活動を推進するため、環境美化についての啓発を行い、ゴミゼロ運動を推進します。

3-1-13 清掃美化活動の推進【環境リサイクル課】

- ・市民ボランティアによる清掃活動を支援します。

3-1-14 ごみ捨て防止啓発用看板の設置【環境リサイクル課】

- ・市民への環境美化への啓発として、ごみ捨て防止啓発用看板を設置します。

3-1-15 河川浄化の啓発【環境リサイクル課】

- ・河川浄化の意識を高めるため、環境月間や、やしお市民まつり等において啓発活動を行います。

3-1-16 不法投棄対策の推進【環境リサイクル課】

- ・不法投棄の防止に向けて、市内巡回を行うとともに、速やかに回収処理を行います。

イ 市民・事業者の取組

①開発事業における環境配慮の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築や増築、改修の際は、外観が周辺の環境と調和するように配慮しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な建築物等の新築等にあたっては、八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例に基づき、土地利用構想の届出を行い、市民等の意見を反映した開発事業とすることが必要です。 ・また、市長が通知する以下の地域特性基準に適合するようにしましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ①計画地周辺の環境及び景観との調和を図るための基準 ②計画地周辺の道路、河川等の公共施設の状況を踏まえた基準 ③計画地周辺の歴史及び文化財を保全し、保護するための基準

③公園・緑地の整備	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 計画の際のワークショップ等に参画し、市民参加による公園づくりに協力しましょう。 市との協働により公園を管理しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 市との協働により公園を管理しましょう。 開発行為を行う場合は、基準に従い公園や緑地を設置しましょう。 建築行為を行う場合は、基準に従い公園や緑地を設置しましょう。
⑤環境美化活動の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ゴミゼロ運動やごみの持ち帰りなど、地域の環境美化活動に参加するとともに、協力しましょう。 空き缶や空きビン、空きペットボトル、たばこ等のポイ捨てをやめましょう。 住宅の周りの清掃を行いましょ。 定期的に空き地の雑草を除去しましょう。 犬のフンを適切に処理しましょう。 ごみの不法投棄はやめましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等をたい積する場合は、土砂条例を遵守しましょう。 ゴミゼロ運動やごみの持ち帰りなど、地域の環境美化活動に参加するとともに、協力しましょう。 ポイ捨てやごみの不法投棄防止のため、情報提供等を行いましょ。 事業所や店頭の周りの清掃を行いましょ。 ごみや土砂等の不法投棄はやめましょう。

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
環境配慮建築物の促進	環境に配慮した建築物となるよう指導件数	44件/年	H26	50件/年	H37		○	○
公園の整備	市民一人当たりの都市公園面積	1.96㎡/人	H26	2.6㎡/人*	H37	○	○	○
市民との協働による公園整備・維持管理の推進	町会自治会等公園管理委託	34箇所	H25	42箇所*	H37	○	○	○
緑道・遊歩道の整備	緑道・遊歩道(親水化)整備延長	6,700m	H25	7,800m*	H37	○		○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

*印は、第5次八潮市総合計画での成果指標

■用語解説

※長期優良住宅

長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用するために、大きく分けて以下のような措置が講じられている住宅を指す。

- ①長期に使用するための構造及び設備を有していること
- ②居住環境等への配慮を行っていること
- ③一定面積以上の住戸面積を有していること
- ④維持保全の期間、方法を定めていること

上記の全ての措置を講じ、所管行政庁（県または市）に認定申請を行えば、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅としての認定を受け、減税措置が受けられる。

※低炭素建築物

低炭素建築物とは、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物で、「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」に基づき、所管行政庁（県または市）が認定を行うもの。

認定の対象は市街化区域等内における以下であることが定められている。

- ①建築物の低炭素化に資する建築物の新築
- ②低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替え
- ③低炭素化のための建築物への空気調和設備、その他の政令で定める建築設備の設置
- ④建築物に設けた空気調和設備等の改修

認定を受けると税制の優遇措置や、住宅ローンでの優遇が受けられる。

※エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく届出

対象建築物は、用途に関係なく 300 m²以上となり、区分については、第一種特定建築物が 2,000 m²以上、第二種特定建築物は、300 m²以上 2,000 m²未満となっている。届出先は、規模等により所管行政庁（県または市）となる。

※建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請

「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 1 項）の計画を規模等により所管行政庁（県または市）に認定申請するもの。

※建築物エネルギー消費性能認定申請

既存建築物について、「建築物エネルギー消費性能基準」（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号）に適合している旨を規模等により所管行政庁（県または市）に認定申請するもの。



松之木公園のどんぐり遊歩道

方針2：八潮らしい景観づくりと伝統文化の保全

ア 施策

①良好な都市景観の形成

3-2-1 快適な公共空間の整備【都市計画課、公共施設管理者】

- ・公共施設の整備ガイドラインを策定し、快適で魅力ある公共空間の形成を進めます。

3-2-2 景観まちづくりの推進（5-1-14 へ再掲）【都市計画課、公共施設管理者】

- ・地域の特性を活かした八潮らしい街並みの形成に向けた取組を推進するとともに、市民等の自発的な景観まちづくりを促進するため、市民等の活動を支援します。
- ・屋外広告物の適正な誘導に向け、電光式屋外広告物への対応等新たな課題への対応を進めます。
- ・緑のうるおいあふれる街並みを形成していくため、「八潮市景観計画」や「やしお家づくりデザインマナーブック」等により、緑ゆたかな連続性ある地域空間の創出を図り、良好な住宅地等を誘導します。

②歴史・文化の継承

3-2-3 収蔵資料の保存と活用【文化財保護課】

- ・市の歴史や伝統文化を次世代に継承するため、民具や古文書等の資料を保存し、市のホームページ「れきナビーやしお歴史事典」で公開するなど、活用を図ります。

3-2-4 文化財愛護啓発活動の充実（5-2-4 へ再掲）【文化財保護課】

- ・国指定重要文化財の和井田家住宅をはじめとする有形、無形の文化遺産を次世代に継承するため、体験講座、市史講座、古文書講座、地図講座など、多彩な講座を開催します。

3-2-5 展示会の開催【文化財保護課】

- ・八潮の郷土に対する理解を深めるため、市の歴史や伝統文化を市内外に向けて紹介します。

3-2-6 地域学習の実施【文化財保護課】

- ・小中学校では、古民家や民具などの資料を活用し子どもたちの郷土学習を行います。

3-2-7 文化財の保護の充実【文化財保護課】

- ・国指定重要文化財や国、県、市指定の有形文化財及び無形文化財等を次世代に継承するため、文化財を保護します。
- ・文化財調査を実施するとともに、文化財の保護と継承などの活動を行うボランティアの育成及び無形民俗文化財の後継者の育成を支援します。

3-2-8 文化財周辺環境の整備【文化財保護課】

- ・文化財建造物や史跡などの文化遺産とそれを取り巻く周辺の景観を保全します。

イ 市民・事業者の取組

①良好な都市景観の形成	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 八潮らしい魅力ある街並みづくりを目指すため、「やしお家づくりデザインマナーブック」に基づく家づくりに努めましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 建築物、工作物の新築や改築等にあたっては、八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例、景観計画等にしがたって、周辺の景観に配慮しましょう。 屋外広告物の設置にあたっては、八潮市屋外広告物条例にしがたって、適正に設置するとともに、公衆に対する危害の防止を図るために維持管理を行いましょう。
②歴史・文化の継承	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保護、保全に協力しましょう。 地元に伝わる昔話や風習について学び、継承しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保護、保全に協力しましょう。 伝統産業を継承し、積極的にPRしましょう。

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
景観まちづくりの推進	優良建築物誘導件数	1件	H26	30件	H37	○	○	○
景観まちづくりの推進	景観計画届出における景観配慮の誘導件数	262件	H25	850件*	H37	○	○	○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

*印は、第5次八潮市総合計画での成果指標



西福寺のタブノキ
(市指定天然記念物)



太田家住宅・蔵
(市指定有形文化財(建造物))

方針3：自然とふれあい、豊かで潤いのある暮らしのできる場・機会の提供

ア 施策

①自然・環境を体験し、楽しむ機会の提供

3-3-1 自然にふれあうイベントの実施【環境リサイクル課、商工観光課、社会教育課】

- ・エコツアーを開催します。
- ・自然観察会を実施します。
- ・自然の中での遊び体験を実施します。

3-3-2 市民参加による自然環境調査等の実施（再掲 1-2-3）【環境リサイクル課】

- ・保護すべき希少な動植物を把握し、保護活動を行うため、市民参加型の自然環境調査、保護活動を行います。
- ・生態系の調査を推進します。
- ・希少野生動植物の保護活動を促進します。

3-3-3 「中川やしおフラワーパーク」及び「中川やしお水辺の楽校」の充実【商工観光課】

- ・八潮の自然や環境を体験し、ふれ合える場を提供するため、「中川やしおフラワーパーク」及び「中川やしお水辺の楽校」を利用した観光イベントを開催します。

3-3-4 観光資源開発の支援【商工観光課】

- ・八潮の自然や伝統文化、企業の環境への取組などを実際に見学し、参加・体験できる機会を提供するため、新たなエコツアー、産業観光のための地域の資源を発掘します。
- ・市内の自然と伝統文化の保存を支援します。
- ・市内での自然をテーマとした、エコツアーや自然観察会を企画したり、活動を行う団体等を支援します。

3-3-5 観光の普及啓発【商工観光課】

- ・観光パンフレット作成事業へ補助します。
- ・八潮の自然や伝統文化、企業の環境への取組などを知ってもらうよう、観光パンフレットを活用します。
- ・八潮の観光について普及啓発します。

②農とのふれあいの確保（再掲 1-3②）

③地産地消の促進（再掲 1-3③）

イ 市民・事業者の取組

①自然・環境を体験し、楽しむ機会の提供	
市民	・ エコツアー、自然観察会など、自然に親しむ活動に参加しましょう。
事業者	・ エコツアー、自然観察会など、自然に親しむ活動に協力しましょう。 ・ 観光パンフレットの作成に協力し、活用しましょう。
②農とのふれあいの確保（再掲 1-3②）	
市民	・ 市民農園やふれあい農園、体験農園を利用しましょう。 ・ 農業祭に参加しましょう。
事業者	・ 農業祭に参加・協力しましょう。
③地産地消の促進（再掲 1-3③）	
市民	・ 地元農産物、国産農産物を選びましょう。
事業者	・ 地元農産物、国産農産物を販売・使用しましょう。

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
自然にふれあうイベントの実施	野外活動事業等回数	6回／年	H26	7回／年	継続	○		○
市民参加による自然環境調査等の実施	市民参加による自然環境調査等回数	0回／年	H26	3回／年	継続	○		○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。



中川やしお水辺の楽校

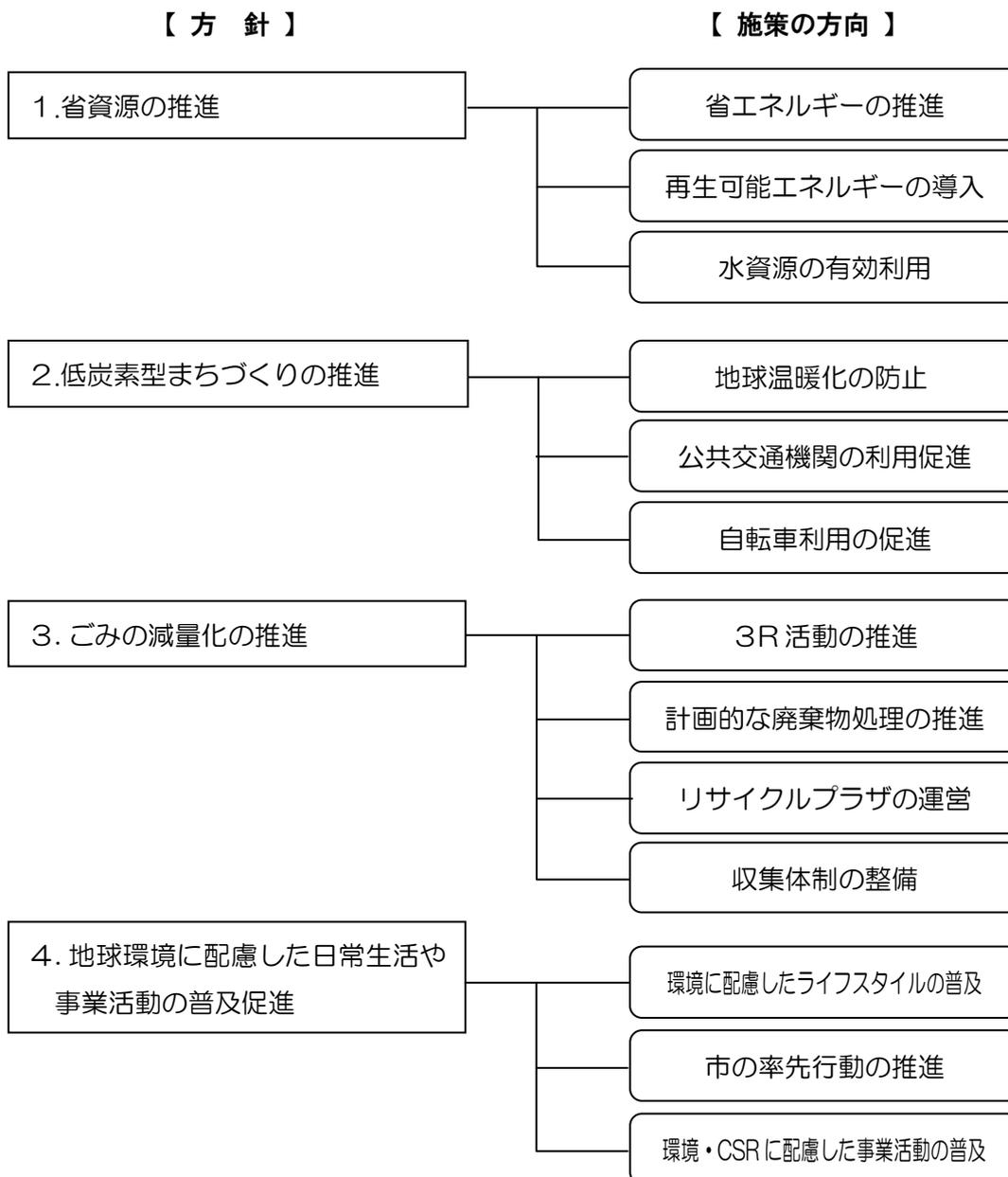
4 地球環境分野 – 温室効果ガスやごみの排出量が削減された地球環境を守るまち –

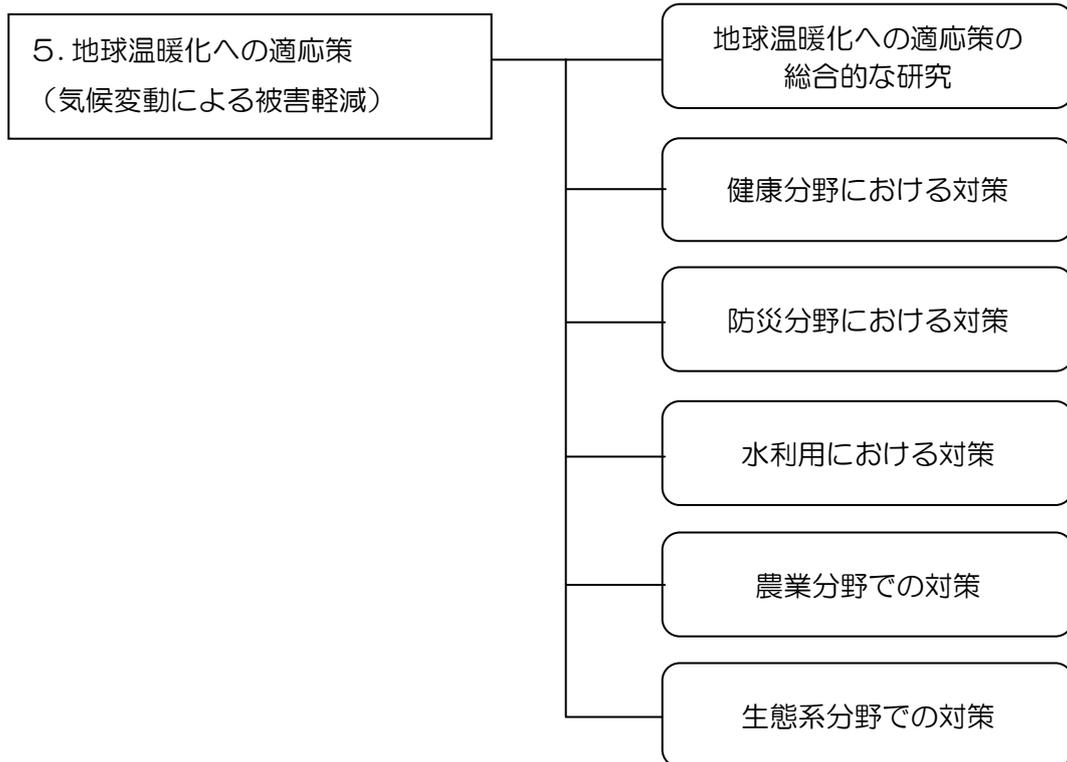
(1) 施策の方針

持続可能な循環型社会の構築に向けて、家庭や事業所での省エネルギー対策及び、再生可能エネルギーの導入、水資源の有効利用を促進するとともに、地球温暖化防止の観点から、公共交通機関や自転車利用の促進など低炭素型のまちづくりを推進します。

また、ごみの減量やリサイクル、リユースといった3R活動の展開と、そのための収集体制の整備や充実により、地域全体での資源の有効利用を促進します。さらに、こうした取組を進めるため、事業活動のあり方やライフスタイルそのものを見直していきます。

さらに、近年、八潮市においても地球温暖化やヒートアイランド現象による影響が懸念され、集中豪雨の被害などが発生していることから、気候変動による被害軽減のための「適応策」を推進します。





(2) 関連指標・目標

方針1：省資源の推進

ア 施策

①省エネルギーの推進

4-1-1 省エネ機器の利用促進【環境リサイクル課、関係課】

- ・省エネルギー製品や省エネルギー機器についての情報を提供します。
- ・再生可能エネルギーの技術動向の情報提供を行います。
- ・ノーカーデーを実施します。
- ・公用車利用に際して相乗りを励行します。
- ・公用車の購入等に当たっては、次世代自動車の導入を推進します。
- ・庁舎や学校等の公共施設等において、省エネルギー設備や機器の導入を図るとともに、市民や事業者への啓発を行います。

4-1-2 公共施設における省エネ機器の率先導入【公共施設管理者】

- ・庁舎や学校等の公共施設の整備や改修においては、省エネルギー機器の導入を図ります。
- ・庁舎や学校等の公共施設では、省エネルギー型の照明やコージェネレーションシステム※などの導入を図ります。
- ・冷暖房の温度設定の調節、断熱、採光などにより、省エネルギーに努めます。

4-1-3 省エネルギー設備・機器の利用・導入の啓発【環境リサイクル課】

- ・省エネルギー設備・機器の利用、導入について、市民や事業者への啓発を行います。

②再生可能エネルギーの導入

4-1-4 公共施設における再生可能エネルギーの率先導入【公共施設管理者】

- ・公共施設等において、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー設備や機器の導入を図ります。

4-1-5 再生可能エネルギーの導入・助成【環境リサイクル課】

- ・技術動向の情報提供や導入に対する補助を行う等の施策により、太陽光発電等の導入促進を図ります。

③水資源の有効利用

4-1-6 節水対策の推進（啓発活動）【経営課】（4-5-11 へ再掲）

- ・水資源の効率的な利用を促進するため、水道だよりによる情報提供や水道週間及び市民まつりを通じて節水意識の啓発を行います。

4-1-7 漏水対策の推進（石綿セメント管等の更新）【施設課】

- ・石綿セメント管は、強度に乏しく、漏水が多く発生しているため、耐震性に優れた配水管へと計画的に更新します。
- ・また、老朽化した配水用ポリエチレン管についても、漏水が多く発生している箇所を優先的に更新します。

4-1-8 雨水利用の促進【下水道課】

- ・公共下水道接続後の浄化槽の「雨水貯留施設」転換のための補助を行います。

イ 市民・事業者の取組

①省エネルギーの推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・電気はこまめに消し、電気製品を長時間使用しないときは、主電源を切るかコンセントを抜きましょう。 ・夏の冷房時の室温は 28℃、冬の暖房時の室温は 20℃を目安にしましょう。 ・エアコンのフィルターは、こまめに掃除をしましょう。 ・断熱や採光などを工夫して、省エネルギーに努めましょう。 ・省エネルギー型の家電製品、照明や給湯器、家庭用燃料電池（エネファーム）などを導入しましょう。 ・家の建築やリフォームの際には、省エネルギー、省資源、断熱に配慮しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・夏の冷房時の室温は 28℃を目安に、冬の暖房時の室温は 20℃を目安にしましょう。 ・空調設備は、適切な維持管理、運転を心がけましょう。 ・断熱や採光などを工夫して、省エネルギーに努めましょう。 ・省エネルギー型の照明やコージェネレーションシステムなどを導入しましょう。 ・建物の建築や改修の際には、省エネルギー、省資源、断熱に配慮しましょう。 ・モノをつくるとき、生産ラインなどでは、省エネルギーに配慮しましょう。
②再生可能エネルギーの一導入	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電、太陽熱など自然エネルギーの利用に努めましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電、太陽熱など自然エネルギーの利用に努めましょう。

③水資源の有効利用	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の中で節水しましょう。 お風呂の残り湯は洗濯や庭の水まきに使いましょう。 節水型設備・機器を導入しましょう。 雨水浸透ますを設置し、敷地内で雨水が浸透するようにしましょう。 雨水貯留施設を設置し、雨水を散水や洗車などに利用しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動の中で節水しましょう。 一度利用した水を再利用しましょう。 節水型設備・機器を導入しましょう。 雨水浸透ますを設置し、敷地内で雨水が浸透するようにしましょう。 雨水貯留施設を設置し、雨水を散水や洗車などに利用しましょう。

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
公共施設における省エネ機器の率先導入	導入か所	累積 5か所	H26	累積 10か所	H37			○
再生可能エネルギーの導入	市内における太陽光発電設備の発電容量(累計)	6,732kW	H25	9,640kW*	H32	○	○	○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

*印は、第5次八潮市総合計画での成果指標

■用語解説

※コージェネレーションシステム

熱電供給システムのこと。発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム（タービン、ガスエンジン、燃料電池、家庭用燃料電池（エネファーム）など）。

方針2：低炭素型まちづくりの推進

ア 施策

①地球温暖化の防止

4-2-1 地球温暖化防止に関する計画の策定【環境リサイクル課】

- ・市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等を強化するため、平成28年度を開始年度とする地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）を推進します。
- ・市域における温室効果ガスの削減を目指し、地球温暖化防止対策を推進するための計画を策定し、推進します。

4-2-2 屋上緑化・壁面緑化の促進（4-5-5へ再掲）【環境リサイクル課、公園みどり課】

- ・二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の軽減につなげるには、都市部における緑化が有効です。そのため、公共施設の屋上緑化や壁面緑化等を推進するほか、駅周辺部の商業施設や高層の集合住宅、工場密集地などの地上部緑化が難しい場所など、民間施設の屋上緑化や壁面緑化等の普及・啓発を図ります。

4-2-3 ヒートアイランドの対策【環境リサイクル課】

- ・地球温暖化防止に関する啓発のため、打ち水を行う等のイベントを開催します。

②公共交通機関の利用促進

4-2-4 コミュニティバスの運行【交通防犯課】

- ・八潮駅へのアクセス、交通空白地域の解消、公共交通機関の利用促進を図り、マイカーの使用を抑制するため、コミュニティバスの運行を充実させます。

4-2-5 道路交通の円滑化【交通防犯課】

- ・道路交通の円滑化を図るため、交通案内システム等の導入促進や総合的な駐車対策を推進するとともに、道路交通情報や渋滞情報の提供を行います。

4-2-6 路線バス網の整備促進【交通防犯課】

- ・路線バス網の充実を図るため、バス事業者に要望します。

4-2-7 地下鉄8号線※の導入促進【企画経営課】

- ・つくばエクスプレスに加え、市内を南北に縦断する新たな公共交通機関となる地下鉄8号線の早期導入に向けて、関係機関に要望します。

③自転車利用の促進

4-2-8 自転車駐車場の整備【交通防犯課】

- ・自転車と公共交通機関の利用を促進するため、自転車駐車場を整備します。

4-2-9 自転車道等の整備【交通防犯課、道路治水課】

- ・自転車道や自転車専用レーンなどの整備を検討します。また、歩行者、自転車道を整備します。

4-2-10 自転車利用の普及・啓発【環境リサイクル課、交通防犯課】

- ・マイカーによる移動を減らすため、自転車による移動について、普及啓発します。

イ 市民・事業者の取組

①地球温暖化の防止	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止計画の策定について、パブリックコメント※等で意見を出しましょう。 屋上緑化や壁面緑化などを行いましょ。 (再掲) 打ち水を行うイベント等に参加・協力しましょ。 日常生活の見直し等、地球温暖化防止に取り組みましょ。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止計画の策定について、燃料やエネルギー使用量等のデータを提供する等の協力をしましょ。 屋上緑化や壁面緑化などを行いましょ。 (再掲) 打ち水を行うイベント等に参加・協力しましょ。 事業活動に伴う地球温暖化の防止に取り組みましょ。
②公共交通機関の利用促進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> マイカーによる移動を減らし、公共交通機関の利用を増やしましょ。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 自動車による移動を減らし、公共交通機関の利用を増やしましょ。
③自転車利用の促進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> マイカーによる移動を減らし、自転車による移動を増やしましょ。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 自動車による移動を減らし、自転車による移動を増やしましょ。 店舗、工場、事業所等に自転車駐車を設置しましょ。

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
地球温暖化防止に関する計画の策定	市の事務・事業に伴い排出する温室効果ガス排出量	4,637t-CO ₂	H26	4,308t-CO ₂ *	H32			○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

*印は、第5次八潮市総合計画での成果指標

<p>■用語解説</p> <p>※地下鉄8号線 東京メトロ有楽町線のこと。「東京8号線」、「高速鉄道東京8号線」ともいう。</p> <p>※パブリックコメント 国民、都道府県民、市町村民などの公衆の意見のこと。特に、行政などが意見公募した際に寄せられた意見を指す。また、意見公募の手続そのものを指す場合もある。なお、パブリックコメント手続(制度)とは、行政が政策や制度などを決定する際に、公衆(国民、都道府県民、市町村民など)の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。</p>

方針3：ごみの減量化の推進

ア 施策

① 3R活動の推進

4-3-1 リサイクル活動の推進【環境リサイクル課】

- ・市民のリサイクル意識の啓発のため、資源回収団体への奨励金の交付、リサイクルフェアの開催、粗大ごみの再生などを行います。
- ・粗大ごみの個別収集を通じて、市民サービスの向上を図るとともに、収集した家具や自転車を再生し販売を行います。
- ・ごみの資源化について、イベント等において市民・事業者へ啓発を行います。

4-3-2 公共施設の整備（公共工事）【公共施設管理者】

- ・小中学校施設の整備、公共建築物の建築、道路、下水道等の工事にあたっては、再生資材の活用、建設副産物*の再資源化を行います。

4-3-3 ごみ排出方法の指導【環境リサイクル課】

- ・ごみの分別方法や出し方の情報提供を行います。
- ・ごみの資源化と減量化に関し、広報やしお、ホームページ等でPRします。
- ・食品ロス*を減らすため、普及啓発を行います。
- ・転入・転居者へのごみ分別等について周知を徹底します。

4-3-4 出前講座の実施【環境リサイクル課】

- ・廃棄物を適正に処理するための情報を提供します。
- ・ごみの資源化、減量化、分別方法及び出し方に関する出前講座や、実際にごみの分別を行う体験講座等を実施します。

4-3-5 循環資源利用の推進【環境リサイクル課】

- ・循環型社会を形成するため、環境に配慮した消費活動を行うグリーンコンシューマー*についての啓発等を行い、循環資源の利用を推進します。
- ・リサイクルプラザにおいては、更なる資源化率の向上を図ります。

4-3-6 建築物の解体等の適正分別【開発建築課】

- ・建設資材の分別解体等に伴う、再資源化の促進を行うため、建設リサイクル法による届出の指導・助言等を行います。

② 計画的な廃棄物処理の推進

4-3-7 公共施設の維持管理【公共施設管理者】

- ・市庁舎、公民館、小中学校等の公共施設における浄化槽の保守点検、ごみ収集、不要薬品等の廃棄物の処理などについて、法令に基づく適正な処理を行います。

4-3-8 農業用廃棄物の処理【都市農業課】

- ・八潮市環境保全型農業推進協議会を通じて、農業用廃ビニールの収集円滑化、適正処理を図ります。

4-3-9 一般廃棄物*処理基本計画の策定【環境リサイクル課】

- ・ごみの減量化、資源化、収集処理体系の改善や充実及び分別等、廃棄物の処理に関する計画を策定します。

4-3-10 廃棄物減量等審議会の開催【環境リサイクル課】

- ・廃棄物の減量化や処理等に関し、協議検討する審議会を開催します。

4-3-11 東埼玉資源環境組合との連携【環境リサイクル課】

- ・ごみの減量化、資源化、処理体系の改善と充実等について、構成する5市1町と東埼玉資源環境組合と連携して行います。

③リサイクルプラザの運営

4-3-12 リサイクルプラザの運営【環境リサイクル課】

- ・資源ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみの安全確実な処理を確保します。また、ごみの分別方法の見直しによるごみ分別作業の効率化、粗大ごみの収集業務の充実、ごみ排出量の変動や資源化に関する技術革新等、社会情勢の変化に対応し、ごみの再資源化を充実します。

4-3-13 リサイクルプラザの改修・備品整備【環境リサイクル課】

- ・八潮市公共施設マネジメント白書に基づき、施設の老朽化対応と安全、確実、安定的な処理に必要な施設や設備の改修及び更新を行います。

4-3-14 リサイクルプラザの環境整備【環境リサイクル課】

- ・リサイクルプラザの効率的な運営のため、周辺の道路や水路などを整備します。

④収集体制の整備

4-3-15 収集体系の見直し【環境リサイクル課】

- ・ごみを円滑に収集するため、収集体系の見直しを行います。

4-3-16 ごみカレンダー・ごみ飛散防止ネットの配布【環境リサイクル課】

- ・ごみの分別や収集の円滑化を図るべくごみカレンダーを配布し、ごみの散乱防止を図るため、ごみ飛散防止ネットを配布します。

イ 市民・事業者の取組

① 3R活動の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活の中で、分別等を行い、ごみを減らしましょう。 ・ ごみの出し方のルール（分別収集、収集日時、各集積所の管理）を守りましょう。 ・ 買物には、買物袋（マイバッグ）を持参しましょう。 ・ 過剰包装は避け、使い捨て商品は選択しないようにしましょう。 ・ 再生された商品等を利用しましょう。 ・ 食品ロスを減らすため、食材を「買すぎず」「使い切る」「食べきる」ことに努めましょう。 ・ 生ごみの排出量を減らすため、生ごみ処理機、生ごみ処理容器などによる生ごみの堆肥化、自家処理を行いましょう。 ・ 生活用品交換会、フリーマーケット等を利用しましょう。 ・ 自動車、家電製品、パソコンなどを廃棄する際は、法律にしたがって適正に処理しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内で、分別を行い、ごみを減量化しましょう。 ・ 梱包や包装を簡素化しましょう。 ・ 容器包装リサイクル法に沿って、ペットボトルやカン等を回収しましょう。 ・ 資源化できるものは、分別して適性に処理しましょう。 ・ リユースやリサイクルしやすい製品の製造や販売に取り組みましょう。 ・ 廃棄物等は、適正に管理及び処理しましょう。 ・ 農業用ビニールを廃棄する際には、適正に処理しましょう。 ・ フロンガス等が封入されている空調機器を廃棄する際には、適正に処理しましょう。

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
リサイクル活動の推進	リサイクルフェアの参加人数	1,500 人	H25	2,000 人	H37	○		○
	資源回収団体の登録数	80 団体	H26	90 団体	H37	○		○
ごみ排出方法の指導	1 人 1 日のごみ排出量(家庭系可燃ごみ)	570g	H26	520g*	H37	○	○	○
循環資源利用の推進	資源化率(リサイクルプラサ*)	75.6%	H26	85.0%	H37	○		○
	資源化率(可燃ごみ含む)	12.0%	H26	20.0%*	H37	○		○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

*印は、第5次八潮市総合計画での成果指標

■用語解説

※建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られる物品を総称して建設副産物という。①中間処理を必要とせず、そのまま原材料として利用されるもの(建設発生土や予め分別されたガラスくず、金属くず、廃木材、紙くず等の再生資源[他人に有償で売却できる有価物])、②廃棄物のうち、中間処理を行うことにより、原材料として有効利用の可能性があるもの(アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物など)がある。

※グリーンコンシューマー

商品の購入時において、本当にその商品を購入する必要があるかを考え、また、価格だけでなく、環境への影響の少ない商品やサービスを優先的に購入するなど、環境にやさしい製品やサービスを選んで買い物をする消費者のこと。

※食品ロス

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。
日本では、年間約 1,700 万トン(平成 22 年度推計)の食品廃棄物が出されています。
このうち、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は年間約 500~800 万トン(平成 22 年度推計)。これは、米の年間収穫量(約 813 万トン。平成 23 年水稻の主食向け)に匹敵する数量です。
また、家庭における一人当たりの食品ロスは、1 年間で約 15kg 試算されています。これは、ご飯 1 食を 250g とすると、60 食分にもなります。

※一般廃棄物

家庭から排出される廃棄物と、事業所から排出される廃棄物のうち産業廃棄物に該当しないもの。

方針4：地球環境に配慮した日常生活や事業活動の普及促進

ア 施策

①環境に配慮したライフスタイルの普及

4-4-1 埼玉県が実施するエコライフDAY^{*}事業への参加【環境リサイクル課】

- ・家庭での電気、ガス、燃料等の使用に伴うCO₂排出量を自分でチェックし、CO₂削減の取組にチャレンジするエコライフDAY事業に参加します。また、市民や事業所への拡大を図ります。

4-4-2 キッズISO^{*}の推進（5-2-6 へ再掲）【保育課】

- ・保育所では、子どもたちが環境への取組を体験するプログラム「キッズISO」を実施し、幼児期からの環境教育を進めます。

4-4-3 環境にやさしい消費活動の促進【商工観光課、環境リサイクル課】

- ・家庭での環境配慮、食と住の安全、健康への配慮に関する知識や理解の普及のため、イベントを通じて情報提供を行います。

4-4-4 エコドライブの普及・促進（再掲2-1-9）【環境リサイクル課】

- ・アイドリング・ストップやエコドライブを促進します。
- ・ノーカーデーを実施するなど、マイカー通勤の削減を促進します。
- ・公用車の購入等にあっては、次世代自動車の導入を推進します。
- ・公用車利用に際して、相乗りを励行します。

②市の率先行動の推進

4-4-5 共通物品の購入管理【財政課】

- ・市役所で使用する物品等の購入にあたっては、効率的な物品購入、グリーン購入^{*}の推進を図ります。

4-4-6 環境にやさしい物品・サービスの購入【全課】

- ・市役所において製品やサービスを購入する際には、必要性を検討し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先します。

4-4-7 情報通信技術を利用した移動の削減【企画経営課】

- ・市役所と出先機関を結ぶ行政情報ネットワークを活用して会議等のための移動を減らし、移動に伴うエネルギーの削減を図ります。

4-4-8 情報通信技術を利用した紙の省資源【企画経営課】

- ・市役所では、庁内LANの導入により事務処理に伴う迅速化と省エネルギー化、ペーパーレス化を図ります。

4-4-9 情報通信システム機器の省エネルギー【企画経営課】

- ・市役所では、省エネ機器の導入を図ります。

4-4-10 環境マネジメントシステム^{*}の維持管理【環境リサイクル課】

- ・市独自の環境マネジメントシステムを運用し、市の施策、事務・事業における環境負荷の低減を図ります。

③環境・CSR^{*}に配慮した事業活動の普及

4-4-11 ISO14001^{*}等の普及促進【環境リサイクル課、商工観光課】

- ・市は、民間における ISO14001 やエコアクション 21^{*}などの環境マネジメントシステムの認証取得等に際し、支援します。

4-4-12 グリーン購入の普及促進【環境リサイクル課】

- ・事業者グリーン購入調達の普及を行います。

4-4-13 環境コミュニケーションの普及促進【環境リサイクル課】

- ・事業者環境コミュニケーションの普及を行います。

イ 市民・事業者の取組

①環境に配慮したライフスタイルの普及	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県が実施するエコライフDAY事業への参加や、環境家計簿を利用して、家庭での電気、ガス、水道等の使用量やCO₂排出量を調べ、省エネルギーに配慮した環境にやさしい生活を実践しましょう。 ・物品等を購入する際は、必要性を十分検討するとともに、必要最低限を購入しましょう。 ・買物の際には、エコマーク[*]やグリーンマーク[*]などの環境ラベルの付いたグリーン商品を選びましょう。 ・過剰包装は避け、使い捨て商品は選択しないようにしましょう。 ・再生品、リサイクル品、詰め替え品などを積極的に利用しましょう。 ・森林破壊につながる木材を使用しないようにしましょう。 ・家電製品を購入する際、省エネ型家電製品を購入しましょう。 ・太陽光発電システム等を導入しましょう。 ・モノを大切に使うようにしましょう。 ・電気製品を使用しないときは、主電源を切るか、コンセントを抜きましょう。 ・マイカーに頼らない生活に取り組みましょう。 ・アイドリング・ストップやエコドライブに取り組みましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県が実施するエコライフDAY事業に参加しましょう。 ・グリーン商品等の製造や販売に取り組みましょう。 ・グリーン購入に取り組みましょう。 ・リユースやリサイクルしやすい製品の製造や販売に取り組みましょう。 ・製品や商品が過剰包装にならないよう配慮しましょう。 ・アイドリング・ストップやエコドライブに取り組みましょう。



太陽光発電（イメージ）

③環境・CSRに配慮した事業活動の普及	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 事業者等の環境活動に関心を持ちましょう。 工場見学や環境コミュニケーションに参加しましょう。
事業者	<p>【オフィスでの配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> 節電・節水等によりオフィスの省エネルギー化を進めましょう。 夏の冷房時の室温は28℃を目安に、冬の暖房時の室温は20℃を目安にしましょう。 再生品、リサイクル品、詰め替え品などを積極的に利用しましょう。 再生紙の使用を徹底しましょう。 中身の詰め替え可能な製品を作りましょう。 物品等の調達の際には、環境負荷の少ないグリーン調達を行いましょう。 環境負荷の少ないグリーン購入法適合品を購入しましょう。 <p>【建設工事・開発事業での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土木及び建築工事等で、森林破壊につながる木材を使用しないようにしましょう。 環境や景観に配慮した開発を行いましょう。 <p>【製造業での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場における生産ライン等の省エネルギー化を推進しましょう。 製品は、リサイクルできる素材や構造へ改良しましょう。 <p>【建物の配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システム等を導入しましょう。 <p>【その他の配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域環境や地域住民に配慮して、事業活動を行いましょう。 地域住民への配慮や、地域住民等の交流を行いましょう。 <p>【管理体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所内に環境問題の担当者や責任者を配置しましょう。 ISO14001やエコアクション21など、環境管理マネジメントシステムを導入しましょう。 自分たちが取り組んでいる環境にやさしい事業活動を公表し、情報提供しましょう。 従業員に環境教育を行いましょう。 環境問題に関する行政の情報提供を活用し、環境への理解を深め、事業所内へ広めましょう。 事業者が把握している地域の環境問題を他の事業者や市、市民へ知らせるようにしましょう。 機器の使用時や更新時に、フロン類等の温室効果ガスの大気放出を抑制し、適性に管理・回収しましょう。

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
環境に関連するイベントの実施	参加人数	18,514人／年	H26	21,500人／年以上	H37	○	○	○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

<p>■用語解説</p> <p>※エコライフDAY 埼玉県が実施している、県民へのエコライフの普及を図る事業。簡単なチェックシートを利用して、広く県民にエコライフを経験していただくもの。参加者は、チェックシートを見ながら1日、省エネ・省資源など環境に配慮した生活を体験する。事業所、団体、学校などと連携し、参加者を募るキャンペーンを展開している。</p> <p>※キッズISO 保育所の保育活動の一環として、子どもたちが自然とふれあい、ごみの分別や廃材を利用するなど環境保全活動を行う。</p>
--

■用語解説

※グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性ももっている。

※環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS - Environmental Management System)という。

環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション 21 や、国際規格の ISO14001 がある。他にも地方自治体、NPO や中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがあり、全国規模のものにはエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがある。

※CSR

企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility の略)。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー (利害関係者) 全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

※ISO14001

環境管理に関する国際的な規格。事業者がそれぞれの活動の中で環境問題との関わりを考え、環境負荷低減に向け、事業行動の改善を継続的に実施するシステムを自ら構築し、そのシステムの構築と運用を公正な第三者 (審査登録機関) が評価を行う。

※エコアクション 21

広範な中小企業、学校、公共機関などを対象とした「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための環境省が策定したガイドラインに基づく認証・登録制度。

※エコマーク

私たちのまわりにあるさまざまな商品の中で、製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が他の同様の商品と比較して相対的に少ないなど、その商品を利用することにより環境保全に役立つと認められる商品に付けられるマーク。(財)日本環境協会が認定を行っており、代表的な商品としては、リターナブルびん (回収の上再利用されるびん)、古紙を原料にした印刷用紙、無漂白のコーヒーフィルターなどがある。



※グリーンマーク

古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収と利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として財団法人古紙再生促進センターが1981年(昭和56年)5月に制定した。

グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として40%以上原料に利用した製品であること。ただし、トイレ用紙とちり紙は、古紙を原則として100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として50%以上原料に利用したもの。



方針5：地球温暖化への適応策（気候変動による被害軽減）**ア 施策****①地球温暖化への適応策の総合的な研究****4-5-1 地球温暖化による被害の軽減対策【環境リサイクル課】**

- ・地球温暖化に伴う気温上昇や集中豪雨などによる健康や都市の安全への被害を未然に防止する観点から、情報収集等を行い、影響や被害軽減のための取組を検討します。
- ・水と緑と風のネットワーク形成のため、調査研究します。

②健康分野における対策**4-5-2 熱中症予防に関する対策【健康増進課】**

- ・熱中症被害を防止するため、予防法と対処法についての情報提供や啓発を行います。
- ・市のホームページや840メール配信サービス、防災無線、広報等を活用した注意喚起や熱中症情報の提供を行います。

4-5-3 高齢者等のハイリスク者への声掛け・見守り活動の強化【長寿介護課】

- ・高齢者等、熱中症のリスクが高い人を守るため、地域による声かけ・見守り活動を推進します。

4-5-4 まちなかにおけるクールオアシスの促進【健康増進課】

- ・県が進める熱中症対策の一環として、市内の公共施設等を外出時の一時休憩所として利用する「まちなかのクールオアシス」の設置を促進します。

4-5-5 屋上緑化・壁面緑化の促進（再掲 4-2-2）【環境リサイクル課、公園みどり課】

- ・二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の軽減につなげるには、都市部における緑化が有効です。そのため、公共施設の屋上緑化や壁面緑化等を推進するほか、駅周辺部の商業施設や高層の集合住宅、工場密集地などの地上部緑化が難しい場所など、民間施設の屋上緑化や壁面緑化等の普及・啓発を図ります。

4-5-6 保水性舗装※の普及促進【道路治水課、公共施設管理者】

- ・ヒートアイランド現象の緩和に向け、公共施設の駐車場や道路において、表面温度が上がるのを抑えるための保水性舗装の導入を検討します。

③防災分野における対策**4-5-7 排水路、排水施設の整備・維持管理【道路治水課】**

- ・降雨を速やかに排水するよう排水路を整備し、適正に維持管理を行います。
- ・排水施設を設置するとともに、既設ポンプ施設等を計画的に更新します。

4-5-8 雨水幹線・ポンプ場の整備【下水道課】

- ・雨水幹線及びポンプ場を整備します。

4-5-9 雨水流出の抑制対策【道路治水課、下水道課】

- ・降雨が一時に排水施設に流入することを防ぐため、雨水貯留施設や浸透ますを整備します。
- ・雨水貯留施設等の設置に係る補助制度の利用を促進します。

④水利用における対策**4-5-10 水資源の安定確保【施設課】**

- ・ 渇水時に備え、応急給水水源や他自治体との相互応援体制を含めた水資源の安定確保に努めます。
- ・ 安定した水道供給を行うため、老朽化した施設の改修を進めます。

4-5-11 節水対策の推進（啓発活動）【経営課】（再掲 4-1-6）

- ・ 水資源の効率的な利用を促進するため、水道だよりによる情報提供や水道週間及び市民まつりを通じて節水意識の啓発を行います。

⑤農業分野での対策

4-5-12 生産現場における干ばつや大雨等による農産物の生育被害への対策【都市農業課】

- ・ 干ばつや大雨等による被害を防ぐため、関係機関と協力して水管理や排水対策等の徹底を進めます。

4-5-13 栽培管理の徹底【都市農業課】

- ・ 関係機関と協力して、高温等の影響を回避・軽減する農作物栽培管理技術の普及を図ります。
- ・ 高温耐性品種等の導入や、南方系害虫の防除対策について、普及を図ります。

⑥生態系分野での対策【環境リサイクル課】

4-5-14 野生生物のモニタリング調査、保護対策等の推進

- ・ 地球温暖化による野生生物の分布への影響を的確に把握するため、モニタリング調査を実施し、必要に応じて保護対策を実施します。

イ 市民・事業者の取組

②健康分野における対策	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症にならないよう気を付けましょう。 ・ 高齢者等、熱中症にかかりやすい人には積極的に声かけをしましょう。 ・ 真夏の外出時には、公共施設等に設けられた「クールオアシス」で休憩しましょう。 ・ 蚊に刺されないように注意しましょう。 ・ 屋上緑化や壁面緑化などを行いましょう。（再掲） ・ 打ち水を行いましょう。（再掲）
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上緑化や壁面緑化等を行いましょう。（再掲） ・ 打ち水を行いましょう。（再掲）
③防災分野における対策	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水貯留施設や浸透ますを設置し、一度に排水路に流出する水の量を減らしましょう。 ・ 洪水ハザードマップ[*]や内水（浸水）ハザードマップ[*]を確認し、自宅の周りの災害危険箇所や避難場所、避難経路を確認しておきましょう。 ・ 災害時には、行政やラジオ、TV 等による最新の情報を確認し、安全に避難しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水貯留施設や浸透ますを設置し、一度に排水路に流出する水の量を減らしましょう。 ・ 洪水ハザードマップ[*]や内水（浸水）ハザードマップ[*]を確認し、事業所の周りの災害危険箇所や避難場所、避難経路を確認しておきましょう。 ・ 災害時には、行政やラジオ、TV 等による最新の情報を確認し、安全に避難しましょう。

④水利用における対策（渇水対策）	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 雨水浸透ますを設置し、敷地内で雨水が地下に浸透するようにしましょう。（再掲） 日常生活の中で節水しましょう。（再掲）
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 雨水浸透ますを設置し、敷地内で雨水が地下に浸透するようにしましょう。（再掲） 事業活動の中で節水しましょう。（再掲）
⑤農業分野での対策	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 県やJAなどの指導を受け、適切な栽培管理に努めましょう。
⑥生態系分野での対策	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の調査に協力しましょう。（再掲）

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
ヒートアイランドの対策	広報紙等による打ち水等の普及	1回／年	H26	1回／年	継続	○	○	○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

■用語解説

※保水性舗装
 空隙の多い舗装に水を吸い込み保持する保水材を詰めた構造で、降雨によってしみこんだ水が蒸発する時の気化熱を利用して、路面温度の上昇を抑制するもの。

※洪水ハザードマップ
 八潮市では、周辺の自治体である春日部市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町と、埼玉県南東部広域洪水ハザードマップ作成協議会を設置し、周囲を流下している河川（利根川、江戸川、荒川、中川、綾瀬川、元荒川）がはん濫した場合を想定した洪水ハザードマップを作成した。

この洪水ハザードマップは、洪水はん濫による浸水危険区域とその程度、並びに、避難場所、避難路等の災害時の対応に必要な情報を住民の方々に事前に知らせることにより、住民の方々が洪水に対する危険性の認識を深め、その対応について事前に準備して頂くことにより、災害時の被害を最小限に止めることを目的としている。

※内水（浸水）ハザードマップ
 水路やポンプ場などの排水施設の能力を上回る大量の降雨が生じた場合に、河川などに雨水を排水できないことにより発生する浸水を対象とし、過去に浸水が発生した区域の情報、避難場所などの情報を記載したもので、浸水被害に対して円滑な避難行動や防災意識の向上を目的としている。

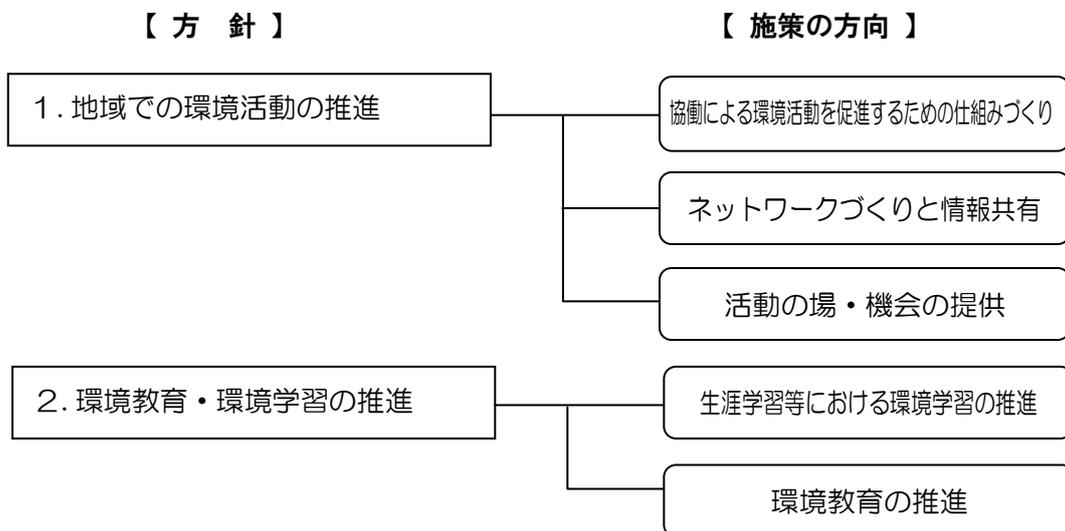
5 環境活動分野 –みんなが環境への思いやりを持ち環境活動に参加するまち–

(1) 施策の方針

自然環境、生活環境、快適環境、地球環境の各分野の取組のためには、市、市民、事業者といった各主体が自主的・積極的に行動するとともに、連携し協力しながら、地域での活動を展開していくことが欠かせません。

そこで、市民一人ひとりが環境や持続可能な社会に関心を持ち、日常生活や事業活動との関わりを理解し、さらに行動を実践できるよう、世代ごと、立場ごとに応じた環境教育や環境学習を進めます。

また、地域の環境活動を市、市民、事業者の三者協働により展開していくために、ネットワークづくりや情報共有、活動の場と機会の提供、仕組みづくりを進めます。



ゴミゼロ運動

(2) 関連指標・目標

方針1：地域での環境活動の推進

ア 施策

①協働による環境活動を促進するための仕組みづくり

5-1-1 県の環境アドバイザー等との連携【環境リサイクル課】

- ・埼玉県による環境アドバイザー※、環境教育アシスタント※、環境学習応援隊※（企業）制度と連携し、協働の担い手づくりと環境学習の充実を図ります。

5-1-2 協働の担い手づくり【環境リサイクル課、市民協働推進課】

- ・環境活動を行う市民団体やNPO※団体等と協働し、環境活動の担い手となる人材を育成します。

②ネットワークづくりと情報共有

5-1-3 広報やしおの発行（環境に関する情報提供）【秘書広報課】

- ・毎月1回発行している広報を通じて、環境情報を広く市民に提供していきます。

5-1-4 ホームページの維持管理（環境に関する情報提供）【秘書広報課】

- ・市のホームページを通じて、環境情報を広く市民に提供していきます。

5-1-5 NPO活動団体の交流促進【環境リサイクル課、市民協働推進課】

- ・環境活動を行う市民団体やNPO団体との情報交流の機会と場を提供します。

5-1-6 図書館での情報提供【社会教育課】

- ・図書館では、環境に関する情報提供コーナーを設けます。また、科学遊びやリサイクル工作などのイベントを実施します。

5-1-7 コミュニティの仕組みづくり【市民協働推進課】

- ・町会自治会など、地域での環境活動をきっかけとしたコミュニティづくり、各種ボランティア団体との交流・連携を深めます。

③活動の場・機会の提供

5-1-8 地域での環境活動の場・機会の提供【環境リサイクル課】

- ・環境月間におけるロビー展示や消費生活展、環境推進大会など、環境活動の機会の提供とNPO等の民間団体同士の情報交換の場として、環境に関するイベントを企画し実施します。

5-1-9 ゆまにて利用者によるゆまにて祭の実施【商工観光課】

- ・地域におけるゆまにて利用者によるゆまにて祭を通して、環境活動の場と機会の提供を行います。

5-1-10 環境推進大会の開催【環境リサイクル課】

- ・環境活動を行う市民団体やNPO団体との情報交流の場と機会の提供の一つとして、また、環境活動の事例発表及びやしお環境賞の授与などを行う環境推進大会を開催します。

5-1-11 ビオトープの保全活動【環境リサイクル課、関係課】

- ・大曾根ビオトープの維持管理を市民団体と協働で行うとともに、中川等の河川敷の生息・生育空間を保全します。（再掲 1-2-2）

5-1-12 「中川やしおフラワーパーク」及び「中川やしお水辺の楽校」の運営・管理の支援【商工観光課】

- ・運営・管理する団体等の活動を支援します。

5-1-13 緑と花いっぱい運動の推進（再掲 1-1-2）【公園みどり課】

- ・「八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例」に基づく緑と花いっぱい運動の普及を図るため、必要な支援を行うとともに、市が推奨する草花のコスモス、チューリップ、パンジー、マリーゴールド、マーガレットの普及啓発に努めます。

5-1-14 景観まちづくりの推進（再掲 3-2-2）【都市計画課、公共施設管理者】

- ・地域の特性を活かした八潮らしい街並みの形成に向けた取組を推進するとともに、市民等の自発的な景観まちづくりを促進するため、市民等の活動を支援します。
- ・屋外広告物の適正な誘導に向け、電光式屋外広告物への対応等新たな課題への対応を進めます。
- ・緑のうるおいあふれる街並みを形成していくため、「八潮市景観計画」や「やしお家づくりデザインマナーブック」等により、緑ゆたかな連続性ある地域空間の創出を図り、良好な住宅地等を誘導します。

5-1-15 ボランティア活動の育成・支援【市民協働推進課】

- ・地域での環境活動を行う団体の活動を支援するため、講座やセミナーの開催、ボランティア団体の交流や情報交換の機会の場を提供します。

イ 市民・事業者の取組

①協働による環境活動を促進するための仕組みづくり	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境活動に関する指導者養成講座等を受講し、地域での協働の担い手になりましょう。 ・ 地域で環境活動を行う仲間を増やし、育成しましょう。 ・ 市の各種委員会、審議会などに参加しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で環境活動を行う人材を支援しましょう。
②ネットワークづくりと情報共有	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境活動を行う市民団体等に参加したり、活動に協力したりしましょう。 ・ 環境問題に関する行政の情報提供を活用し、環境への理解を深め、周りの人へ広めましょう。 ・ 自分たちが取り組んでいる環境活動を発表し、情報提供しましょう。 ・ 市民参加型の環境調査イベントなどに参加しましょう。 ・ 自分が知っている地域の環境問題を市、市民、事業者へ知らせましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境活動を行う市民団体等の活動に協力しましょう。 ・ 情報交換会等へ参加・協力しましょう。 ・ 自分が知っている地域の環境問題を市、市民、事業者へ知らせましょう。
③活動の場・機会の提供	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での環境活動に参加しましょう。 ・ 活動の仲間を増やしましょう。 ・ 他の活動団体との交流を図りましょう。 ・ 環境推進大会に参加・協力しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市や市民が行う環境活動に協力しましょう。 ・ 環境推進大会に参加・協力しましょう。

■用語解説

※環境アドバイザー

地域における自主的な環境保全活動を支援するために、埼玉県が設けた制度。原則として30人以上の参加が見込まれる環境問題に関する講演会・研修会などに、主催者からの申請に基づいて、県があらかじめ委嘱した講師(環境アドバイザー)を派遣する。派遣に要する費用は県が負担する。

※環境教育アシスタント

学校や子どもエコクラブ等における環境教育の支援を図ることを目的に、環境に関する豊かな知識や経験を有する人(環境教育アシスタント)を派遣する埼玉県の制度。派遣に要する費用は県が負担する。

※環境学習応援隊

企業から学校に人材を派遣したり、学習プログラムを提供したりすることで、学校における環境学習の取組の支援を行う埼玉県の制度。事業の趣旨に賛同する企業等を環境学習応援隊として登録している。

※NPO

Non Profit Organizationの略で、民間の非営利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を配分することを目的としない団体の総称。



小学生環境ポスター 山田 知香子 さん

方針2：環境教育・環境学習の推進

ア 施策

①生涯学習等における環境学習の推進

5-2-1 出前講座等の実施【市民協働推進課、環境リサイクル課】

- ・環境保全等に関する出前講座メニューの充実を図るとともに、地域での出前講座の活用を図るよう、積極的にPRを行います。
- ・環境活動を行う市民団体やNPO団体と協働し、市民に広く環境学習を行う機会の提供に努めます。
- ・こどもエコクラブ*の普及に努めます。

5-2-2 市民大学・大学院の運営【社会教育課】

- ・市民大学、市民大学大学院、インターネットによる市民アカデミーなどを通じて、市民の環境学習を支援します。

5-2-3 環境月間におけるロビー展示【環境リサイクル課】

- ・環境月間では、環境に関する啓発活動として、ロビーにおいて情報等の展示を行います。

5-2-4 文化財愛護啓発活動の充実（再掲 3-2-4）【文化財保護課】

- ・国指定重要文化財の和井田家住宅をはじめとする有形、無形の文化遺産を次世代に継承するため、体験講座、市史講座、古文書講座、地図講座など、多彩な講座を開催します。

5-2-5 消費生活展の開催【商工観光課】

- ・消費生活展において、環境活動を行う消費者団体に、活動や発表の場を提供するとともに、市民に啓発を行います。

②環境教育の推進

5-2-6 キッズISOの推進（再掲 4-4-2）【保育課】

- ・保育所では、子どもたちが環境への取組を体験するプログラム「キッズISO」を実施し、幼児期からの環境教育を進めます。

5-2-7 学校における環境教育の推進【指導課】

- ・小中学校では、古民家や民具などの資料を活用し、子どもたちの郷土学習を行います。また、各教科の授業や特別活動、ふるさと科、委員会活動などを通じて、環境教育を行います。

5-2-8 食育の推進【健康増進課、保育課、学務課】

- ・「食」に関する事業を通して、関係機関と連携しながら市民への啓発を行います。
- ・小中学校等において、各教科の領域や特別活動を行うことにより、食育を行います。

イ 市民・事業者の取組

①生涯学習等における環境学習の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 身近な環境や地球環境について、家族で子どもとともに関心をもったり、考えてみたりして、理解を深めましょう。 出前講座を利用するなど、地域で協力して環境学習を行いましょ。 環境学習に参加し、都市生活型公害、ごみ問題等の身近な環境問題や地球環境問題について理解を深めましょう。 地域での環境学習の際には、埼玉県環境アドバイザー制度を活用しましょう。 子どもたちは、「こどもエコクラブ」の活動に積極的に参加・協力しましょう。 環境に関するイベントに参加しましょう。 情報交換会等へ参加・協力しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 社内での環境情報の提供、環境に関する研修などを行いましょ。 地域での環境教育や環境学習のための活動に協力しましょう。 環境学習の実施に協力しましょう。 県の環境アドバイザー制度を活用しましょう。 「こどもエコクラブ」の活動に協力しましょう。 環境コミュニケーションに取り組みましょ
②環境教育の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> キッズISOの取組にチャレンジし、環境について学びましょ。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 学校での環境教育に協力ましょ。

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
出前講座等の実施	環境に関する講座等の実施回数	1回/年	H26	12回/年	H37	○	○	○
文化財愛護啓発活動の充実	各種講座の開催	23回/年	H26	23回/年	継続			○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

■用語解説

※こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生まで誰でも参加できる環境活動のクラブ。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることが目的としている。

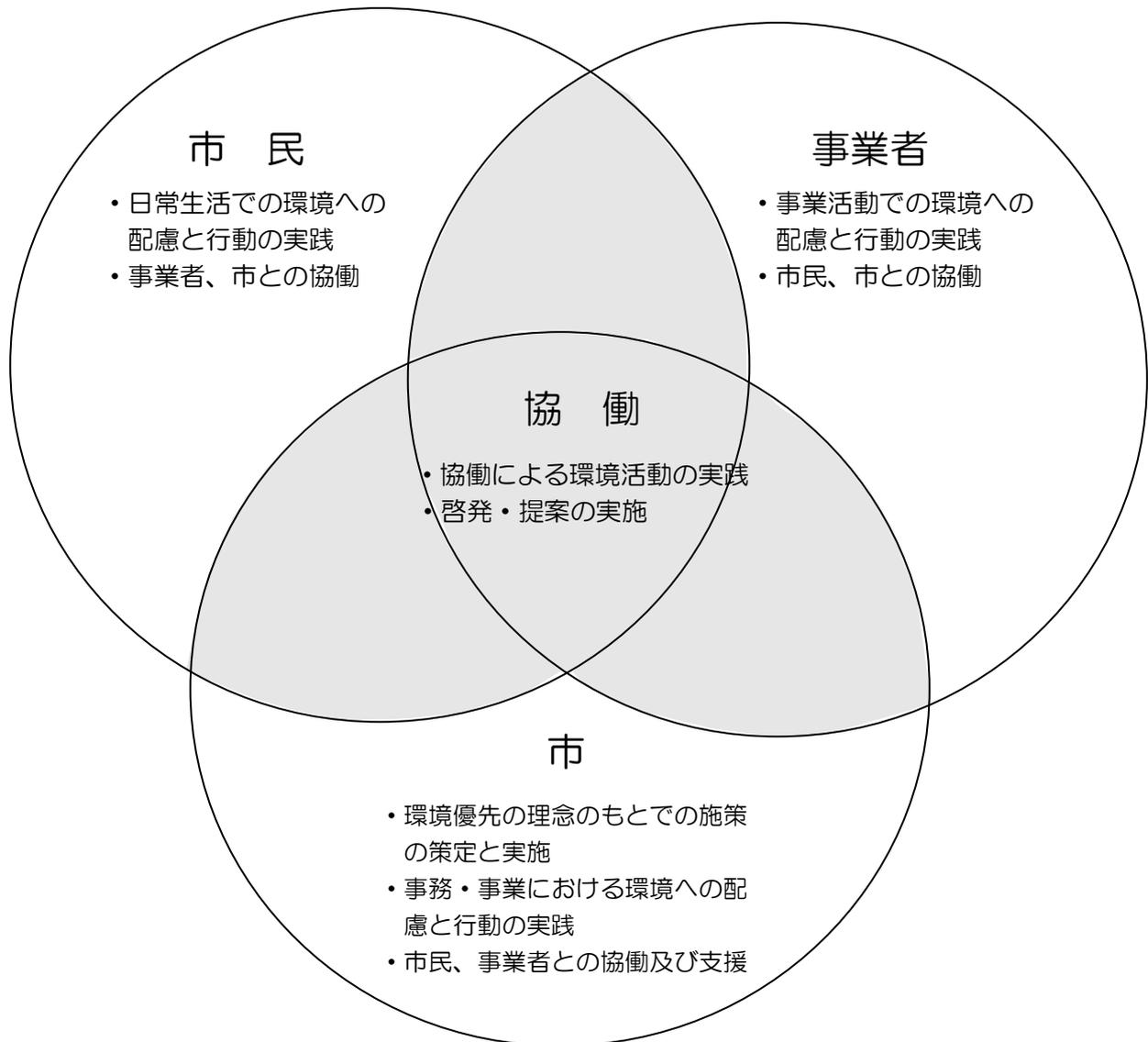
第5章 計画の推進

1 各主体の役割と協働

望ましい環境像と環境目標の実現に向けて、市、市民、事業者の各主体による、日常生活や事業活動にあたっての環境への配慮や行動の実践が不可欠です。

また、それぞれの立場に応じた役割分担のもと、互いに連携して環境活動を実践したり、啓発や提案をしたりするような、協働による取組が重要です。

●協働による環境保全への取組



2 推進体制

環境基本計画の着実かつ計画的な推進を図っていくために、市、市民、事業者の三者の協働による体制づくりを行います。

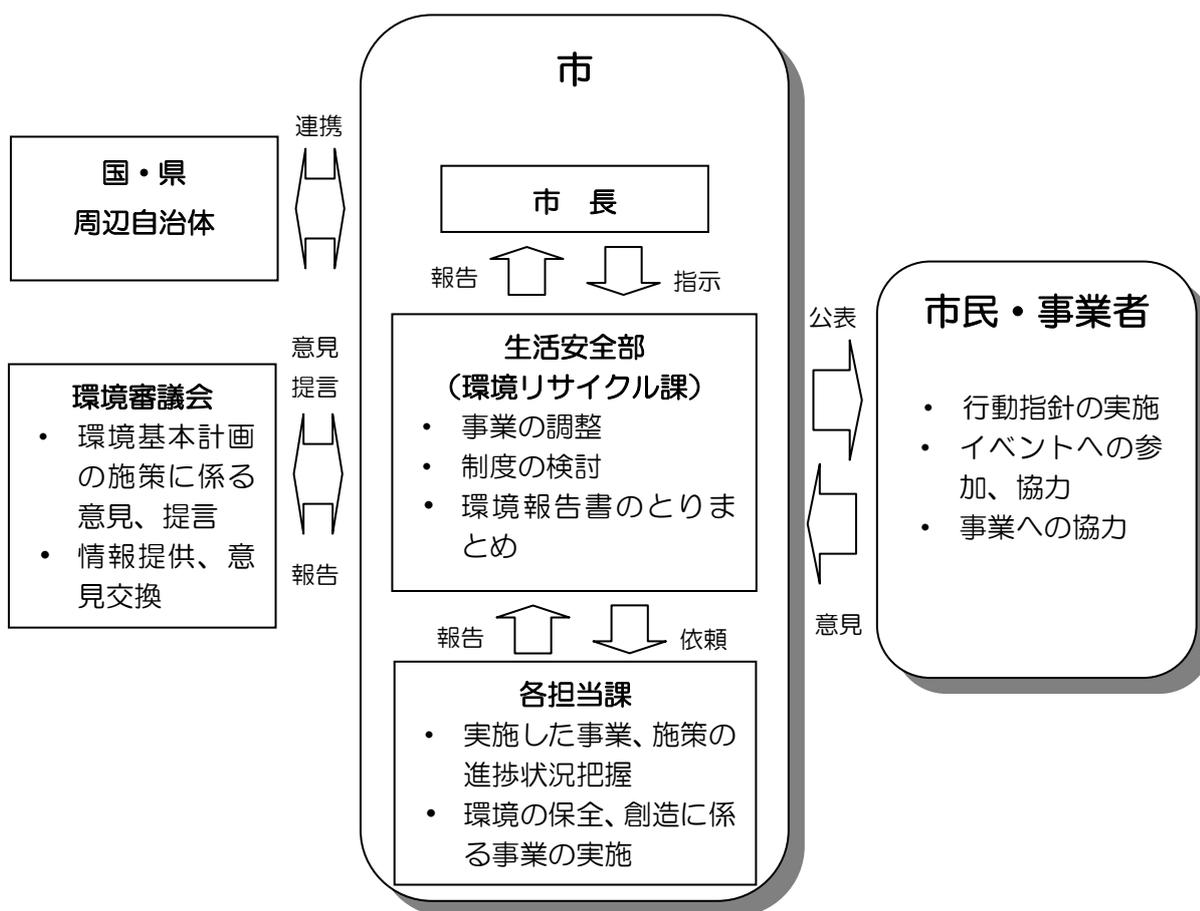
市は、市長をはじめ、環境施策の総合的な調整と推進を図る役割を担う生活安全部（環境リサイクル課）を中心として、各担当課を含む体制を整えます。

また、環境審議会は、環境の保全等に関する基本的事項を調査審議します。

市民、事業者は、互いに連携・協力しながら、日常生活や事業活動において環境への配慮や環境保全行動を実践するとともに、市の施策に協力したり、意見や提案を行うことが期待されます。

さらに、市、市民、事業者の三者協働により、環境活動を実践したり、啓発や提案をしていくための、推進組織の設置を検討します。

●推進体制



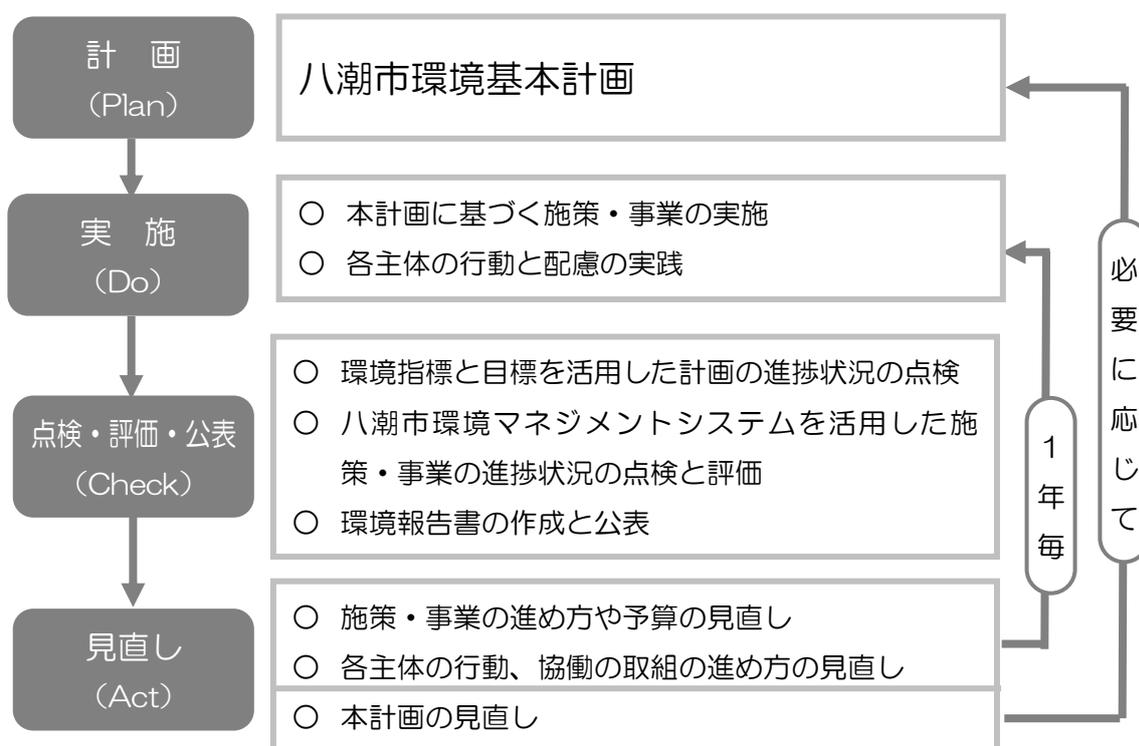
3 進行管理

環境基本計画の着実かつ計画的な推進にあたっては、市、市民、事業者の三者の協働により、環境保全の取組や、計画の内容の継続的な改善を図ることが重要です。

そこで、環境基本計画（Plan）→実施・推進（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）といったPDCAサイクルに沿って進行管理を行い、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図ります。

また、進行管理にあたっては、八潮市環境基本条例第10条に基づき、報告書の作成による結果の公表によって行うこととします。

●進行管理



【進行管理のポイント】

<環境マネジメントシステムの活用>

市は、本計画に基づく施策・事業の実施にあたり、本市独自の環境マネジメントシステム（EMS）を活用して、毎年度、目的や目標及び実施計画を策定し、進捗状況の点検と評価を行います。

<環境指標・目標の活用>

本計画は、環境指標と目標の進捗状況や達成状況などをもって、進捗状況を点検します。なお、環境指標と目標は、計画の推進段階においても必要に応じて見直しを行います。

<環境報告書等による公表、評価>

市は、毎年度、計画の進捗状況の点検結果などについて、環境審議会に報告するとともに、環境報告書や広報、市のホームページなどを通じて、市民等に公表します。

寄せられた市民等の意見等は、施策・事業や計画の見直しに反映させていきます。

資料編

資料1：八潮市環境基本条例	98
資料2：環境関連条例	102
資料3：第2次八潮市環境基本計画策定の経緯	103
資料4：用語解説索引	113

資料 1 八潮市環境基本条例

(平成 19 年 12 月 19 日 条例第 29 号)

八潮市環境基本条例

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策等

第 1 節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念 (第 7 条)

第 2 節 環境基本計画 (第 8 条・第 9 条)

第 3 節 市が講ずる環境の保全等の施策等 (第 10 条—第 20 条)

第 4 節 国及び他の地方公共団体との協力等 (第 21 条・第 22 条)

第 5 節 地球環境保全及び国際協力 (第 23 条)

第 3 章 環境審議会 (第 24 条—第 29 条)

附則

私たちのまち八潮は、中川、綾瀬川など三方を川に囲まれ、川を通じて自然とふれあい、水とともに暮らしてきた。

かつては、米や野菜の生産を中心とする純農村地帯であったが、首都圏における人口と産業の集中の影響を強く受け、急速な都市化に伴い、人口の急増、工場の進出、交通量の増大等による水質汚濁、大気汚染、廃棄物の増大、悪臭など様々な公害問題が発生するなかで、緑は減少し、川は濁り、空気も汚れて豊かな環境が失われつつある。

私たちの社会経済活動は、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費し、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、地球温暖化等すべての生物の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

もとより健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利は、すべての市民が共有する権利である。また、かけがえのない限りある環境を将来の世代に引き継ぐべきことは、すべての市民の責務である。

地球環境は、資源・エネルギーの循環と動植物などをはじめとする生態系の微妙な均衡の上に成り立っているものであり、すべての生命を育む源である。

このため、私たちは、自らが環境に負荷を与えていることを深く認識し、地球環境を保全するため、市民、事業者、行政が協力して、生活様式や社会経済システムを見直し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

このような認識の下、私たちは、共に力を合わせて、人と自然とが共生できる良好な環境を保全及び創造し、環境への負荷の削減を推進し「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」を創りあげていくためにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全等について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全等 環境の保全及び創造（良好な自然環境が回復する条件の創出及び良好な生活環境等の創出）をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 循環型社会 廃棄物等の発生を抑制し、排出されたものをできるだけ資源として循環的に利用し、及び循環的に利用できないものを適正に処分することを徹底することにより、天然資源の消費が抑制され、環境へ

の負荷が低減される社会をいう。

(4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることという。

(5) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で快適かつ文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の環境の保全等に関する行動を自主的かつ積極的に行うことにより、資源やエネルギーを有効に活用する持続可能な循環型社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全等は、人と自然とが共生し、及び環境への負荷の少ない社会が構築されるよう、すべての者の公平な役割分担の下に推進されなければならない。

4 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることを考慮し、すべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念

(環境優先の理念)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全等について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、八潮市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全等に関する次の事項を定めるものとする。

(1) 長期的な目標及び施策の方針

(2) 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

資料編

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ八潮市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

第3節 市が講ずる環境の保全等の施策等

(報告書の作成)

第10条 市長は、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境配慮の推進)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が当該事業を実施するに際し、その事業が環境に配慮されたものとなるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び環境の保全上の支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第13条 市は、市民又は事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長するため、助成措置を講ずるように努めるものとする。

(資源等の循環的な利用等)

第14条 市は、市民及び事業者に対し、資源の循環的な利用、エネルギーの有効的な利用及び廃棄物減量化に努めるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効的な利用及び廃棄物減量化に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動が促進されるように、環境の保全等に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(民間団体等の環境の保全等に関する活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、第15条の教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第18条 市は、環境の保全等の施策に市民の意見を反映できるように、必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第20条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4節 国及び他の地方公共団体との協力等

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全等の施策の策定及び実施に当たっては、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体との連携)

第22条 市は、環境の保全等に関する施策が民間団体等の積極的な参加と協働により効果的に推進されるよう連携に努めるものとする。

第5節 地球環境保全及び国際協力

(地球環境保全及び国際協力)

第23条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、国及び埼玉県その他の関係機関と連携して、地球環境保全に関し、情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全等に関して基本的事項を調査審議するため、八潮市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第25条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境の保全等に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 日常生活に伴う環境への負荷の低減に関すること。
- (4) 事業活動に伴って生ずる公害の防止に関すること。
- (5) 自然環境の適正な保全に関すること。
- (6) 地球環境保全思想の普及に関すること。

(組織)

第26条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第27条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第28条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第29条 第24条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(八潮市環境審議会条例の廃止)

2 八潮市環境審議会条例(平成6年条例第18号)は、廃止する。

(八潮市環境審議会条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の八潮市環境審議会条例第3条第2項の規定により委嘱されている委員は、その任期が満了するまでの間、第26条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。

資料2 環境関連条例

- 八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成5年6月17日 条例第22号）
- 八潮市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例（平成16年9月28日 条例第26号）
- あき地等に繁茂した雑草類の除去に関する条例（昭和45年3月14日 条例第14号）
- 八潮市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成18年3月22日 条例第6号）
- 八潮市ペット霊園の設置等に関する条例（平成14年9月25日 条例第28号）
- 八潮市環境基本条例（平成19年12月19日 条例第29号）
- 八潮市公害防止条例（昭和49年12月24日 条例第51号）
- 八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例（平成16年12月24日 条例第27号）
- 八潮市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年3月24日 条例第2号）
- 八潮市自転車駐車場設置及び管理条例（昭和58年12月26日 条例第17号）
- 八潮市自転車等の放置防止に関する条例（平成17年3月28日 条例第2号）
- 八潮市防犯のまちづくり推進条例（平成17年12月19日 条例第39号）
- 八潮市リサイクルプラザ設置及び管理条例（平成7年3月24日 条例第3号）
- 八潮市市民農園条例（平成16年6月24日 条例第18号）
- 八潮市産業経済振興条例（平成17年12月19日 条例第38号）
- 八潮市下水道条例（昭和57年12月27日 条例第28号）
- 草加都市計画事業鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業施行に関する条例（昭和57年10月18日 条例第25号）
- 草加都市計画事業稲荷伊草第二土地区画整理事業施行に関する条例（昭和58年6月23日 条例第10号）
- 草加都市計画事業大瀬古新田土地区画整理事業施行に関する条例（昭和59年12月24日 条例第15号）
- 草加都市計画事業八潮南部東一体型特定土地区画整理事業施行に関する条例（平成8年12月26日 条例第24号）
- 草加都市計画事業西袋上馬場土地区画整理事業施行に関する条例（平成8年12月26日 条例第25号）
- 八潮市都市公園設置及び管理条例（昭和49年6月24日 条例第35号）
- 八潮市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例（平成12年3月29日 条例第5号）
- 八潮市屋外広告物条例（平成19年3月23日 条例第3号）
- 八潮市上水道事業の設置等に関する条例（昭和42年3月20日 条例第4号）
- 八潮市路上喫煙防止条例（平成21年8月12日 条例第34号）
- 八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例（平成23年6月21日 条例第9号）

資料3 第2次八潮市環境基本計画策定の経緯

【第2次八潮市環境基本計画策定経過】

○：庁内 □：議会、審議会 ■：市民参加

平成27年	事項	内容
4月27日	○環境基本計画策定等業務委託の締結	株式会社総合環境計画 北関東事務所
6月25日～ 7月6日	○庁内各課等へ現行の計画の施策・事業の実施状況の確認等を照会	
7月3日	■市内小学校へ小学生環境ポスターの応募依頼	73名応募。優秀作品は、第2次八潮市環境基本計画書に掲載する。
7月14日～ 7月23日	■市内で活動する自然保護団体等へ意識調査票の作成を依頼	11団体依頼
7月28日	■市内で活動する自然保護団体等へのヒアリングを実施	7団体実施
7月28日	○庁内関係各課へのヒアリングを実施	
8月26日	□第1回八潮市環境審議会 1 第2次八潮市環境基本計画（案）について諮問 2 第2次八潮市環境基本計画（案）について検討、審議	
9月10日～ 11月30日	「八潮の環境写真」コンテスト作品の募集	優秀な作品は、第2次八潮市環境基本計画書に掲載する（14作品応募）
11月12日	□第2回八潮市環境審議会 1 第2次八潮市環境基本計画（案）について検討、審議 2 小学生環境ポスターの最優秀賞、優秀賞の選考	最優秀賞1点、優秀賞8点
11月19日	○経営戦略会議において第2次八潮市環境基本計画（案）の進捗について報告	
11月19日～ 11月30日	○庁内関係各課へ第2次八潮市環境基本計画（案）の内容について確認	

○：庁内 □：議会、審議会 ■：市民参加

平成28年	事項	内容
1月14日	□第3回八潮市環境審議会 1 第2次八潮市環境基本計画（案）について検討、審議 2 八潮の環境写真コンテストの最優秀賞、優秀賞の選考	最優秀賞1点、優秀賞4点
1月28日	□第4回八潮市環境審議会 1 第2次八潮市環境基本計画（案）について検討、審議	
2月4日	○庁議において第2次八潮市環境基本計画（案）の進捗について報告	
2月4日～ 2月8日	○庁内関係各課へ第2次八潮市環境基本計画（案）の内容について確認	
2月7日	■八潮市環境推進大会において小学生環境ポスターと「八潮の環境」写真コンテストの優秀作品を表彰・応募全作品を展示	
2月10日～ 3月10日	■第2次八潮市環境基本計画（案）のパブリックコメント	対象：市民・事業者・団体 意見：13件
3月22日	□第5回八潮市環境審議会 1 第2次八潮市環境基本計画（案）について審議 2 八潮市環境基本計画（案）の答申（案）について・答申	
3月24日	○経営戦略会議において第2次八潮市環境基本計画（案）の進捗について報告	
4月7日	○庁議付議	

【諮問】

八潮環発第379号

平成27年8月26日

八潮市環境審議会

会長 田林 弘子 様

八潮市長 大山 忍

第2次八潮市環境基本計画（案）について（諮問）

標記計画の策定にあたり、八潮市環境基本条例第25条第2号の規定により、貴審議会の意見を求めます。

【答申】

八潮環審発第9号

平成28年3月22日

八潮市長 大山 忍 様

八潮市環境審議会

会長 小林 平

第2次八潮市環境基本計画（案）について（答申）

平成27年8月26日付け、八潮環発第379号で諮問された標記の件について慎重審議の結果、下記のとおり意見を付して答申します。

答 申

第2次八潮市環境基本計画は、これまでに実施してきた施策を基本としつつ、本市の環境行政を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、平成28年度から平成37年度までの10年間における本市の環境行政の要となる計画です。

本審議会では、第2次八潮市環境基本計画（案）について諮問を受け、専門的な見地や市民としての視点に立ち、活発かつ慎重に議論を行い、示された第2次八潮市環境基本計画（案）を補完し、修正を加えたうえで、別添のとおり答申します。

記

本計画の推進にあたっては、適切な進行管理を行い、本市の将来の望ましい環境像である、「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」の実現のため、各施策を着実に実施すること。

【パブリックコメント実施結果】

- | | |
|---|--|
| <p>1 意見募集期間
平成28年2月10日から平成28年3月10日まで（30日間）</p> <p>2 意見提出者・件数
提出者数 2人
意見件数 13件</p> | <p>3 意見と市の考え方
（反映区分）
A：意見を反映し、案を修正する（した）
B：すでに案で対応している
C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく
D：意見を反映できなかった（しない）
E：その他</p> |
|---|--|

●パブリックコメントの意見と対応

意見番号	箇所	ご意見の趣旨	八潮市の回答	反映の区分
1	第1章 用語解説 「分散型エネルギーシステム」	どのようなシステムを用いると分散型エネルギーを実現することができるのか、具体的に記載した方が市民等の理解を得やすいと考えられるため、説明文を「家庭や企業が発電所等など大規模かつ集権的なエネルギーシステムに依存するのではなく、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなど需要地に隣接して分散配置される発電設備を活用する仕組みのこと。」への修正を提案します。	ご意見を反映し、「分散型エネルギーシステム」の用語解説を「家庭や企業が発電所など大規模かつ集中型エネルギーシステムに依存するのではなく、消費地近くに分散配置される比較的規模の小さい発電設備や熱源機器などから供給される電気や熱といったエネルギーを活用する仕組みのこと。」に修正しました。	A
2	第1章 用語解説 「スマートシティ」	スマートシティの概念においてエネルギーは、電力のみならずガスや熱も含まれることから、説明文の1行目、「・・・街全体のエネルギーの有効活用を・・・」に修正し、さらに説明文末尾には、防災面においても大きな効果が期待できることから「街で使われるエネルギーを融通し合い、効率的に使うことで、環境性はもちろん、防災力も向上することができる。」の文言を付け加えることを提案します。	ご意見を反映し、「スマートシティ」の用語解説を「情報通信技術や環境技術などの先端技術を駆使して街全体のエネルギーや資源の有効利用を図ることで、省資源化を徹底した環境配慮型都市。再生可能エネルギーの効率的な利用を可能にするスマートグリッド（電力の需要と供給を常時最適化する次世代の電力網）、電気自動車の充電システム整備に基づく交通システム、蓄電池や省エネ家電などによる都市システムを総合的に組み合わせたまちづくりのこと。 街で使われるエネルギーを融通し合う仕組みが構築されるため、災害時のエネルギー確保も期待できる。」に修正しました。	A

意見番号	箇所	ご意見の趣旨	八潮市の回答	反映の区分
3	第4章「2 生活環境分野」、「方針1：生活環境の保全」、「ア 施策」、「②自動車対策」、「2-1-9エコドライブの普及・促進」の3番目	第1章の用語解説で「次世代自動車」の説明を行っているので、表現を統一するため「公用車の購入等にあたって、次世代自動車の導入を推進します。」への修正を提案します。	ご意見を反映し、該当箇所を「公用車の購入等にあたっては、次世代自動車の導入を推進します。」に修正しました。	A
4	第4章「2 生活環境分野」、「方針1：生活環境の保全」、「イ市民・事業者の取組」、「②自動車対策」、「市民」の4番目	第1章の用語解説で「次世代自動車」の説明を行っているので、表現を統一するため「次世代自動車を購入しましょう。」への修正を提案します。	ご意見を反映し、該当箇所を「次世代自動車を購入しましょう。」に修正しました。	A
5	第4章「2 生活環境分野」、「方針1：生活環境の保全」、「イ市民・事業者の取組」、「②自動車対策」、「事業者」の6番目	第1章の用語解説で「次世代自動車」の説明を行っているので、表現を統一するため「次世代自動車を導入しましょう。」への修正を提案します。	ご意見を反映し、該当箇所を「次世代自動車を導入しましょう。」に修正しました。	A
6	第4章「4 地球環境分野」、「方針1：省資源の推進」、「ア施策」、「①省エネルギーの推進」、「4-1-1省エネ機器の利用促進」の5番目	第1章の用語解説で「次世代自動車」の説明を行っているので、表現を統一するため「公用車の購入等にあたって、次世代自動車の導入を推進します。」への修正を提案します。	ご意見を反映し、該当箇所を「公用車の購入等にあたっては、次世代自動車の導入を推進します。」に修正しました。	A

意見番号	箇所	ご意見の趣旨	八潮市の回答	反映の区分
7	第4章「3 快適環境分野」、「方針1：環境と調和したまちづくり」、「ア施策」、「①開発事業における環境配慮の推進」、「3-1-2環境配慮建築物の促進」	八潮市では今後、住宅・事業所単体のみならず、まち単位での開発も予想されます。たとえば、埼玉県「エコタウン推進事業」に手を挙げ、開発段階から環境に優しいまちを推進する方策も有効であると考えます。	本計画を推進する上で参考とさせていただきます。	C
8	第4章「4 地球環境分野」、「方針1：省資源の推進」、「イ 市民・事業者の取組」、「①省エネルギーの推進」、「市民」5番目	家庭で使用するエネルギーは電気に加え、熱も大きな割合を占めています。高効率給湯器、さらには家庭向けの「分散型エネルギーシステム」であり、熱と電気を同時に発生させる「家庭用燃料電池」についても具体例として挙げた方がよいと思われるので、「省エネルギー型の家電製品、照明や給湯器、家庭用燃料電池(エネファーム)などを導入しましょう。」への修正を提案します。	ご意見を反映し、該当箇所を「省エネルギー型の家電製品、照明や給湯器、家庭用燃料電池(エネファーム)などを導入しましょう。」に修正しました。	A
9	第4章「4地球環境分野」、「方針1：省資源の推進」、「イ 市民・事業者の取組」、「②再生エネルギーの導入」	現在、自然エネルギーは、太陽光と太陽熱の2種が主体であるため、対象を明示した方が市民等の理解を得やすいと考えるため、「太陽光発電、太陽熱など自然エネルギーの利用に努めましょう。」に修正することを提案します。	ご意見を反映し、該当箇所を「太陽光発電、太陽熱など自然エネルギーの利用に努めましょう。」に修正しました。	A
10	第4章 用語解説「コージェネレーションシステム」	コージェネレーションシステムがどういった設備であるか詳細な記述を加えた方が市民等の理解を得やすいと考えられるため、「・・・給湯・暖房などを行う分散型エネルギーシステム(タービン、ガスエンジン、燃料電池、家庭用燃料電池(エネファーム)など。）」への修正を提案します。	ご意見を反映し、「コージェネレーションシステム」の用語解説を「熱電供給システムのこと。発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム(タービン、ガスエンジン、燃料電池、家庭用燃料電池(エネファーム)など。）」に修正しました。	A

意見番号	箇所	ご意見の趣旨	八潮市の回答	反映の区分
11	第4章「4 地球環境分野」、「方針2：低炭素型まちづくりの推進」、「ア 施策」、「②公共交通機関の利用促進」、「4-2-4コミュニティバスの運行」	公用車のみならず、多くの市民が利用するコミュニティバスについても環境に配慮した「次世代自動車」を導入し、より高い環境保全効果を目指すべきと考えるため、「コミュニティバスの購入にあたっては、次世代自動車の導入を推進します。」と本文に追記することを提案します。	いただいたご意見については、第4章「2 生活環境分野」、「方針1：生活環境の保全」、「イ 市民・事業者の取組」、「②自動車対策」、「事業者」の6番目の文言に意図が盛り込まれています。	B
12	箇所の指定なし	八潮市はタバコやごみ（コンビニの商品袋）のポイ捨てが他市に比べて、多いと思われるので、ポイ捨て防止看板の配布や条例の制定など有効に抑止できる対策をお願いしたい。	いただいたご意見については、第4章「目標達成のための取組」の「3 快適環境分野」の「(2) 関連指標・目標」の「方針1：環境と調和したまちづくり」の「ア 施策」⑤環境美化活動の推進と「イ 市民・事業者の取組」の「⑤環境美化活動の推進」に意図が盛り込まれています。 なお、ポイ捨て防止看板についてはすでに配布をしております。また、条例についても、平成16年に「八潮市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例」を制定しております。	B
13	箇所の指定なし	八潮市には、三郷市の県立(県営)みさと公園のような大きな公園がないので、中川沿いの水辺に県立(県営)公園を誘致して、市民に憩いと潤いの場を造って欲しい。	中川沿いの水辺への県営公園の誘致につきましては、以前に埼玉県と話し合いを行ったところ、配置基準等の諸条件を考慮した場合、県が整備する事業として極めて難しいとの回答を得ております。 なお、市内に憩いと潤いの場を創出するための施策については、第4章「目標達成のための取組」の「1 自然環境分野」、「3 快適環境分野」の記載に意図が盛り込まれています。	D

【八潮市環境審議会委員名簿】

任期：平成 25 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日

(敬称略【◎会長、○副会長】)

区分	氏 名	推 薦 団 体 等
条例第 26 条第 2 項 第 1 号 学識経験を有する者	小 倉 正 昭	学識経験者（弁護士）
	太 田 武 彦	学識経験者（会社経営）
条例第 26 条第 2 項 第 2 号 関係団体が推薦する 者	稲村 健太郎	（社）草加八潮医師会
	◎ 田 林 弘 子	埼玉県生態系保護協会草加・八潮支部
	竹本 美恵子	八潮市商工会
	阿 部 弦	草加八潮工業会 任期 H25.10.1～H27.4.1
	柳 川 勝 美	草加八潮工業会 任期 H27.4.2～H27.9.30
	木 内 武 彦	NPO法人埼玉環境カウンセラー協会
条例第 26 条第 2 項 第 4 号 その他市長が必要と 認める者	池 淵 勉	市民代表
	○ 小 林 平	市民代表

任期：平成 27 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

(敬称略【◎会長、○副会長】)

区分	氏 名	推 薦 団 体 等
条例第 26 条第 2 項 第 1 号 学識経験を有する者	小 倉 正 昭	学識経験者（弁護士）
条例第 26 条第 2 項 第 2 号 関係団体が推薦する 者	稲村 健太郎	（社）草加八潮医師会
	○ 加 納 正 行	埼玉県生態系保護協会草加・八潮支部
	竹本 美恵子	八潮市商工会
	柳 川 勝 美	草加八潮工業会
	木 内 武 彦	NPO法人埼玉環境カウンセラー協会
条例第 26 条第 2 項 第 3 号 関係行政機関の職員	齋 藤 忠 俊	埼玉県越谷環境管理事務所
条例第 26 条第 2 項 第 4 号 その他市長が必要と 認める者	池 淵 勉	市民代表
	◎ 小 林 平	市民代表

【事務局】

No	所 属	職 名	氏 名
1	生活安全部	部長	吉 野 公 一
2	生活安全部	副部長	佐々木 千 秋
3	生活安全部 環境リサイクル課	課長	向 忠 義
4	生活安全部 環境リサイクル課 環境保全係	係長	本 間 和 成
5	生活安全部 環境リサイクル課 環境保全係	主事	中 村 美 咲

資料4 用語解説索引

用語	用語解説頁	掲載頁	
		用語に※印を付した頁	その他掲載頁
英数字			
3R（スリー・アール）	7	2	31,72,78,79
CSR	84	81	72,83
ISO14001	84	81	5,82,83
NPO	91	89	92
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	56	55	
あ行			
アイドリング・ストップ	60	57	56,59,64,81,82
アスベスト（石綿）	56	55	24,61,62
綾瀬川清流ルネッサンス 21 地域協議会	25	21	
生垣設置奨励金制度	49	47	
一般廃棄物	80	78	14,29
役務	11	10	
エコアクション21	84	82	83
エコツアー	51	50	70,71
エコドライブ	56	55	57,59,81,82
エコファーマー	17	16	17,52,53
エコマーク	84	82	
エコライフDAY	83	81	31,82
エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく届出	67	64	
温室効果ガス	6	1	5,6,14,29,30,31,38,39,41,43,72,76,77,83
か行			
快適環境	5	1	12,26,27,35,38,41,42,63,88
外来生物	40	37	15,42,46,50,51
街区公園	27	26	
開発事業	28	27	36,63,64,65,83
風の道	31	31	
環境アドバイザー	91	89	93
環境コミュニケーション	62	61	82,83,93
環境への負荷	9	9	10,17,38,40,41,84
環境マネジメントシステム	84	81	14,81,82,96
環境学習応援隊	91	89	
環境活動	5	1	12,32,33,36,38,39,41,43,83,88,89,90,92,93,94,95

用語	用語 解説頁	掲載頁	
		用語に※印 を付した頁	その他掲載頁
環境基準	24	18	4,19,20,21,22,23,37
環境基本法	14	14	11,24
環境教育アシスタント	91	89	
環境保全型農業	17	16	46,52,53
基準年度	9	9	30
希少野生動植物	51	50	70
気候変動枠組条約	6	1	4,5
キッズISO	83	81	92,93
京都議定書	6	1	4,5,14
協働	7	3	8,12,16,17,26,32,33,36,38,39,43, 47,48,50,51,53,60,62,64,66,69, 71,75,77,80,83,87,88,89,90,92, 93,94,95,96
郷土種	51	50	
近隣公園	27	26	
グリーンコンシューマー	80	78	
グリーンマーク	84	82	
グリーン購入	84	81	11,82,83
グリーン成長	7	2	3
下水道普及率	25	24	
建設副産物	80	78	
建築物エネルギー消費性能向上 計画認定申請	67	64	
建築物エネルギー消費性能認定 申請	67	64	
公害	11	10	12,13,14,17,18,21,24,37,42, 58,59
光化学オキシダント	25	20	20,37
洪水ハザードマップ	87	86	
コージェネレーションシステム	75	73	74
こどもエコクラブ	93	92	91
さ行			
再生可能エネルギー	6	2	4,6,7,38,43,72,73,74,75
再生可能エネルギー固定価格買 取制度	6	2	4
再生資源	11	10	80
CO ₂ 排出係数	31	30	
資源化率	31	30	78,80
次世代自動車	7	2	5,57,59,73,81
シックハウス症候群	62	61	24

用語	用語 解説頁	掲載頁	
		用語に※印 を付した頁	その他掲載頁
市の事務・事業による温室効果 ガス	31	30	76,77
循環型社会	6	2	7,31,40,43,72,78
循環資源	7	2	78,80
食品ロス	80	78	79
親水化	49	47	66
水洗化率	25	24	60
スマートシティ	7	2	
生産緑地	17	16	4,52,54
生態系	7	2	5,12,15,42,46,48,50,51,70,73, 86,87
生物化学的酸素要求量 (BOD)	25	21	22
生物多様性	5	1	2, 4,17,37,42,46,50
た行			
ダイオキシン類	25	21	22,24,37,55,61
地下鉄8号線	77	76	
地球温暖化	5	1	3,4,6,12,31,38,39,42,43,55,72,73, 76,77,85,86
地球温暖化対策の推進に関する 法律	14	14	1,5,6
地球環境問題	6	2	12,34,43,93
地区計画	28	27	103
地産地消	7	3	16,46,53,63,70,71
長期優良住宅	67	64	
低炭素建築物	67	64	
低炭素社会	5	1	
適応策	39	38	72,73,85
都市生活型公害	13	12	93
都市農地	54	52	
特定化学物質の環境への排出量 の把握等及び管理の改善の促進 に関する法律 (化管法 [PRTR 法])	25	23	
な行			
内水 (浸水) ハザードマップ	87	86	
二酸化窒素 (NO ₂)	24	18	
認定農業者	17	16	52,53
は行			
ハッピーこまちゃん	54	52	
パブリックコメント	77	77	
バリアフリー	43	42	63,64

用語	用語 解説頁	掲載頁	
		用語に※印 を付した頁	その他掲載頁
ヒートアイランド	39	38	31,42,46,47,72,76,85,87
ピオトープ	17	15	16,17,33,37,46,48,50,51,89
微小粒子状物質 (PM2.5)	25	19	3,4,37
部門 (温室効果ガス排出量の部門の解説)	31	29	30,38
浮遊粒子状物質 (SPM)	25	19	19
分散型エネルギーシステム	7	3	
ポジティブリスト	62	61	
保水性舗装	87	85	
保存樹木等奨励金制度	49	47	
ま行			
水環境改善緊急行動計画 (清流ルネッサンス)	25	21	4
水と緑のネットワーク	51	50	65
や行			
やしお家づくりデザインマナーブック	28	27	38,68,69,90
有機 JAS マーク	54	53	
優良建築物	28	27	69
優良農地	17	16	52
ユニバーサルデザイン	43	42	63
ら行			
リサイクル	13	12	2,6,7,11,17,30,31,32,38,43,72,78,79,80,82,83,89
リスク管理	6	1	
緑地協定	49	47	
緑道	51	50	63,65,66

第2次八潮市環境基本計画

平成28年4月

発行：八潮市

編集：八潮市生活安全部環境リサイクル課

〒340-8588 埼玉県八潮市中央1-2-1

TEL:048-996-2111

FAX:048-995-7367

電子メール kankyo@city.yashio.lg.jp



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

